

令和 6 年度 大学機関別認証評価
自 己 点 検 評 価 書
[日本高等教育評価機構]

令和 6 (2024) 年 6 月

同朋大学

はじめに

同朋大学は、文部科学大臣が認証する財団法人日本高等教育評価機構による認証評価（第三者評価）を受け、令和3年度大学機関別認証評価の結果、同朋大学は、「日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合している」と認定されました。認定期間は令和3年4月1日から令和10年3月31日までの7年間です。

本学は、今回の認証評価の結果を受け、教育研究のさらなる充実に努め、これからも建学の精神に基づき、その使命を果たして参ります。

そのため、令和4年度にも大学自己評価を行い、このたびは令和6年度版の大学自己評価を実施、公表します。

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	3
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	5
基準1. 使命・目的等	5
基準2. 学生	10
基準3. 教育課程	34
基準4. 教員・職員	55
基準5. 経営・管理と財務	64
基準6. 内部質保証	73
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	78
基準A. 建学の理念への取り組み	78
基準B. 地域社会との連携の推進	81
基準C. 障害学生の支援	86
基準D. 他の教育関係機関との連携（高大・幼大連携事業）	90
V. 特記事項	—
VI. 法令等の遵守状況一覧	93

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

同朋大学（どうほうだいがく）は、文政 9（1826）年に名古屋東本願寺掛所内（現：真宗大谷派名古屋別院）に開設された仏教図書館「閼蔵長屋（えつぞうながや）」を嚆矢とする。その後、大正 10（1921）年、「真宗専門学校」として設立され、昭和 25（1950）年には、学制改革により大学に昇格し「東海同朋大学」（仏教学部仏教学科）と称した。

さらに、昭和 34（1959）年に大学名を「同朋大学」と改め、昭和 36（1961）年には仏教学部を文学部に改め、社会福祉学科を設置し、昭和 39（1964）年には国文学科を増設した。昭和 59（1984）年には社会福祉学科が独立して社会福祉学部となり、昭和 61（1986）年に別科（仏教専修）を設置している。

文学部仏教学科は、平成 6（1994）年に仏教文化学科に名称変更した後、平成 21（2009）年に仏教学科に復し、現在に至る。文学部国文学科は、平成 6（1994）年に日本文学科、平成 17（2005）年に人間文化学科、平成 21（2009）年に人文学科とし現在に至る。

社会福祉学部社会福祉学科は、平成 17（2005）年に社会福祉専攻・幼児福祉専攻の 2 専攻を整え、さらに幼児福祉専攻は平成 21（2009）年に子ども学専攻に名称変更し現在に至る。

以上の学部・学科の変遷は、本学における建学の精神の本質を見失うこと無く、時代に適したあり方を模索してきた結果であり、それは今日も不断に探求されている。

また、同朋学園全体としては、同朋幼稚園を昭和 27（1952）年、同朋高等学校を昭和 32（1957）年、名古屋音楽短期大学を昭和 40（1965）年、名古屋造形芸術短期大学を昭和 42（1967）年に設立し、名古屋音楽大学を昭和 51（1976）年、名古屋造形芸術大学を平成元（1989）年に設置（現在は名古屋造形大学）して、今日の同朋学園へと発展している。

建学の精神は「同朋和敬（どうぼうわきょう）」という。これは「弟子一人も持たずそうろう」（『歎異抄』第六章）といい、同信の人たちを「御同朋・御同行（おんどうぼう・おんどうぎょう）」と敬った親鸞が示した「同朋（どうぼう）」精神と、日本仏教のはじまりの人と敬われる聖徳太子の「和敬（わきょう）」の精神に拠っている。本学は建学の精神を具現化する「共なるいのちを生きる」ことを教育・研究の基底に据え、長きにわたって「いのちの教育」をひたすら実践し、社会に貢献してきた。その意味で本学の今日までの教育・研究は、物質文明全盛の時代にあって「心」の重きことを叫び続けた歴史であったといっても過言ではない。

「学則」に「仏教精神、ことに親鸞の同朋精神と聖徳太子の和敬の精神を建学の理念」として記し、文学部は「人間を探究する学部」で、仏教学科は「親鸞の教えに、人間として生きる道を尋ねる」ためにあり、人文学科は「真の人間の探究と発見及び自己の生き方を学ぶこと」として位置づけ、社会福祉学部社会福祉学科は、「ともに生きがいのある社会の実現に寄与する人間を養成すること」を目的として掲げている。

現代社会は、効率を重視し、成果主義を第一とするようになった。いのちの意味を考えるよりも、経済や社会的利得を優先する。しかし一方で、そうした潮流に満足できず、自己の存立を見いだせないまま苦しんでいる人間が何と多いことであろうか。こうした現代社会の課題を見据えた時、大切なことは自らの存立基盤が何であり、それが具体的にどのような社会的に実現するかを問い、実践し続けることと思われる。本学の社会的使命は、

「学則」の「人格を陶冶し、人類文化及び社会福祉に貢献する人間を養成する」ことを通して、その存立基盤である建学の精神「同朋和敬」を社会にどのように具現化していくのか、その取り組みを続けることと考える。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

文政9 (1826) 年9月	名古屋東本願寺掛所(現・真宗大谷派名古屋別院 名古屋市中区橘)の境内に「閼蔵長屋」創設。
大正10 (1921) 年6月	真宗大谷派名古屋別院の境内に「真宗専門学校」創立(同朋学園創立記念日6月13日)。
昭和5 (1930) 年4月	「真宗専門学校」に「研究科」設置。
昭和17 (1942) 年4月	学舎を八事(名古屋市昭和区滝川町)に移転。
昭和25 (1950) 年4月	学舎を現在地(名古屋市中村区稲葉地町)に移転。「東海同朋大学」開設(仏教学部仏教学科)。
昭和26 (1951) 年3月	法人名を「財団法人真宗専門学校」から「学校法人同朋大学」に改称。
昭和34 (1959) 年4月	「東海同朋大学」を「同朋大学」と改称。
昭和36 (1961) 年4月	「仏教学部」を「文学部」と改め「社会福祉学科」増設。
昭和39 (1964) 年4月	「国文学科」増設。
昭和40 (1965) 年4月	法人名を「学校法人同朋学園」と改称する。
昭和52 (1977) 年4月	「同朋学園佛教文化研究所」開設。
昭和54 (1979) 年6月	「知成館」竣工(～平成21(2009)年)。
昭和57 (1982) 年10月	「知文会館」(名古屋市中村区則武)竣工。
昭和60 (1985) 年4月	「社会福祉学部社会福祉学科」設置。
昭和61 (1986) 年4月	「別科」(仏教専修)開設。
平成4 (1992) 年4月	「同朋学園佛教文化研究所」を改め「同朋大学仏教文化研究所」開設。
平成4 (1992) 年10月	「成徳館」竣工。
平成6 (1994) 年4月	文学部の学科名称変更(仏教学科→仏教文化学科、国文学科→日本文学科)、「”いのちの教育”センター」開設。
平成7 (1995) 年4月	社会福祉学部附属「福祉臨床・情報センター」開設。
平成13 (2001) 年11月	スウェーデンのストックホルム教育大学と学術交流協定締結。
平成15 (2003) 年4月	「大学院文学研究科仏教文化・文学専攻修士課程」開設。
平成16 (2004) 年4月	「大学院人間福祉研究科人間福祉専攻修士課程」開設。
平成17 (2005) 年4月	「大学院文学研究科仏教文化・文学専攻修士課程」を「仏教文化専攻博士前期課程」とし、併せて「博士後期課程」開設。文学部の「日本文学科」を「人間文化学科」に改組し、社会福祉学科に「社会福祉専攻」と「幼児福祉専攻」を設置。
平成17 (2005) 年9月	「Do プラザ閼蔵」(図書館等)竣工。
平成20 (2008) 年10月	「博聞館」(研究室・実習指導室等)竣工。
平成21 (2009) 年4月	文学部の「仏教文化学科」を「仏教学科」に復し、「人間文化学科」を「人文学科」に改組。社会福祉学科の「幼児福祉専攻」を「子ども学専攻」に名称変更。
平成22 (2010) 年1月	「勝友館」(食堂棟)竣工。
平成24 (2012) 年10月	「善友館」(クラブハウス)等竣工。

同朋大学

平成25（2013）年11月	文学部と、インドネシアのバジャジャラン大学人文学部（バンドン市）との間に、学部間交流協定締結。
平成26（2014）年3月	「同朋大学・名古屋音楽大学・名古屋造形大学」と名古屋市中村区との地域振興等の連携協定締結。
平成26（2014）年4月	社会福祉学科の社会福祉専攻の定員を140人→130人に、子ども学専攻の定員を50人→60人に変更。文学部のコース名を専攻名に変更。
平成27（2015）年4月	大学院人間福祉研究科に「臨床心理学専攻」を設置。併せて「心理臨床センター」を設置。
平成27（2015）年6月	同朋大学と、あま市・津島市と連携協定を締結。
平成30（2018）年4月	文学部人文学科の定員を50人→60人に、仏教学科の定員を20人→10人に変更。
令和元（2019）年4月	文学部人文学科の外国文学・映像文化の2専攻を廃止し、現代教養専攻を設置、4専攻を3専攻に再編成（「2. 本学の現況」参照）。
令和2（2020）年4月	大学院の文学研究科と人間福祉研究科を統合して「人間学研究科（仏教人間学専攻）」（仏教文化分野・人間福祉分野・臨床心理分野）とし、併せて博士後期課程において「仏教文化分野」に加え、「臨床心理分野」を設置。
令和3（2021）年4月	社会福祉学部社会福祉学科子ども学専攻の定員を60人→50人に、文学部人文学科の定員を60人→70人に変更し、社会福祉学部190人→180人、文学部70人→80人とした。
令和6（2023）年4月	社会福祉学部に「心理学専攻」（定員40人）を増設（社会福祉専攻心理学から独立）、あわせて社会福祉専攻の定員を140人→100人とした。

2. 本学の現況

- ・大学名 同朋大学
- ・所在地 〒453-8540 愛知県名古屋市中村区稲葉地町7-1
- ・学部構成

文学部	仏教学科	（真宗学分野・仏教史学分野）
	人文学科	日本文学専攻・歴史文化専攻・現代教養専攻
社会福祉学部	社会福祉学科	社会福祉専攻・子ども学専攻・心理学専攻
大学院	人間学研究科	仏教人間学専攻
	博士前期課程	仏教文化分野・人間福祉分野・臨床心理分野
	博士後期課程	仏教文化分野・臨床心理分野
	別科（仏教専修）	
- ・学生数、教員数、職員数
 - ・学生数＝合計1,097人
 - 文学部336人／社会福祉学部731人 … 学部合計1,067人
 - ／人間学研究科（博士前期）25人／人間学研究科（博士後期）5人 … 大学院合計30人
 - 別科（仏教専修）21人
 - ・教員数＝本務教員44人／兼務教員130人
 - ・職員数＝本務職員14人／嘱託職員8人／非常勤職員30人

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

本学は創立以来、浄土真宗を開いた親鸞の「同朋（どうぼう）」精神と日本仏教の祖と敬われる聖徳太子の「和敬（わきょう）」の精神よりなる「同朋和敬（どうぼうわきょう）」を建学の精神としている。この建学の精神に基づき、その具現として「共なるいのちを生きる」ことを教育・研究の基底に据え、長きにわたって「いのちの教育」をひたすら実践してきた。またこの建学の精神について、「同朋大学学則」及び「同朋大学大学院学則」に明示するとともに、大学案内、本学のホームページ、学生手帳などを通じて示している。

1-1-② 簡潔な文章化

すでに「I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色」及び「基準 1. 1-1-①」で述べたとおり、本学の使命・目的及び教育目的は「学則」に「簡潔な文章」で明文化している。

本学の建学の精神である「同朋和敬」の精神は、「共なるいのちを生きる」という標語によって、学生を始め広く一般に浸透している。

1-1-③ 個性・特色の明示

建学の精神に基づいた人間を育てることについては「学則」等に明示されている。すなわち「学則」第1条に「本学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、仏教精神、ことに親鸞の同朋精神と聖徳太子の和敬の精神を建学の理念として、広く知識を授け専門の学術を教授研究し、併せて人格を陶冶し、人類文化及び社会福祉に貢献する人間を養成することを目的とする」とうたい、「大学院学則」第1条にも「本学大学院は、仏教精神、ことに親鸞の同朋精神と聖徳太子の和敬の精神を建学の理念として、その精神にのっとり、仏教文化並びに人間福祉を教授研究し、その深奥を究めて学術文化の継承発展と心の豊かな人間社会の構築に貢献することを目的とする」とうたっている。また、毎年、学生全員に配布する『学生手帳』には、本学の使命・目的を明記している。

建学の精神を全学的に確認する場としては、同朋大学・名古屋音楽大学・名古屋造形大学（三大学）の合同入学式での学長挨拶や卒業式の学長式辞をはじめ、学祖住田智見の命日（7月1日）に行う成徳忌・謝徳会（2限実施）、親鸞正忌として行う大学報恩講（11月

21～28 日内の火曜 2 限)、新年最初に行う修正会、毎月 1 回、学生と教職員が感話を行う「人生を考える集い」等の行事がある。

さらに、毎年 4 月に全学部の新入生は、真宗大谷派名古屋別院（東別院）で新入生研修会を行い、仏教学科・別科の新入生は、真宗大谷派の本山である京都の真宗本廟（東本願寺）で研修会を実施している。建学の精神に触れる場をさまざまに用意し、理解を深めるよう努めている。学部においては、宗教科目として「宗教と人間（釈尊と現代）」(2 単位)及び「宗教と人間（親鸞と現代）」(2 単位)、大学院においては「仏教人間学研究Ⅰ」(2 単位)を必修科目とし、全学生に建学の精神を伝えている。

1-1-④ 変化への対応

平成 28 (2016) 年 3 月に「中央教育審議会大学分科会大学教育部会」で示された「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー＝D P)、「教育課程編成・実施の方針」(カリキュラム・ポリシー＝C P) 及び「入学者受け入れの方針」(アドミッション・ポリシー＝A P) の策定及び運用に関するガイドラインを踏まえ、各学部・学科・研究科において三つのポリシーを改訂した。さらに、平成 30 (2018) 年度の教学マネジメント委員会にて全体的な視点から再検討し、A P については大学が求める学生像の明確化、C P では、どのような教育をしてどのような人間教育を実施するかを伝えること、D P では、学生が大学での学びにより身につけるべき力が何かを直接伝わる形で、「2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン (答申)」(平成 30 (2018) 年 11 月)を踏まえて三つのポリシーを全面的に見直し、公表している。

大学では、平成 28 (2017) 年度から令和 5 (2023) 年度までの 7 年間の平均充足率は、109%となっている。この 7 年間の文学部の平均充足率は 118%、社会福祉学部は 102%といずれも平均充足率は 100%を超過している。

文学部は平成 30 (2018) 年度より仏教学科と人文学科の定員比率を変更したうえ、令和元 (2019) 年度より人文学科を「日本文学専攻」「歴史文化専攻」「現代教養専攻」の三専攻に改組した。また、令和 3 (2021) 年度より人文学科定員を 70 人として(社会福祉学部社会福祉学科子ども学専攻から定員 10 人を移動)、志願者増に対応している。

社会福祉学部社会福祉学科子ども学専攻(入学定員 60 人)は、平成 28 (2017) 年度から令和 2 (2020) 年度までの 4 年間は 83%にとどまっていたため、令和 3 (2021) 年度から 10 人を減じ、文学部に移した。また、心理学への興味関心の増大という社会的状況に応じて社会福祉専攻内の「心理学分野」を「心理学専攻」として独立させ(定員 45 人)、あわせて社会福祉専攻の定員を 100 人、子ども学専攻の定員を 35 人とした。令和 6 (2024) 年 4 月時点で「心理学専攻」の入学者数は 66 名を数え、有効な対策であったと認識している。

なお、文学部人文学科においては令和 7 (2025) 年度から「現代教養専攻」を「現代文化専攻」に改組し、より現代社会の課題に対応する内容に昇華させる予定である。

(3) 1-1 の改善・向上方策(将来計画) ★★学長

前学長の任期満了を期限として設置された将来構想委員会に引き続き、現学長を議長とする新たな将来構想委員会を設置して改善・向上に努めている。委員会は運営会議メンバーおよび学長指名の教員より構成され、各学部、学科、専攻、コースより最低でも 1 名

の教員が参加するよう配慮されている。将来構想委員会では、2024 年度は、前年度からの引き継ぎ項目（「基礎演習、語学科目および教養共通科目の見直し」「現代文化専攻設置に伴う人文学科カリキュラム改訂」）に加え、「社会福祉学部社会福祉学科社会福祉専攻介護福祉コースの選択を入学後に可能にするためのカリキュラム改訂」「経済・情報・行政コースの名称およびカリキュラムの見直しと拡充（教員増員を含む）」について審議を進めた。

大学院については、令和 2（2020）年度より、従来の「文学研究科」「人間福祉研究科」を「人間学研究科仏教人間学専攻」一本に統合し、併せて博士後期課程に「仏教文化分野」に加えて、「臨床心理分野」を設けるなど、スリム化をはかりつつ時代のニーズに合わせた改組を実施した。

学部改組では、大学全体の定員は 260 人と変更はないが、令和 3（2021）年度から、志願者動向に合わせ、社会福祉学部社会福祉学科子ども学専攻の定員 10 人を減じ、文学部人文学科に移し、定員を 70 人に増やすなどの対応を行っている。上述のように、令和 6（2024）年度からは、心理学専攻を独立・増設し、社会福祉専攻・子ども学専攻との定員分割を行い、また文学部人文学科では「現代教養専攻」から「現代文化専攻」への強化改編を予定している。今後も少子高齢化が進捗する中で、社会的状況の変化を見て適切に対応していきたい。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

法人は、「学校法人同朋学園寄附行為」の第 3 条に「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、親鸞聖人の同朋和敬の精神による学校教育を行い、いのちを尊ぶ人間性豊かな人材を育成することを目的とする。」と定め、本学の目的として「基準 1. 1-1③ 個性・特色の明示」に記したように、「同朋大学学則」「同朋大学大学院学則」にその目的を定め、建学の精神に基づいた人間を育てることを明示している。

寄附行為の制定・改訂は理事会の承認を必要とし、教育研究上の目的の決定にあたっては、教授会の意見を聞いて、学長が決定し、審議内容によって常任理事会、理事会へと上程され、最終的に理事会にて決定してきており、相互の考えや意志の疎通を図っている。

1-2-② 学内外への周知

本学の使命・目的について、すでに「基準 1. 1-1-③ 個性・特色の明示」で述べたように、学生に対する建学の精神を確認する場をさまざまに設け、周知している。

また、教職員に対しては、平成 25（2013）年度より同朋大学ファカルティ・ディベロップメント委員会（以下、「FD委員会」）の主催で研修会を続けている。その他には毎年、「建学の精神の具現化」というテーマ内容で行われる真宗大谷派学校連合会の「学長校長合同協議会」及び「大学研修会」（「学長協議会」「担当者研修会」）に学長と、テーマに合わせた教職員が参加し続けている。令和 4（2022）年度は第 50 回「学長校長協議会」に松田正久学長が出席（「学長協議会」は単独では不開催、「担当者研修会」は不開催）、令和 5（2023）年度には第 31 回「大学研修会」が名古屋造形大学を会場として実施され、「学長協議会」には学長代理として福田琢文学部長が出席、「担当者研修会」に原田大輔事務部長補佐が出席、また同年度の第 51 回「学長校長協議会」に松田正久学長が出席している。

学外に対しては、「大学案内」をはじめ本学のホームページに明示するとともに、同窓会誌『朋流』、学園広報誌『Campus Report』等において本学の使命・目的を周知している。また、本学の”いのちの教育”センターによる公開講座の開講及び機関誌『BRIDGE』の発行、仏教文化研究所による同『所報』の発行を通して、本学の目指すところを周知することに努めている。

さらに、本学の研修施設である知文会館において、「人生を考える講座」及び「真宗講座」を行い、学外に発信している。「いのちの村出張講義」は申込制で本学の教員が学外に出張して講演を実施している。

1-2-③ 中長期的な計画への反映★★学長

2024 年度には、建学の精神のもと、安定した経営、および教育・研究のさらなる充実を目指して「同朋大学中期計画 2025 年度～2029 年度」を策定し、2025 年 3 月に学園理事会の承認を得た。中期計画の策定にあたっては、学長の素案を将来構想委員会に示し、各学部、学科の意見を求めたうえで最終案を教授会に提示し、今後の学部学科における将来的展望は基本的にこの中期計画を前提に、検証、集成しながら進めてゆくことを周知している。

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

本学の三つのポリシーを作成するにあたっては、まず建学の理念に基づく「同朋大学教育方針」を、以下のように策定している。

<同朋大学教育方針>

本学は、「同朋和敬」の精神を建学の理念とし、「広く知識を授け専門の学術を教授研究し、併せて人格を陶冶し、人類文化及び社会福祉に貢献する人間を養成する」ことを教育方針としています。

「同朋和敬」の精神は、「共なるいのちを生きる」とも言い表し、一人ひとりの「いのち」を大切にし、お互いの異なりを認め合い、敬い合うことで和し、真の平等たる人間関係（同朋）を実現していくことを願いとしています。

建学の理念に立脚し、自らを照らし出し、自己とは何か、人間とは何かを問い、そして自己と社会の関係を探求し、主体性・責任感をもって、現代社会・文化の諸課題と向き合い、心の豊かな人間社会の構築に向けて、生涯にわたり関わり続ける人になることを願う

ています。

以上の共通理解を前提として、各学部、学科、専攻がそれぞれの特色に応じた「受け入れ」（アドミッション）・「教育課程」（カリキュラム）・「学位授与」（ディプロマ）の三つのポリシーを定めている。三つのポリシーへの建学の理念の反映は十分果たされているものと認められる。

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

本学の教育研究は、親鸞の同朋精神と聖徳太子の和敬の精神に基づく「同朋和敬」の建学の理念を中心に据え、その精神によって真理を探究し人格を陶冶することを目的とする。

文学部仏教学科は現在、定員 10 人で最も小規模であるが、建学の精神を担う基幹学科として、別科（仏教専修、1 年課程 30 人）と併せ、本学の特色を体現している。専任教員は特別任用教授 1 名を含め計 5 名である。

日本文学及び歴史文化、現代教養を通して人間を探究する人文学科は現在、定員 70 人である。専任教員 10 名、特別任用教員 1 名の計 11 名をもって構成されている。

豊かな人間性を培い社会福祉の専門的知識や技術の取得を目指す社会福祉学部社会福祉学科は、社会福祉専攻（入学定員 100 人）、子ども学専攻（40 人）、心理学専攻（定員 40 人）の 3 専攻から成り、入学定員は 180 人である（令和 6（2024）年 4 月現在、令和 7（2025）年度から子ども学 35 人、心理学 45 人に変更）。

専任教員は特別任用教授を含め 28 名で構成されている。よって、文学部・社会福祉学部の専任教員数の合計は 44 名である。

大学院文学研究科は、平成 15（2003）年度に開設された文学研究科（博士前期課程・博士後期課程）と平成 16（2004）年度に開設された人間福祉研究科（修士課程）の 2 研究科で構成されてきたが、令和 2（2020）年度より両研究科を統合して人間学研究科仏教人間学専攻に再編成した。大学院の研究指導は、研究指導教員及び指導補助教員で行う複数体制を整え、密度の高い論文指導を行えるようにしており、大学院担当の専任教員は 18 名である。

また、本学には別科（仏教専修）がある。そこでは、仏教に関する学術・技能を専修し、併せて真宗大谷派教師資格の取得を目的とする。定員は 30 人である。

なお、大学の附属機関として「同朋大学仏教文化研究所」、「同朋大学”いのちの教育”センター」、「地域連携センター」がある。仏教文化研究所は、「ひろく仏教文化の研究と興隆に寄与し、もって地域社会に貢献する」ことを目的として、昭和 52（1977）年 4 月に設置された「同朋学園佛教文化研究所」が前身であり、平成 4（1992）年 4 月から同朋大学附属研究機関となった。所長は本学の教授から学長の委嘱により任命、所員は各学部から選出される所員と、非常勤職員（研究職等）で構成され、その他に研究顧問、客員所員及び客員研究員、特別研究員が所属し、任期 1 年（更新可）で所長より委嘱される。

“いのちの教育”センターは、「本学の建学の精神とその使命に基づき、いのち及び生の充実に関する学際的な研究とその社会的実践をもって生涯学習の推進をはかることを目的」とし、平成 6（1994）年に設置された。センター主幹改めセンター長（令和 5（2023）年度より）1 名と所員 4 名で構成され、センター長は学長が委嘱し、所員は各学部から選出

される。

「地域連携センター」は、「本学の建学の精神とその使命に基づき、地域住民、NPO、行政、産業界等との連携及び地域研究、生涯学習等本学の地域貢献活動を組織的に遂行」するため、平成 28（2016）年度に設置され、「同朋大学地域連携センター規程」に基づき運営されている。

社会福祉学部において「福祉臨床・情報センター」は、「相談活動及び福祉に関する研究、教育に関する事業を通じ、地域社会の福祉の向上に貢献することを目的」として、「同朋大学社会福祉学部附属「福祉臨床・情報センター」運営規程」に基づいて運営されている。

また、同じく大学院人間学研究科に設置されている「心理臨床センター」は、「臨床心理分野における専門的な研究・実践を通じ、地域社会に貢献すること」及び「臨床心理分野に学ぶ大学院生が臨床心理実習を行うための中心的施設として機能すること」を目的として、「同朋大学大学院人間学研究科附属「心理臨床センター」運営規程」に基づいて運営されている。

教育・研究組織の概要はおおむね以上の通りであり、本学の建学の精神、使命及び目的に相応しいものとして構成されている。

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

建学の理念及びそれに基づく本学の教育・研究目的は、現時点で役員・教職員及び学生を含む学内へ周知されており、また現在の教育研究組織、三つのポリシーにも反映されているものと認識している。今後の中期計画を立てていく中でも、引き続き本学の特色を活かした教育・研究の充実を図り、認識を共有しながら、魅力ある大学を作っていく。

【基準 1 の自己評価】

本学は親鸞が説いた「同朋」精神と聖徳太子の「和敬」の精神を建学の理念として掲げ、これを教育・研究の基底に据えつつ、時代の変化に対応して学部・学科構成に反映させてきた。建学の理念が意味するところは「共なるいのちを生きる」という平易な表現によって明確かつ簡潔に表現され、教員、職員、学生及びその他のステークホルダーに共有され、また成徳忌・謝徳会、報恩講、修正会、「人生を考える集い」等の年間行事によって学内外に周知され、理解と支持を得ている。三つのポリシーも、この建学の精神に基づく教育方針を反映させたものとなっている。中長期的計画も同様の方針に基づいている。

以上の理由によって、基準 1 は満たされていると考える。

基準 2. 学生

2-1. 学生の受け入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受け入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受け入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

本学の建学の精神、「同朋和敬」の理念を具現化し続けるために、文学部仏教学科、文学部人文学科、社会福祉学部社会福祉学科、大学院ではそれぞれ以下のようなアドミッション・ポリシー（入学生受け入れ方針）を策定し、これを大学ホームページ等に掲示する等して広く内外に周知している。なお、建学の理念である「同朋和敬」の精神は、各学部学科に共通するので（基準1 参照）、下記アドミッション・ポリシーでは割愛した。

<同朋大学アドミッション・ポリシー>

[使命と建学理念]

本学は、建学の理念である「同朋和敬（共なるいのちを生きる）」のもとに運営されている仏教系大学です。世界では、人種や言語、様々な特徴を持つ多様な人々が暮らしています。そうした人々が「共に学び、共に育ち、共に生きる」、そのことが実感できる大学であろうとしています。そのため障害者にも優しい大学づくりを進めています。こうした大学の理念に共感し、この大学でキャンパス生活を送ってみたい、そういう学生を求めています。

そのため、学生には、人間としての強い倫理観と共感力、自発性と行動力が期待され、共通教育を基礎に、学部での専門教育が組み立てられます。

[期待する学生像]

本学は、文学部と社会福祉学部からなる小規模（入学定員 260 人）の大学です。だからこそ、学生間や学生・教職員間での人間関係が濃密な中で、充実したキャンパス生活を送り、関心がある問題に共にチャレンジし、新しい自分を発見したいと考えている人を求めています。

本学は、「卒業認定・学位授与に関する方針(DP)」において、知識・理解、汎用的技能、態度・志向性、総合的な学修経験と創造的思考力の4つについて具体的に定め、養成する人間像を明示し、このアドミッション・ポリシーでは、本学に入学してほしい方々への期待について明らかにしています。大学での学び(基礎力・応用力・実践力)に加え、自分の興味や関心に応じて、多様な人々と関わり、スポーツやクラブ活動にも懸命に取り組める人、そして広く世界や社会に関心を持ち、問題を掘り下げ本質をつかむ洞察力を身につけたい人たちを本学は歓迎します。

[入学試験の基本方針]

人間の多様な面での能力を図るため、本学では、指定校推薦、公募推薦、自己推薦、スポーツ技能推薦、AO 入試、一般入試、「センター試験」利用入試など本人の学びへの姿勢や能力、入学後の発展の可能性などを探るため、多様な形で入学者を選抜しています。

<文学部仏教学科アドミッション・ポリシー>

[使命と教育理念]

親鸞の視座を根幹として、浄土真宗の教えに深く人間を学び、広く仏教の歴史・文化・思想を学ぶことで、混迷する現代社会を健やかに生きていく力を持つ人が成長する教育に取り組むのが本学仏教学科です。

[期待する学生像]

1. 一人ひとりの「いのち」を大切にし、お互いの異なりを認め合い、敬い合うことで和し、真の平等たる人間関係（同朋）を実現していく「同朋和敬」の精神に共鳴する人。
2. 親鸞の視座を大切に学び、本当の意味で人間として生きることを真摯に問いたずねようとする人。

[高校段階での修得が望ましい教育内容]

1. 浄土真宗・仏教への素朴な興味を持っていること。
2. 読む・書く・考える基礎的能力を身につけていること。

<文学部人文学科アドミSSION・ポリシー>

[使命と教育理念]

社会的な価値観に埋没しがちな個性の存在価値を大切にします。文学・歴史・思想・文化の各分野におけるアカデミックな教育を基盤に、人間そのもののあり方を考えるための普遍的な真理を探究するとともに、混迷する今という時代を生きるための「教養力」「思考力」を育むことが本学科の教育目的です。

[期待する学生像]

「日本文学専攻」「歴史文化専攻」「現代教養専攻」共に、普遍的な真理を探究することを目的とするのは言うまでもありませんが、現実社会に生きることをも意識し、両者の接点において自己発見をしてもらいたいと願い、次のような人を求めます。

1. 知的関心が高く、その充実に喜びを感じられる人。
2. 自己の内面に問いかけ、人間存在の価値を内証しようとする人。
3. 人文学を通して社会を見つめ、主体的に生きようとする人。

[高校段階での修得が望ましい教育内容]

1. 国語（現代文、古文・漢文）、地理歴史、公民、外国語（英語）に興味を持って積極的に学んでいること。
2. 読む・書く・考える等の基礎的能力を身につけていること。

<社会福祉学部社会福祉学科社会福祉専攻アドミSSION・ポリシー>

[使命と教育理念]

本学部は1961（昭和36）年に文学部社会福祉学科として創立されて以来、この建学の理念を礎に同朋福祉を実践してきました。1984（昭和59）年には社会福祉学部社会福祉学科となり、現在では「社会福祉専攻」「子ども学専攻」「心理学専攻」の三専攻を設けています。

社会福祉専攻では「社会福祉専門職」の養成を目指し、さらに社会貢献をも目指しています。本専攻では以下のことに意欲を持って取り組む人を求めています。

[期待する学生像]

1. 「同朋和敬」の精神に立脚し、社会福祉に関する基礎的・基本的な知識・技能を学ぶことができる人。
2. その知識・技能を活用して、自ら課題を発見し、その解決に向けて探求することができる人。
3. それらの成果等を表現するために必要な思考力・判断力等の能力を身につけたいという意欲のある人。

[高校段階での修得が望ましい教育内容]

1. 高校までの基礎的な知識とともに読む・書く・考える等の能力を身につけていること。
2. 社会福祉の支援を必要とする人々の生活に関心があり、ともに考える姿勢・意欲をもっている。
3. 社会的な諸問題や活動に関心をもち、主体的に行動するなど課題解決に向けた意欲を有している。
4. 他者とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな人とつながり協働しつつ学修する心構えを身につけている。

＜社会福祉学部社会福祉学科心理学専攻アドミッション・ポリシー＞

〔使命と教育理念〕

「同朋和敬」の精神を建学の理念とし、本学部は 1961（昭和 36）年に文学部社会福祉学科として創立されて以来、この理念を礎に同朋福祉を実践してきました。1984（昭和 59）年には社会福祉学部社会福祉学科となり、現在では「社会福祉専攻」「心理学専攻」「子ども学専攻」の三専攻を設けています。

心理学専攻では「心理学の専門家」となることを目指し、さらに社会貢献をも目指しています。本専攻では以下のことに意欲を持って取り組む人を求めています。

〔期待する学生像〕

1. 「同朋和敬」の精神に立脚し、心理学に関する基礎的な知識・技能を学ぶことができる人。
2. その知識・技能を活用して自ら課題を発見し、その解決に向けて探求することができる人。
3. それらの成果等を表現するために必要な思考力・判断力等の能力を身につけたいという意欲のある人。

〔高校段階での修得が望ましい教育内容〕

1. 高校までの基礎的な知識とともに読む・書く・考える等の基礎的能力を有している。
2. 心理的支援を必要とする人々の心理状態に関心があり、ともに考える姿勢・意欲をもっている。
3. 現代社会の心理的な諸課題に関心をもち、主体的に課題解決に向けた意欲を有している。
4. 他者とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな人のことを理解し援助できる。

＜社会福祉学部社会福祉学科子ども学専攻アドミッション・ポリシー＞

〔使命と教育理念〕

同朋大学は、「同朋和敬」の精神を建学の理念としています。「同朋和敬」とは、すべてのいのちは平等であるとの理解のもと、互いに敬い合って「共なるいのち」を生きていくという願いのことです。子ども学専攻は、2005（平成 17）年に幼児福祉専攻として創設されて以来、この建学の理念を礎に、子どもの福祉・教育を実践してきました。本専攻は、子どもの育ちと学びを支え、また、子どもをとりまく社会や家庭への支援を行うことのできる、質の高い「子どもの専門家」を養成し、社会に貢献することを目指しています。本専攻では、この理念に基づき、以下のような人を求めます。

〔期待する学生像〕

1. 「同朋和敬」の精神に立脚し、将来的に「子どもの専門家」として社会で活躍するため

の基礎的・専門的な知識・技能を学ぶことができる人。

2. またその知識・技能を活用して、自ら発見した課題の解決及び、一人ひとりの子どもの育ちと学びの支援のために必要な思考力・判断力等の能力を身につけたいという意欲のある人。

[高校段階での修得が望ましい教育内容]

1. 基礎的な読む・書く・考える能力を身につけていること。
2. 現代社会、公民、政治・経済に関心をもっていること。
3. 高校生活におけるボランティア・地域活動の学びを発展させ、主体性をもち、多様な人々と協働しつつ学修する態度を身につけていること。

<大学院人間学研究科アドミッション・ポリシー>

本学大学院人間学研究科は博士前期課程（仏教文化分野・人間福祉分野・臨床心理分野）と博士後期課程（仏教文化分野・臨床福祉分野）からなっています。分野ごとに選抜試験を実施し、以下の能力等を持っている方を求めています。

〔人間学研究科博士前期課程〕

1. 当該分野の学士課程を卒業するか、あるいはこれと同等の能力をもち、さらなる研究への強い意欲をもつ方
2. 志望する分野に関する基礎的知識・技能をそなえ、研究課題に対して、論理的思考力によって問題解決に至る能力を有する方
3. 研究に必要な資料を読解する語学力、理解力、及び教員をはじめ他者と意見を交わすことのできるコミュニケーション力をもっている方
4. 大学院で学び探求し、研究したことを、社会に還元していくための熱意・関心・実践力をもつ方

〔人間学研究科博士後期課程〕

1. 当該分野の博士前期課程（修士課程）を修了するか、あるいはこれと同等の能力をもち、高度な研究への強い意欲をもつ方
2. 志望する分野に関する専門的知識・技能を修得しており、研究者として研究課題に対して、論理的思考力によって問題解決に至る能力を有する方
3. 研究者をめざす学生や社会人で、仏教文化・臨床心理についての研究を、主体的かつ総合的に遂行しうる能力をもつ方

本学では以上のアドミッション・ポリシーを、「大学ホームページ➡大学案内」や各年度に発行する冊子「学生募集要項」に明記するほか、受験者、保護者を対象としたオープンキャンパスや、高校教員を対象とする入試説明会などで説明して、広く周知することに努めている。

学生募集活動においては、アドミッション・ポリシーとともに「学納金・大学が徴収する費用」をホームページの大学案内に示すとともに、「入学者数・収容定員・在学者数等」としてホームページの「大学案内☞情報公開☞教育研究活動等の状況についての情報の公表☞入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること」で公表している。オープンキャンパスでは各学科・専攻の教育の特徴や教育課程について

の説明会を実施するとともに、模擬授業を行い各学科・専攻の教育内容の一端を紹介している。また、学生と共に地域貢献事業などを行っている専攻・コースでは、例えば、社会福祉学科子ども学専攻の「キッズ・カレッジ」のように、オープンキャンパスに合わせて事業を実施し、その活動内容などを紹介している。さらに本学での学習・生活について詳しく知りたい希望者には、各学科・専攻・コースについての詳細な個別面談を実施し、教職員よりそれぞれの教育内容・教育課程について丁寧に説明をしたり、学生による学生生活のアドバイスやキャリア支援センター職員によるキャリア相談などを実施したりしている。

入学資格については大学及び大学院の学則に明記されており、それに基づいて「学生募集要項：出願資格」に明示している。身体に障害を持つ受験生には、受験生本人及び保護者、大学の三者が事前に十分に打ち合わせを行い、受験生に適した選抜試験を選択すると同時に、別室受験、試験時間延長、点字・拡大文字での試験問題作成、点字解答などの配慮を行い、適正に試験を実施している。

平成 27 (2015) 年度より、高校生の進路などに関する大学間の情報共有を通じて、同朋学園全体の入試業務の活性化及び効率化を図る目的で、同朋大学、名古屋音楽大学、名古屋造形大学の入試広報部が統合し、入試・広報センターが創設された。センターには、入試・広報センター長が置かれるとともに、各大学から入試・広報センター長補佐が選出され、入試・広報センター長補佐は、各大学において入試委員長を務める。

選抜試験は学長を総括責任者として、入試委員長と各学科より選出された入試委員、及び入試・広報センター課長（課長補佐）からなる入試委員会のもと、全学的な実施体制で行われている。入試委員会は、入試・広報センターと連携して、学生募集要項の作成・選抜試験の日程・科目の決定・試験案内の作成等を協議し、文学部・社会福祉学部の全教員から構成される連合教授会の承認を経て本学入学希望者に周知している。なお、選抜試験問題について、出題委員の選出や作成についての留意事項等も入試委員会において協議し、試験問題作成は厳正な管理のもとに行われている。その際、総合型選抜（アドミッションズ・オフィス方式及びオープンキャンパス参加方式）や学校推薦型選抜では、必要な基礎学力の状況把握に努め、独自の工夫（小論文、面接、学習や活動の評価など）のもとに実施し、一般選抜では、「思考力・判断力・表現力」を評価するため、記述式問題を導入するなどしている。

選抜試験に至るまでの広報や願書受付、当日の準備・設営等の具体的な試験業務、及び合格者発表等の業務は入試・広報センターがあたっている。また、受験生や高校からの相談や大学を訪問したいという要望等についても、常時受付・対応を実施している。

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受け入れの実施とその検証

本学の選抜試験には、学校推薦型選抜（公募・指定校 1 期・指定校 2 期・指定校 3 期）、総合型選抜（自己推薦）、総合型選抜（スポーツ技能）（1 期・2 期・3 期）、一般選抜 1 期（A 方式・B 方式・C 方式）、一般選抜 2 期、一般選抜 3 期、大学入学共通テスト利用選抜（前期・中期・後期）、総合型選抜（アドミッションズ・オフィス方式）（1 期・2 期・3 期・4 期・5 期）、総合型選抜（オープンキャンパス参加方式）（1 期・2 期）、総合型選抜（福祉科等特別）、総合型選抜（障がい等特別な支援を必要とする者）（1 期・2 期）、帰国生徒

選抜（1期・2期）、社会人選抜（1期・2期）、外国人留学生選抜（1期・2期・3期）、シニア選抜・シニア編入学選抜（1期・2期・3期）、編入学（転入学）選抜（1期・2期）、大学院選抜試験（人間学研究科博士前期課程）（1期・2期・3期）、大学院選抜試験（人間学研究科博士後期課程）（1期・2期）がある。選抜試験ごとに、以下に説明する受け入れ方針のもと、それに見合う選抜方法を用いている。

学校推薦型選抜（公募・指定校1期・指定校2期・指定校3期）は、本学の理念、社会的評価に呼応して積極的に本学を目指し、かつ在籍高校における評価の高い入学希望者に対して設けられたものである。総合型選抜（自己推薦）は、本学で学びたいと強く願う受験生が自己の特徴ある活動話し、本学の学びにそれを生かしていく方法をアピールするものである。小論文と面接を課している。総合型選抜（スポーツ技能推薦）（1期・2期・3期）は、スポーツの高い技能とそれによって陶冶された人間力を問うものである。高等学校のスポーツ指導者からの推薦書とスポーツ実績等の書類審査、面接を行っている。

一般選抜1期（A方式・B方式・C方式）は、いずれも学力試験である。A方式においては就学時における学力を問うものである。B方式においては国語群・英語群・社会群から2群を選択して、学力を問うものである。C方式は国語と英語、総合問題から1科目を選択して行うものであり、文科系志望の学生に有利な内容である。一般選抜2期は国語と英語の2科目で文系志望の学生の基礎学力を問う学力試験である。一般選抜3期は国語の学力を問う、本学選抜試験の最後に行う試験である。それぞれの選抜試験は、記述方式で行う。

大学入学共通テスト利用選抜（前期・中期・後期）においては、国語・外国語・その他の科目（大学指定）の3科目もしくはうち2科目で行うものであり、同時出願も可能となっている。

総合型選抜（アドミッションズ・オフィス方式）は、文字通り本学のアドミッション・ポリシーが明確に問われる選抜試験である。大学の教育理念と方法を受験生に語り、受験生の方からは、将来への関心、それについての希望、不安などを聞き、受け入れる大学と入学したい学生との相互の対話の中で実施されている。また、課題の提出とそれを踏まえたプレゼンテーションが行われる。

総合型選抜（オープンキャンパス参加方式）入試において、入学希望者はオープンキャンパスにおける模擬授業に参加し、参加した模擬授業と関連した課題に取り組む。入学希望者は、本学教員の授業に参加することにより、本学における学びについてのより具体的な理解を持ったうえで受験することになり、本学での学びと入学希望者の志向の適合性が一層高い割合で担保される仕組みである。また、授業への参加・課題への取り組みは、高校時代の探求的学びとの接続を図るものである。

総合型選抜（福祉科等特別）は、高校の福祉・心理・子ども関係の専門科、コースで学ぶ受験生に対し、小論文と面接によって、福祉等に関する経験や知識、大学での学びと資格取得への意欲を問うものである。令和2（2020）年度入試より始められた。この選抜試験で合格した場合、4年間の授業料の半額相当額（年額35万円）を入学後、原則毎年度奨学金として支給することとしている。

総合型選抜（障がい等特別な支援を必要とする者）（1期・2期）は、障がい等特別な支援を必要とする者に対して、大学における幅広い学びの機会を保障することを目的に、令和2（2020）年度入試より始められた。志望動機書、小論文、面接によって、大学での学び

に対する動機・意欲や文章能力を審査し、可否を総合的に判定している。

帰国生徒選抜（1期・2期）は英語と小論文・面接を行っている。外国での生活が本学の学びにどのように結びついていくのかを重要視するものである。また、社会人選抜（1期・2期）も英語と小論文・面接を課すものであるが、社会人から学びの生活に移る動機などについて重要視している。

外国人留学生選抜（1期・2期・3期）は、提出された書類から日本語能力や日本での生活に適合できるかを審査するとともに、小論文で学習意欲と文章能力を、面接でコミュニケーション能力を確認し総合的に判断をする。

シニア選抜・シニア編入学選抜（1期・2期・3期）は、入学時の年齢が50歳以上であり、強い学習意欲のある人物を面接にて選考している。入学後はシニア奨学金制度を受けることができる。

編入学（転入学）選抜（1期・2期）は、短期大学等から4年制大学への学習の連続性を大切にしている。小論文と面接にて、これまでの大学や短期大学、専門学校等の学びに加えて、本学の学びの必要性について十分に確認し、その学習内容及び取得希望の資格に応じて2年次編入・3年次編入を定めている。近年は専門学校との指定校枠も設定し、特に社会福祉の資格を取得したいという意欲的な学生の希望が多くみられる。

人間学研究科博士前期課程（1期・2期・3期）は、一般選抜では英語と論文・口述、社会人選抜では論文・口述、人間学研究科博士後期課程（1期・2期）は、英語と論文・口述試験を行っている。いずれも研究者として大学院博士前期、及び博士後期課程の各段階において備えるべき能力を測るための試験となる。

＜入学前プログラムについて＞

本学では、入学後にスムーズに大学生活がスタートできるように、早期に入学が決まった入学者に対し、導入教育として入学前プログラムを実施している。対象は学校推薦型選抜（指定校）、学校推薦型選抜（公募）、総合型選抜（自己推薦）、総合型選抜（スポーツ技能）、総合型選抜（アドミッションズ・オフィス方式）、総合型選抜（オープンキャンパス参加方式）、総合型選抜（福祉科等特別）、総合型選抜（障がい等特別な支援を必要とする者）のそれぞれの入試で12月までに合格をして入学が決まっている受験生である。平成23（2011）年度入試から始め、今年度の選抜試験で15回目となる。令和2（2020）年度入学予定者からは、学科・専攻ごとにレポート形式の事前課題を指定し、入学前に提出された課題に対しては、教員がコメントを付けて返却し、入学後の学習意欲の向上につなげている。また、同一法人の同朋高校の入学予定者に対しては、高校教員による指導を依頼し、高大連携による円滑な学習の継続を図っている。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受け入れ数の維持

過去5年間の入学者数を図表2-1-1に示す。令和6（2024）年度の入学定員に対する入学者の比率は文学部が0.91、社会福祉学部が1.14。文学部においては、平成30（2018）年度より継続的に定員充足を達成していたが、令和5（2023）年度、令和6（2024）年度は未充足となっている。社会福祉学部では、子ども学の志願者が低減している現状もあり、定員割れが続いてきたが、令和元（2019）年度入試より、令和3（2021）年度選抜試験までは定員充足となった。その後、2年間定員割れが続いたが、令和6（2024）年度、心理学専

攻を立ち上げたことにより、再び定員充足に転じている。大学全体では、平成 29 (2017) 年度から、令和 6 (2024) 年度選抜試験まで定員は令和 5 (2023) 年度を除き充足している。

過去 5 年間のシニア入学・シニア編入学者数を図表 2-1-2 に示す。令和 3 (2021) 年度選抜試験より、社会福祉学部でも入学生の受け入れを行っている。従来、本学では公開講座、科目等履修生や聴講生制度を設け、多くのシニア層に向けて学びの場を提供してきたが、さらにじっくりと学びたいという方が強い意欲をもって入学し、若い学生ともよい関係を築き、プラスの影響を与え合っている。特に、仏教の学びに対する関心が高く、今後も幅広くアピールを行っていく。

○図表2-1-1 過去5年間の学部・学科別入学定員充足率

	学科・専攻名		2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
文学部	仏教学科	入学者数	13	16	13	6	9
	定員:20→10 (2018 年度～)	定員充足率	130%	160%	130%	60%	90%
	人文学科	入学者数	70	85	87	69	64
	定員:60→70 (2021 年度～)	定員充足率	117%	121%	124%	99%	91%
	合 計	入学者数	83	101	100	75	73
	【定員:70→80】 (2021 年度～)	定員充足率	119%	126%	125%	94%	91%
社会福祉学部	社会福祉学科	入学者数	187	170	127	126	102
	社会福祉専攻	定員充足率	144%	131%	98%	97%	102%
	定員:130→100 (2024 年度～)						
	社会福祉学科	入学者数	46	39	45	32	37
	子ども学専攻	定員充足率	77%	78%	90%	64%	93%
	定員:60→50 (2021 年度～)						
	定員:50→40 (2024 年度～)						
	社会福祉学科	入学者数	—	—	—	—	66
社会福祉学部	心理学専攻	定員充足率	—	—	—	—	165%
	定員:40 (2024 年度～)						
	合 計	入学者数	233	209	172	158	205
	【定員:190→180】 (2021 年度～)	定員充足率	123%	116%	96%	88%	114%
合計	2 学部	入学者数	316	310	272	233	278

	【定員:260】	定員充足率	122%	119%	105%	90%	107%

※図表2-1-2のシニア入試・選抜試験入学者を含む数字で表記。

○図表 2-1-2 シニア入学・シニア編入学者数【平成 20（2008）年度から導入】

	学科・専攻名	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
シニア入学	仏教学科	1	0	0	0	0
	人文学科	1	1	0	0	0
	社会福祉専攻		1	0	0	1
	子ども学専攻		0	0	0	0
シニア編入学	仏教学科	1	2	0	1	0
	人文学科	0	0	0	1	0
	社会福祉専攻		1	1	2	1
	子ども学専攻		0	0	0	0

※図表 2-1-1 の数字にはシニア入試・選抜試験入学者も含む。

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

両学部ともに令和 3（2021）年度までは継続的に定員を満たしていたが、近年は、18 歳人口の減少の影響が志願者、定員充足率にも影響している状況にある。 今後はより一層、志願者獲得 に向けた対策が必要となる。定員に満たない専攻を含め、今後は、受験生はもちろん高校教員に対し、文学及び社会福祉学の教育内容や獲得できる資格、将来の仕事内容、進路の状況などについて丁寧な説明を重ね、理解度を高めるよう努めていく。その中で、高校訪問の強化、出張講義や大学見学などの機会を通じた、高校生と教員の接点の拡充をさらに図っていく。また、各学科の学びや資格取得方法などについて、大学ホームページの改善、パンフレット等の活用を通して、よりわかりやすい告知、受験生に対する適切な情報提供に努める。その他、特色のある選抜試験を構想及び展開し、幅広い学習機会の提供及び学生募集を図っていく。

そのほか、上述した「心理学専攻」の増設に伴う学部内定員変更、また令和 7（2026）年度からはさらに「心理学専攻」（定員 40→45 人）、「子ども学専攻」（定員 40→35 人）、及び人文学科内の「現代教養専攻」を「現代文化専攻」に強化改変する予定である。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

各年度の始期において、学年別に、研究科・学部・学科別に、事務部職員及び各研究科・各学科教員による履修ガイダンスを行っている。他にも、教科書販売、学生生活、学納金や奨学金、キャリア支援、学生相談、健康管理、障害学生支援に関するガイダンスをきめ細かく実施している。

特に、履修については、教職員が協力して、履修ガイダンスと履修相談を丁寧に行っており、学生の履修をサポートしている。また、履修登録は学務システムで管理し、履修登録ミスがあれば「履修エラー」を表示して、学生に示し、教職員が相談に乗るようにしている。教職協働による学習及び授業支援に関する方針・計画・実施体制を適切に整備・運営している。

学生への学修及び授業支援に対する学生の意見等を汲み上げる仕組みや学修及び授業支援の体制については、事務部（教務担当）に「相談票」を備え付け、学生から履修や授業についての相談・要望・苦情があった場合、記載・提出してもらうようにしている。相談票の内容についての対応は、学務部長と事務部（教務担当）職員が管理し、必要に応じて学科長・学部長・研究科長・学長等に連絡して実施している。

また、本学ではアカデミック・アドバイザー制度を整備して実施している。これは、学生一人ひとりに必ず、アカデミック・アドバイザー（以下「アドバイザー教員」）となる専任教員を割り当て、各種の相談に乗るなど、学修支援を行うものである。3 年次以上においてはゼミ教員がそのままアドバイザー教員となり、2 年次以下においても必ず専任教員が担当している。アドバイザー教員は、担当する学生と日常的にコミュニケーション関係を構築し、さらに事務部職員とも情報共有しつつ、修学ポートフォリオシステム等も用いて学修状況を把握、課題があれば早期に発見し、適切に声掛け指導を行うことに努めている。

なお、アカデミック・ハラスメント等のハラスメントに関する対応については、「同朋大学におけるハラスメントの防止等に関する規程」により、苦情相談を受け付け、調査・調停等の対応をとる体制を構築しており、適切に運用している。

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

＜障がいのある学生への配慮＞

障害学生支援室を設置し、視覚障害学生に対するノートテイク支援をはじめ、さまざまな障害を持つ学生への支援体制を整備し、実施している。障害を持つ学生の受け入れについては本学がその建学の理念に基づき、重点的に実施していることであり、総合型選抜（障がい等特別な支援を必要とする者）を設け（2-1 既述）、障害学生支援奨学金制度も運用している（後述）。障害学生支援室の取り組みについては、特別に基準 C を設けて詳述しているので、当該項を参照されたい。

＜オフィス・アワー制度の全学的な実施＞

オフィス・アワー制度は全学的に実施している。専任教員が講義時間以外に週 2 コマ（90 分間×2 回）、研究室に在室し、学生が気軽に学修、進路、学生生活等について相談できるようにしている。各教員のオフィス・アワーの時間帯は、教員の研究室の扉に掲示し、また学生向けのポータルサイトでも告知している。

オフィス・アワーの時間に限らず、教員は自身の研究室や学部研究室、キャンパス内において学生との対話に努めており、フレンドリーな雰囲気づくりに取り組んでいる。

＜TA等の適切な活用＞

「同朋大学アシスタント制度規程」に基づき、大学としての教育研究の質的向上ならびに大学院生の学習研究能力の向上に資するために、担当教員の指導のもと、教育補助、研究補助の各業務に大学院生を登用するアシスタント制度を運用している。アシスタントは、その業務によって、ティーチング・アシスタント（以下「TA」と呼ぶ）、リサーチ・アシスタント（以下「RA」と呼ぶ）に区分する。

TAは、具体的には①講義・演習・実習の補助、②その他必要と認められる教育補助業務等に従事する。TA採用の授業科目や教育活動の選考、及びTAの選考は以下のように行っている。

- (a) 学科に関係する授業科目や教育活動については学科長、大学院に関係する授業科目や教育活動については研究科長が学務部長に申し出、教務委員会で確認し、運営会議で決定する。同時にTAの人選は大学院研究科委員会が行い、これも運営会議で決定する。
- (b) その他の科目や教育活動については、運営会議で協議の上、教務委員会で確認し、運営会議で決定する。TAの人選は(a)と同じである。

TAに採用できるのは、大学院生及び相当の研究生としている。令和4（2022）年度は、文学研究科博士後期課程の院生1名及び人間学研究科（臨床心理分野）博士前期課程の院生1名を採用した。令和5（2023）年度も人間学研究科博士後期課程（仏教文化分野）の院生1人及び人間学研究科（臨床心理分野）博士前期課程1名を採用した。主な業務内容は、卒業論文指導補助、仏教学科専門科目「教化学実習Ⅰ・Ⅱ」の授業補助、心理臨床実験補助、等である。

なお、令和元（2019）年度より、TAの教育サポートスタッフとしての資質・能力向上のためのTA研修を「同朋大学ティーチング・アシスタントに関するガイドライン」に基づき、実施している。

＜中途退学、及び留年への対応策＞

中途退学、休学を希望する学生及び留年してしまう学生等の対応についても、アドバイザー教員と事務部（学生生活担当）職員が協働して当たっている。学生が学業の継続が困難になる背景は、学費が用意できないなどの経済的な問題、心身の病気などの問題、授業についていけない、進路変更、家庭内の問題、人間関係の問題、など多様である。把握するきっかけは、教員による日常指導のほか、事務部（学生生活担当）窓口、健康管理室、学生相談室への相談、学納金の未払いに関する事務部（庶務担当）の確認など、いくつかの類型がある。

平成25（2013）年度以降、退学者を減らす取り組みの一環として、アドバイザー教員による1年次生全員に対する面談を毎年実施している。2年次以上の学生についても前期・後期1回ずつ、カードリーダー（学生証を利用して授業の出欠席を管理するシステム）に基づく出席率が30%以下だった学生をピックアップし、アドバイザー教員が確認・面談し、その結果を事務部（教務担当）に報告している。授業への欠席が目立つ学生についてアドバイザー教員と、事務部（学生生活担当）職員が連携し、学生本人または保護者へ電話による働きかけを行い対応している。

令和元（2019）年度に実施したFD研究会（本学のIR担当より「退学者・除籍者のデータ分析から見えてくること」と題する報告を受けて対応を協議）の内容に基づき、その後も現在に至るまで、対応行動を見直しつつ、退学者減少策を実施し続けている。

（3）2-2の改善・向上方策（将来計画）

学修支援のさらなる向上については、中途退学者を減らすべく、学生個々の状況をさらに適切に把握し、的確な助言を常に与えられる体制の整備に取り組んでいる。具体的にはアカデミック・アドバイザー教員と事務部及び学生相談室等による学生情報の適切な共有体制の構築を検討中である。

以上のように、退学前の前兆が見られる学生へのケア、増加の傾向にある発達障害・精神的な弱さのある学生への対応について、改善に取り組んでいる。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

（1）2-3の自己判定

基準項目2-3を満たしている。

（2）2-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

学生の人生設計（キャリアデザイン）に対する意識を高め、卒業後の進路決定を円滑に進めることができるよう、「キャリア支援センター」が支援を行っている。名古屋キャンパスでは、センター長補佐をはじめ、主任、課員2名、計4名で業務を行っている。キャリア支援センターでは、学生に対する求人企業の開拓や公務員をはじめとした職員採用情報の収集・交換、学生の進路相談、就職指導等、学生の進路全般について就職を軸に各学年に応じた支援を行っている。

1年次に対しては次のような支援を行っている。入学時から卒業時を見据えた大学生活を送ることができるよう、年度当初にキャリアガイダンスを行っている。つぎに、1年生の必修科目である「キャリア開発の基礎」にて自己の性格や特性を理解し、それを学生生活のなかで学生自身のキャリアデザインにどう活かすかの講義を行い、キャリア支援センターと連携し親身にアドバイスをを行っている。

2年次では、必修科目の「キャリア開発の展開」の講義、就職情報サイト運営会社との連携でWEB職業適性検査を実施し、その結果を用いて、卒業後に向けて就職・進学意識づけを行っている。

3年次では、3月の就職活動解禁にむけて、4月に第1回進路セミナーを実施し、今後の活動スケジュールと自己分析の方法を中心に指導し、就職活動マニュアル「キャリアハンドブック」を配布して求人情報の収集や企業研究等具体的な就職活動の方法を指導している。5月に第2回、6月に第3回の進路セミナーを実施「進路登録票」の記入と提出、それを基に9月と10月に第1回の個人面談を行い、個々のキャリアデザインの取り組みについて学生にアドバイスを実施している。また、求人解禁前の2月に学内で業界企業研究会と銘打って企業の採用担当者を招きそれぞれの業界の研究を行っている。

4年次では、4月に第2回の個人面談を行い、その後の活動について必要なアドバイス

を行っている。これ以降は、随時個人指導をしながら、就職等の進路が決定するまでサポートしている。

3 月には、福祉に特化したイベントとして名古屋キャンパスにおいて学内福祉施設展を実施している。参加していただくのは本学園の学生の採用が見込める一般企業・公務員・福祉法人であり、同朋大学・名古屋音楽大学・名古屋造形大学の三大学合同で実施している。12 月には名古屋市教育委員会に来学していただき、教員採用の試験説明会を行っている（同朋大学・名古屋音楽大学合同）。並行して、就職活動中の学生に対して、キャリア支援センター職員が履歴書・エントリーシートの添削指導を行い、面接試験の対策として、キャリア支援センター職員やキャリアカウンセラーの資格を持つ非常勤教員及びハローワークから派遣されたジョブサポーターによる模擬面接を開催している。その後は、各学生の就職活動の進捗状況を対面や電話、メール等で確認して個々の状況に合わせた進路決定ができるよう対応している。

以上のスケジュールで就職支援を実施している。さらに学年を問わずスケジュール外であっても面談や相談を随時行って状況把握に努めている。加えてキャリア支援センターに配置してある求人情報ファイルの閲覧や企業・施設の求人データベース検索は常時できるようにしている。そのほかには就職関連書籍の貸し出しや、就職活動に必要な書類の発行や受付の手続きも行っている。

キャリア支援センターでは学部教育の一端を担うものとして、就職関連の模擬試験やエクステンション講座を各種開設している。毎年度当初に、全学生に対して就職支援関連講座の案内を配布し、就職活動に必要なスキルアップを図るために積極的な受講を促している。

教育カリキュラムにおけるキャリア支援体制と、それを支える教職員体制の充実をめざしている。教養共通科目のキャリア教育科目として、「キャリア開発の基礎」（1 単位）、「キャリア開発の展開」（1 単位）、「キャリア開発の実践」（1 単位）を設け、学生のキャリア開発を支援している。

また、「インターンシップⅠ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ履修規程」を定めて、インターンシップ科目の履修により、地方自治体や一般企業、各種団体等における職場体験を教育カリキュラム内に組み入れている。インターンシップ科目は、事務部（教務）が事務を担い、インターンシップ先の認定は教務委員会が担当している。

従来からある資格・免許課程における各種実習も、本学の学生には重要な学びの機会となっている。教職課程の教育実習は「教職課程部会」及び、事務部（学務）が担当、学芸員課程の博物館実習は「学芸員課程部会」及び、事務部（学務）が担当、保育士課程、社会福祉士国家試験受験資格課程、精神保健福祉士国家試験受験資格課程、介護福祉士国家試験受験資格課程における各実習は、実習指導室及び実習担当代表者会議が担当し支援する教職員体制を充実させている。各実習によって大学で学ぶ理論と各実習現場での就業体験によって職業とのつながりを体験する機会を提供することで、学生の進路決定や就業に対する意識の醸成を図っている。

総論として、全ての進路支援は小規模大学ならではの個性の理解に根差した対応が実践されている。学生の進路決定に向けた活動管理は個別に行い、各種のアドバイスや支援は学生の意識や状況について情報共有を行い、学生の個別性の理解につとめるとともに、最

善の結果が出るようにサポートを実施している。なお、過去5年間の就職率（就職者数／就職希望者数）と絶対就職率（就職者数／（卒業者数－進学者数））を図表2-3-1にまとめる。二つとも傾向として、令和元（2019）年度からの5年間も、高い数値を維持していると評価できる。また、コロナ後もキャリア支援センター内でリモートでの学生対応ができる環境を整えた。

○図表2-3-1 ※数字は%、令和5（2023）年度は5月1日現在の数字

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
就職率	97.7	97.1	98.9	98.3	98.5
絶対就職率	88.5	85.4	87.4	88.0	87.0

（3）2-3の改善・向上方策（将来計画）

文学部・社会福祉学部共に高い水準の就職決定率を維持しており、就職を希望する学生には安定して進路を決定して送り出す支援ができています。その一方で、正職員への就職を決めずに卒業していく学生も一定数存在する。それは比較的、文学部の学生や留学生に多い。この点についてはゼミ担当教員、アカデミック・アドバイザー教員との連携を密にして、当該学生の意識をより一層理解してキャリア支援に活かしていくこととしている。個々の学生に合わせた細やかな進路動向把握によって曖昧な進路選択を行う学生は以前より減少したが、引き続き改善対応が必要な学生が存在している。そのため教職員一体となって学生の意識向上を図るとともに適切なタイミングでのサポート体制を維持していく。

就職指導に関しては、キャリア支援に関する講義とのタイアップによって低学年からのキャリア教育が充実してきたことと、従来キャリア支援センターで企画・実施してきたセミナーの一部を授業で補ってもらうため、今までより学生への個別指導を充実させることができた。今後は授業で補えていなかった部分の検証の結果、キャリア支援センターでセミナーなどの企画や、最適な提供時期の検討を進めているところである。また文系大学にあって、公務員等志望の学生のための数理塾も開講し、好評である。

資格取得や就職活動のスキルアップにつながる講座については、ニーズの強い国家試験対策を中心に、有料による映像教材の視聴やスマートフォンの国家試験対策アプリ等、合格率向上に向けた方法を情報収集し、適切な助言、支援方法を検討する。介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士に関しては、既卒者含め国家試験の合格に向けての対策講座等でサポートする。コロナ後もZoomやTeamsを活用した遠隔対応による講座開講を積極的に行う。

その一方で、学生の意向を反映して、その成長に貢献する講座の開講を検討していきたい。上記を踏まえ、今後も「外部連携」「公的試験の合格者数向上」「学生の育成企画」「職員の相談援助力向上」を主軸ミッションに、配置職員それぞれが目標の実現に対する具体的な方策を実施する。

外部連携では、就職先の企業の新規開拓やハローワークとの連携強化、受け入れの可能性の高い地元優良企業に対しての学内企業展参加依頼などのほか、個別に電話やメールなど学生が受信しやすい方法で連絡を取り、学内企業展の参加企業の案内冊子を事前に配布するなど、学生と企業のマッチング機会拡充と情報交換の取り組みを行っている。

公的試験の合格率向上では、ニーズの強い国家試験・公務員試験に合格する学生の人数増加を目標に、ゼミ担当教員との連携、カリキュラム連携をはかっていく。

学生のキャリア育成企画としては、以前にも増して多様な学生が入学する事実と、企業等からは実践力としての多様で高度なスキルが求められている事実を受け止め、学生にとって現在求められている社会人としての能力のうち、不足しているスキルを授業外で補完する育成企画を実施する。外部連携で集めた情報と照らし合わせて、卒業後社会で活躍するために必要な能力の修得支援を具体化する。

職員の相談援助力向上では、学生の進路選択から決定までの様々なプロセスで生じる相談・アドバイスの専門的能力をより一層高め、キャリア支援センター所属職員全員の能力向上と、学生が価値を感じるキャリア支援活動と結果につながるサポート能力を向上する。

上記の取り組みにより、「学生及び保護者が大学進学をしたことによる成長と結果に満足をする支援体制」をモットーに、数字のみならず個々の満足度を追求する支援を目指している。

また、新型コロナウイルス流行状況下におけるキャリア支援センターの学生対応や学内企業展開催に際してのリモートの効果的活用と対面のハイブリット型運営の経験を活かしつつ、さらに学生の利便性を高めるべく取り組んでいる。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 学生生活の安定のための支援

<学生サービス、厚生補導の組織>

学生生活を支援するための組織として、学内に事務部の学生生活担当、また名古屋音楽大学との共用組織である学生相談室・健康管理室を設置している。

事務部の学生生活担当は、教員である学務部長と**事務部管理職及び3名**の職員で構成され、学務部長のもとに学生委員会を置いている。事務部窓口において日常的に学生に対するサービス全般の業務に当たり、学生生活の充実に関する支援に努めるとともに、トラブルが発生した場合、適切な状況把握に努め、学生委員会で共有しつつ、問題解決に当たっている。

学生相談室は、教員である学生相談室長と職員の学生相談員2名（常勤の精神保健福祉士・非常勤のカウンセラー）を置いている。相談受付は相談室への直接来室または直通電話・メールでの予約、さらに令和6（2024）年4月からフォームズを活用したQRコードの読み取り方法を追加した。それにより学生がいつでも気軽に面談予約が出来るようになることが予想され、適切にキャンパスの相談先に繋がることが期待できる。相談は学生相談員が初回相談を受け、その内容により2回目以降の相談を実施している。さらに、専門医の受診が必要と思われる学生に対しては、大学近くにある複数の医療機関を紹介している。また、年度初めには新入生を対象に学生相談に関するガイダンスを行い、相談室の活

用を促すと同時に、グループ活動などを設けて気軽に相談できることを広報している。合わせて新入生には5月にUPI（精神的健康度）調査を実施し、早期介入が必要な学生のスクリーニングを行っている。

健康管理室は、非常勤の医師1名、非常勤の看護師2名という構成である。4月の定期健診、7月の臨時健診と未受診者への受診指導、受診結果による再検査指導、必要な学生への健康管理指導・支援を実施している。

また、日常における怪我や急病などへの救急対応は、健康管理室における支援・指導とともに大学周辺の医療機関を紹介している。健康相談については看護師が随時対応しているが、特別の場合や学生が望む時は週1回医師（校医）による相談日を設けて利用している。また、学内に健康管理に関する掲示をして啓発している。

学生相談室・健康管理室については、同朋大学学務部長または名古屋音楽大学学務部長を委員長とする「同朋大学・名古屋音楽大学学生相談室・健康管理室管理運営委員会」を組織して管理運営している。また、学生相談室長を部会長とする学生相談部会を設置し、両大学より選出の部会員の出席による部会を開き、学生相談状況の共有と課題の把握をしている。

＜奨学金などの経済的支援＞

学生に対する経済的支援については、(1)各種特待生制度、(2)シニア入学生奨学金、(3)留学生入学奨学金、(4)共育後援会特別奨学金・奨学金、(5)同窓会奨学金、(6)東本願寺奨学金、(7)学修支援奨学金、(8)障害学生奨学金等、多種多様な支援制度を整備、運用している。

(1) 各種特待生制度には、①入学特待生、②スポーツ技能特待生、③福祉科等入学特待生、④特待チャレンジ生、⑤一般特待生がある。

①入学特待生は、選抜試験において優秀な成績を修め入学した学生を対象に選考の上、支給するものである。奨学金の内容は第1種と第2種があり、第1種は当該年度の授業料半額に相当する額を支給し、その身分は原則として最小履修年限までとしている。第2種は入学金相当額を入学年度に限り支給している。令和4（2022）年度には第1種1名、第2種4名、令和5（2023）年度には第1種2名、第2種1名であった。

また、入学時については、卒業生・修了生・在学生の子又は兄弟姉妹・配偶者に対して入学金相当額を入学年次に限り支給する制度も設けている。令和4（2022）年度には9名、令和5（2023）年度には10名に支給し、令和6（2024）年度は15名に支給予定である。

②スポーツ技能特待生は、スポーツ技能推薦選抜試験において入学した者を対象に選考の上、支給するもので、奨学金の内容は第1種、第2種A、第2種B、第3種がある。第1種は当該年度の授業料に相当する額、第2種Aは当該年度の授業料の半額に相当する額、第2種Bは当該年度の授業料の4分の1に相当する額を支給し、その身分は原則として最小履修年限までとしている。ただし、退部した場合は、その身分を失うこととしている。第3種は入学金相当額を支給し、その身分は入学年度に限られる。令和4（2022）年度には85名、令和5（2023）年度には77名に支給した。

③福祉科等入学特待生は、令和2（2020）年度より新たに運用を開始した制度で、総合型選抜（福祉科等特別）で入学した学生に対して、当該年度の授業料の半額に相当する額

を支給し、その身分は原則として最小履修年限までとしている。令和4（2022）年度には4名、令和5（2023）年度には4名に実施した。

④特待チャレンジ生は、令和4（2022）年度より新たに運用を開始した制度で、入学特待チャレンジ試験を受験し優秀な成績を修めた者を対象に選考し、入学した学生に対して、当該年度の授業料半額に相当する額を支給し、その身分は原則として最小履修年限までとしている。令和4（2022）年度には4名、令和5（2023）年度には7名に実施した。

④一般特待生は、2年次以降の学生の中から前年度に優秀な成績を修めた者を対象に選考の上、支給するもので、奨学金の内容は第1種、第2種がある。第1種はその年度の授業料の半額に相当する額、第2種はその年の授業料の4分の1に相当する額を支給している。令和4（2022）年度には16名、令和5（2023）年度には16名の特待生が在籍した。

(2)シニア入学生奨学金は、シニア編入学生を含め、入学年度に入学金相当額及び当該年度の授業料の半額に相当する額を支給し、次年度以降は授業料の半額に相当する額を原則として支給している。令和4（2022）年度には9名、令和5（2023）年度には9名に支給した。

(3)留学生入学奨学金は、入学年度の5月までに奨学金願書を提出した留学生に対して支給している。入学金に相当する額を支給し、その身分は入学年度に限られる。令和2（2020）年度には1名に支給した。令和3（2021）年度には支給対象者はいなかった。

(4)-1 共育後援会特別奨学金には第1種と第2種があり、第1種は、家計急変学生に学納金の半額を上限とする額を支給し、第2種は、身体に障害のある学生の学業継続及び学業継続のための物品購入について援助するものである。令和4（2022）年度には家計急変学生6名に支給し、身体に障害のある学生1名に費用援助を行った。令和5（2023）年度には、家計急変学生1人に支給した。

(4)-2 共育後援会奨学金は、2年次以降の学生の中から前年度に優秀な成績を修めた者を対象に選考の上、支給するもので、令和4（2022）年度には、学部生4名と留学生2名の計6名に各100,000円、大学院生3名に各50,000円を支給した。令和5（2023）年度には、学部生4名と留学生2名の計6名に各100,000円、大学院生3名に各50,000円を支給した。

(5)同窓会奨学金は、2年次以降の学生の中から前年度に優秀な成績を修めた者を対象に選考の上、支給するもので、令和4（2022）年度には、学部生4名に各100,000円、大学院生5名に各30,000円、留学生3名に30,000円、令和5（2023）年度には、学部生4名に各100,000円、大学院生5名に各30,000円、留学生3名に30,000円を支給した。

(6)東本願寺奨学金は、平成26（2014）年度から真宗大谷派（東本願寺）より関係学校に対して設けられた制度で、真宗大谷派から毎年支給される原資を「東本願寺奨学金に関する内規」に基づき各宗門関係校が定める基準により支給するものである。本学では「東本願寺奨学金に関する規程」を定めており、奨学金の内容としては現在、第1種（経済的理由により修学困難な学生への支援）、第2種（教化活動を目的とした修学への支援）、第3種（社会貢献等への支援）、第4種（課外活動を通じた自己成長等への支援）、第5種（大学院生の研究活動への支援）の全5種を設けて募集、選考の上、支給している。令和4（2022）年度には、学部生枠として第1種2名、第3種1団体に支給した。令和5（2023）年度には、学部生枠として第1種2名、第4種2団体、大学院生枠として第5種1名に支給した。

さらに、令和2（2020）年度より新たに（7）学修支援奨学金と（8）障害学生奨学金の運用を開始し、一層の充実を図っている。

（7）学修支援奨学金は、恒常的な経済的困窮により修学困難な学生を支援するため、年額17万円（教育充実費の半期分相当額）を採用後、修業年次まで支給する制度で、令和4（2022）年度には12名に支給した。令和5（2023）年度には8名に支給した。

（8）障害学生奨学金は、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他心身の機能に障害のある学生の学びを保障するため、毎年、応募のあった者から選考の上、35万円を支給しており、令和4（2022）年度には5名に支給した。令和5（2023）年度には5名に支給した。

＜学生の課外活動への支援＞

課外活動への支援は、各活動団体に対して活動助成金の支給、部室の提供、活動場所の確保、研修補助金の支給、運動クラブ指導者の謝礼補助等が主な内容である。

課外活動団体は、令和4（2022）年度に31団体あり、内訳は体育会8団体、文化会8団体、その他の団体15団体及び大学祭実行委員会であった。令和5（2023）年度は29団体で、内訳は体育会8団体、文化会6団体、その他の団体15団体及び大学祭実行委員会であった。

活動助成金は共育後援会から出資され、令和4（2022）年度は総額550万円、令和5（2023）年度は総額500万円であった。部室は、善友館内クラブボックスに屋ある。数の上で、すべての団体に充当できるわけではなく、部室貸与希望団体は年度初めに申請書を提出し、空室が出たところに抽選で貸与されるものである。

活動場所は団体の活動内容によって異なる。運動系の団体は、1週間に1～6日の練習日を設けており、名古屋キャンパス・グラウンド、雨天練習場、テニスコート、体育館、卓球場、週末・長期休暇中は三大学共用小牧グラウンド及び体育館等を利用して活動している。ボランティア系の団体は、月に1～数回の学外での活動を主とし、その準備の場所として部室を利用したり、教室を借りたりしている。それ以外の文化系団体は、主な活動場所を部室と大学の教室にしている。大学はこれらの団体への教室の貸し出しを積極的に進めており、手続きも届出のみという簡単な方法をとっている。

学生研修補助金は、教員の学生に対する教育活動あるいは課外活動団体の研修や合宿に対して、学生に1,000円（年間2回）または2,500円（年1回）を支給するものである。運動クラブ指導者の謝礼補助は週3日以上活動している運動クラブの指導者に謝礼を支出するものである。

＜学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活相談など＞

既述の学生相談室・健康管理室で専門的な対応を実施している。また、既述のアカデミック・アドバイザー制度により、専任教員による日常的な学生対応に努めている。

なお、学生相談室は、学生のみならず、教職員の相談にも応じる体制になっており、特に学生対応に努める教員をサポートする役割も担っている。

（3）2－4の改善・向上方策（将来計画）

学生サービスのさらなる改善・向上のために、一つには本学独自の「学生生活満足度調査アンケート」の全面的実施を平成30（2018）年度より実現し、毎年継続実施している。

また、令和4（2022）年度からは学修行動調査と統合し、「学修行動・学生生活調査」を実施している。

また、もう一つには奨学金制度のさらなる充実を図っている。具体的には経済的困窮により学修困難に陥りかけている学生に対する奨学金制度、障害を持つ学生に対する学修支援の奨学金制度を新たに設けた。令和2（2020）年度より実施しており、状況を分析し、さらなる支援の可能性を探っている。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5の自己判定

基準項目2-5を満たしている。

(2) 2-5の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

（校地）

校地面積は収容定員一人当たり73.5㎡あり、大学設置基準の定める校地面積（収容定員一人当たり10㎡）を十分満たしている。

運動場については、三大学共用のグラウンドを小牧キャンパス（54,762.00㎡・名古屋キャンパスから約50分）に有し、授業・クラブ活動等に供している。面積的に十分な教育環境が整っている。

（校舎）

同朋大学の一般校舎（教室等）の面積は成徳館6,254.79㎡、博聞館4,576.47㎡、キャリア支援センターの面積は124.90㎡、入試・広報センターの面積は77.02㎡、勝友館（食堂）の面積は369.84㎡、クラブハウス等の面積は善友館1,332.37㎡、野球雨天練習場の面積は203.08㎡、図書館（研究所等を含む）面積はDoプラザ閲蔵3,289.10㎡、事務部の面積は行善閣299.77㎡、A号館の面積は42.9㎡、研修施設の面積は知文会館423.89㎡となっている。これらの合計が16,994.13㎡となる。

校舎面積（専用・共用・共用する他の学校等の専用）は合計16,213㎡あり、大学設置基準の定める必要な面積6,247㎡と比較して本学の校舎は、基準を十分に満たしている。

2-5-② 図書館をはじめ関係諸施設の有効活用

（図書館）

同朋学園は、そもそも文政9（1826）年に、名古屋東本願寺掛所内（現在の真宗大谷派名古屋別院）に仏教聖典講読を目的とした図書館「閲蔵長屋」を創設したことを嚆矢とする。そのことに因んで、平成17（2005）年10月に新築完成した図書館棟（同朋大学・名古屋音楽大学図書館（同朋学園図書・情報センター）、同朋大学仏教文化研究所、同朋大学「いのちの教育」センター等を含む）を「Doプラザ閲蔵」と名付けた。

Do プラザ蔵の建物 3F～5F に図書館は位置し、約 32 万点の収蔵能力を有する。閲覧室は 257 席、個人ブース 4 席、大学院閲覧室やグループ学習室があり、あらゆる利用場面に対応した施設となっている。

蔵書数は同朋大学として図書資料約 14 万冊余、視聴覚資料約 1,200 点余を蔵している。これに加えて学生は名古屋音楽大学の所蔵も利用することができ、トータルで図書資料 21 万冊余、楽譜 4 万 2,000 冊余、視聴覚資料 3 万点余を蔵している。また、登録制により地域住民にも利用いただけるよう地域開放を行っている。

他に仏教文化研究所 (Do プラザ蔵の 2F) の蔵書数 2 万 4,000 冊余を蔵しており、学術的、文化的価値の高い「和本」も多く含まれているのが特徴と言えることや、キャンパスは別であるが、名古屋造形大学図書館との蔵書相互利用も行っている。

また、データベースでは国立国会図書館との図書館向けデジタル資料送信サービスや医中誌 Web、メディカルオンラインなどのサービスが利用できる。

図書館の開館においては同朋大学、又は名古屋音楽大学の授業が開講される日は午前 9 時から午後 7 時まで開館しており図書館での学習利用及び資料の貸出が可能である。また、授業が開講されない土曜日及び日曜日は休館としているが、平日においては午後 5 時までの短縮開館を行っている。

(体育施設)

体育館については、実態として隣接する同朋高等学校が 2 階建ての柔道場を併せ持つ体育館 (3,891.07 m²) を有しており、授業時間割を調整して相互利用している。また、善友館 (クラブハウス) 内の卓球室と多目的室についても、体育施設として授業で利用しており、授業履修状況上問題なく学生は体育施設を利用できている。

(情報サービス施設)

同朋学園は名古屋キャンパスと名城公園キャンパスの教育部門、事務部門、管理部門、研究室、各種研究所、図書館などの施設を「同朋学園情報ネットワーク」によって相互に接続している。このネットワークの管理を図書・情報センターが一元的に担い、接続されるシステムの利用支援も行っている。図書・情報センターは、平成 27 (2015) 年 4 月に図書館と情報部門が統合され、学術情報の蓄積とネットワーク上での活用が一体化されることで本学の情報サービスがより強化された。

「同朋学園情報ネットワーク」の設備は、図書館と同じ棟の Do プラザ蔵 2F に設置されたサーバー室に集約している。また、技術向上と共に多くのサーバーがクラウドサービスや通信事業者のデータセンターへ移行され、より安定した運用環境のもと本学の情報サービス事業の継続性を向上させている。なお、このネットワーク上では、Active Directory サービスや Microsoft 365 サービス、キャンパス全域の WiFi 認証、オンデマンドプリンタ、学事システム、学生ポータルサービス、研究業績公開など幅広い情報サービスを展開している。

本学はマルチメディアシステム対応のコンピュータ教室 (MM 教室) を有し、パソコン 48 台に加え、ビデオ再生装置、モニターテレビ、プロジェクター、書画カメラ、スクリーンなどの視聴覚機器を備えている。これにより教育研究環境の充実を図り、授業を全面的にバックアップしている。

(社会福祉法人「貴和会」との連携協力)

平成 31（2019）年 4 月に社会福祉法人貴和会が、名古屋市の認可を受け設立された。本福祉法人は、本学の社会福祉教育の充実をめぐり、議論され、社会福祉法人での実践の場を提供し、大学教育と連携協力していくことの必要性が強く求められていたことによるものであり、数年間にわたる準備ののち、認可設立となったものである。

そして、関係各機関の協力を得て、令和 3（2021）年 6 月に、同朋大学の建学の精神を理念とした「アカデミックケアホーム太閤」を開所した。

本学は令和元（2019）年 6 月、「同朋大学が持続可能な大学であり続けることを願い、貴和会との相互の協力の下、両者及び地域社会の発展に寄与するため、相互が連携することに合意し、次のとおり協定を締結する」として、「学校法人同朋学園同朋大学と社会福祉法人貴和会との包括連携協力に関する協定書」を締結した。協定書には「同朋大学と貴和会の双方が所有する人的・物的資源を活用し、社会福祉分野のみならず全学の学生の教育全体の向上に資することを目的とする。特に大学は、貴和会を実践教育の場として位置づけ、大学を挙げて協力関係を構築」することの趣旨を明記し、大学としての専門的学術の見地、貴和会としての実践的プロフェッショナルの見地からウイン・ウインの関係を築くための努力を双方が連携協力して行うこととしており、学生の実習・就職先としてのメリットもあり、また地域社会への貢献の期待も大きい。

（その他の施設）

○和敬寮（女子学生寮）…民間のマンション 1 棟を借り上げ、遠方出身の女子学生に提供していたが、令和 5（2023）年度をもって閉寮となった。

○知文会館…篤志家である杉戸ちよ氏から「仏教を学ぶ施設として使って頂きたい」との願いで建物と土地の寄贈を受け、講座・学生研修等に使用する研修施設。杉戸氏の願いを受け、毎月 29 日開催の「真宗講座」、隔月の「人生を考える講座」等の公開講座、合宿研修、ゼミ研修、特別講義等に使用している。

○食堂…現在の食堂は、「勝友館」で営業を行っている。また、同朋学園出資会社である「株式会社 Do」も学内に Y-shop（コンビニ）を出店しており、おにぎり、サンドイッチ等の軽食を販売、提供している。

○雨天練習場…同朋大学野球部の練習施設で、主にピッチャーの投げ込み練習用として平成 24（2012）年度に新雨天練習場が完成し、使用環境が大幅に向上した。

○トレーニング室…クラブ棟である「善友館」1 階にあり、トレーニング室を設置し、機器を揃えている。機器としては、ベンチプレス、スピンバイク、バーベル、ダンベル等を置いている。申請により学生、教職員が使用することができる。

○駐車場・駐輪場…教職員には駐車場を設け、自動車通勤を認めた上で、有料で貸し出している。令和 2（2020）年 4 月からは別区画にある駐車場にゲートを設置し、非常勤教員（職員）に対しても有料化を開始した。学外からの来学者には、非常勤教員（職員）と同じ区画ではあるが、無料で駐車できるようにしている。さらにバイク・自転車通学向けに駐輪場を設置している。

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

校地及び校舎の維持管理運用については、同朋大学事務部と学園本部事務局が協力して行っている。日常的なメンテナンスは、総合保守管理業務を株式会社 Do に委託し、統括

的に行っている。また、同朋学園が設置する大学等の共用施設、設備の維持管理については、「同朋学園共用施設運営協議委員会」において協議しながら、行っている。

なお、本学においては、身体の不自由な学生が多く学んでいることから、点字ブロックやバリアフリー対応など様々な障害を持つ学生に配慮して整備を行い、現在に至っている。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

「少人数教育」を教育・指導の根本にすえ、一人ひとりの学生に合ったきめ細かい指導を行うのが本学の基本方針である。そのために、できる限り複数のクラスを用意し、1クラスの学生数を適切に管理することが重要である。令和5（2023）年度時点で、授業を行う学生数が適正規模となるよう、以下のような措置を取っている。

教養共通科目では、「宗教と人間（釈尊と現代）」「宗教と人間（親鸞と現代）」はそれぞれ6クラス開講し、原則として100人未満のクラスで講義を実施している。

外国語科目では、英語は1クラス25人を原則に「英語1・2」を各14クラス、「英語3・4」を各15クラス、「英語5・6」を各1クラス開講し、「フランス語1・2」を各2クラス、「ドイツ語1・2」を各2クラス、「中国語1・2」を各8クラス、「ハンガール1・2」を各3クラス、「日本語1・2・3・4」を各1クラスと受講見込み数に併せて複数クラス開講を行っている。

スポーツ科目については、「スポーツ実技1」を5クラス、「スポーツ実技2」を3クラス、「スポーツ実技3」を2クラス、「スポーツ実技4」を各1クラスで設定し、各クラスとも概ね30人以下としている。講義科目について、200人以上の受講生が見込まれることが想定される科目で必要と認められる場合には、原則として複数クラス開講とし、適切な授業運営が可能となるように配慮している。具体的には「キャリア開発の実践」「児童・家庭福祉総論」「心理学」などについては、2クラス開講とした。

各学年各学科専門ゼミについて、仏教学科では、「基礎演習Ⅰ・Ⅱ」（1年次向け）を1クラス、「基礎演習Ⅲ・Ⅳ」（2年次向け）を1クラスで設定し、3年・4年ゼミについては専攻別に「真宗学演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」1クラス、「仏教文化演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」1クラスを開講し、10人以下の学生数で授業を行っている。

人文学科では、1年次生向け「基礎演習Ⅰ」（前期）、「基礎演習Ⅱ」（後期）、2年次生向け「基礎演習Ⅲ」（前期）を各4クラス（原則20人以下）で行っている。また、2年次後期の「基礎演習Ⅳ」は12クラス、3・4年次ゼミである「人文学演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」は11クラスを設定し、26人以下（2～4年次生の合計）の授業を行っている。

社会福祉学科では、各学年ゼミは全て20人以下になっている。社会福祉専攻では、「社会福祉基礎演習Ⅰ・Ⅱ」（1年次向け）を10クラス、3・4年ゼミである「社会福祉演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」21クラスを設定した。子ども学専攻では、「子ども学総論・子ども学演習Ⅰ」（1年次向け）を3クラス、「子ども学演習Ⅱ」（2年次向け）を3クラス、3・4年ゼミである「総合演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」については8クラスを設定した。

さらに、厚生労働省所管の社会福祉士国家試験受験資格課程の演習・実習指導科目である「ソーシャルワーク演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ」「ソーシャルワーク実習指導Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」をはじめ、精神保健福祉士国家試験受験資格課程の演習・実習指導科目については、1クラス20人以下となるように人数制限を厳格に実施している。介護福祉士養成課程科目の

演習・実習指導科目は、1 クラス 50 人以下になるよう開講人数を設定した。また、保育士課程科目の指定科目（必修及び選択必修）のうち、演習・実技・実習科目についてすべて 1 クラス 50 人以下となるように厳格に複数クラス開講で対応した。

なお、少人数教育を実施するためには、時間割の調整とゼミ室等の確保が必須条件となる。ゼミ等の時間割については、時間割編成時に複数クラス開講を行う科目の曜日・時限をあらかじめ指定することによって調整をしている。また、教室については、大講義室、中講義室、小講義室、学部ゼミ室、大学院ゼミ室、各種課程室、MM 教室などを整備しているが、近年は各種資格課程の改定に伴う科目数の増加傾向や入学者数の増加傾向により、教室の確保に厳しい局面があり、さらに少人数教育を進める上で課題となっている。

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

図書館では令和 2（2020）年度から新型コロナウイルス感染症の拡大に鑑み学外者の利用を見合わせていたが、卒業生はもとより地域の方にも広く利用いただく「地域における知の拠点」であるべく、令和 6（2024）年度から再開した。

令和 2（2020）年度に新型コロナウイルス感染症対応から「遠隔授業」の実施が実現し、対応が基本的に終了して以降も、ICT 教育の重視等から学内ネットワーク・Wi-Fi 設備の充実が課題である。令和 3（2021）年度に成徳館における Wi-Fi 機器更新工事を実施したが、さらなる環境整備が求められている。

また、新型コロナウイルス感染症対応に伴う教室定員数の制限により明確となった教室不足については、まず学内諸施設の調整で対応したが、さらに講義棟の増設など、将来計画の検討を開始した。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学生への学修支援に関しては、学生から講義の履修についての意見・要望（苦情・相談）があった場合、事務部（教務担当）窓口申し出て「相談票」に記載してもらい、意見等を把握する体制を構築し実施している。「相談票」の内容については、学務部長と事務部課長、事務部（教務担当）職員が管理し、必要に応じて科目担当教員、学科長・学部長・研究科長・学長等につないで対応を行い、適時に必要な学修支援の体制改善にも反映させている。

なお、学修上のハラスメント対策については、「同朋大学におけるハラスメントの防止等に関する規程」により対応している。これに基づいて学内に苦情相談の窓口を置き、苦情

相談を受け付け、調査・調停等の対応をとる体制を構築している。相談があった場合には、「ハラスメント調査・調停委員会」に調査等を依頼し、解決に向けて迅速に対応できるよう、適切に整備・運用されている。

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学生の健康相談、心理的支援、生活相談は、既述（2-4-①）の健康管理室と学生相談室、及び事務部（学生生活担当）担当が窓口となっており、それぞれ適切に学生の意見を把握する体制を構築し実践している。

健康相談は、健康管理室で看護師が随時対応し、特別の場合や学生が望む時は週 1 回医師（校医）による相談日を設けて利用している。また、学内に健康管理に関する掲示をして啓発している。

心理的支援と生活相談を含む学生相談全般については、学生相談室で丁寧に対応している（既述：2-4-①）。また、学生相談部会で相談内容に関する課題共有を行い、必要に応じて学務部長を通じ、学生委員会の議題とすることもある。

以上の対応を通じて、学生の意見、要望を把握し、柔軟に対応している。

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学修環境・学生生活環境に関して、学内の施設・設備等に対する学生の意見等を広く聴取し、把握するシステムとして、既述（2-2-①）のアカデミック・アドバイザー制度及び事務部（学生担当）窓口での通常対応に加え、本学には(1)三者協議会、(2)クラブ・サークル委員会がある。

(1)三者協議会は、学生・教員・職員の三者で構成されており、学生 8 人、教員 6 人、職員 3 人の代表者からなる組織で、昭和 48（1973）年度に始まる伝統のある組織である。委員は毎年改選し、協議会は年数回開催される。協議内容は大学の教育・研究・運営全般にわたり、三者同等に意見交換をするが、学生の要望を教職員が聞くという内容になることが多い。大学の運営に変更すべき事がある場合、教職員の方から議事として協議会に上げ、変更の必要性や要点を、担当部署の長が説明し、学生の意見を聴取する。また、必要に応じて学長がオブザーバーとして出席し、学生と意見交換を行っている。さらに、学生の利用が多い成徳館 1 階に「意見箱」を設け、協議会開催時にすべてを開示し、必要であれば議題として取り上げる。この三者協議会での協議内容は、教授会に必ず報告されるとともに、学内掲示され教職員・学生に周知される。

(2)クラブ・サークル委員会は、事務部（学生生活担当）が毎年 5 月中旬ごろに課外活動団体の代表者を招集し、年度初めの情報交換をするものであるが、学生団体等の要望で随時開催できる。

また、「学生生活満足度調査アンケート」の全面的実施を平成 29（2017）年度より実現している。在籍する全学生を対象に実施し、アンケート結果を集約し、学務改善を検討している。

また、令和 4（2022）年度からは学修行動調査と統合し、「学修行動・学生生活調査」を実施している。

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

少人数教育の中で、学生の要望に対する個別対応はきめ細やかに実施しているが、全体的な傾向の把握・分析・検討とそれに基づく改善の取り組みについては進めていく必要がある。学部・学科や、学生委員会、事務部（教務担当・学生生活担当）、学生相談室等、各個に行われているものを総合的に検討する体制の構築も視野に入れたい。

【基準 2 の自己評価】

学生の受け入れについては、三つのポリシーの公表とそれに基づく入学制度の実施により、本学の学びに合う学生を適切な人数で受け入れることが実現できている。

学修支援については、教職員による各種ガイダンス・指導、オフィス・アワー制度の設定、ハラスメント対策の多様な体制の整備、授業における TA 制度の実施などを行い、学修支援の基本・総合的体系を構築できている。

キャリア支援についてはキャリア科目の開講、キャリア支援センターによる懇切な学生対応などにより、卒業後の進路支援が適切に実現できている。

学生サービス及び学生意見・要望への対応についても、アカデミック・アドバイザー制度の実行、事務部職員による日々の懇切な学生対応、多様な奨学金システムの運用などにより、適切な取り組みができている。

学修環境の整備については、授業履修者数に合わせた適切な教室の確保、設備の運用はできているが、グラウンド・体育館といったハード面での整備は継続的な課題である。

全体的な改善点としては、多様化する学生の課題に向き合う、より細やかな支援体制の整備が課題である。学生の動向を注意深く把握できる教職員の自己研鑽及び部署間の適切な情報・理解の共有がはかられるシステムの構築を検討し実現させたい。

基準 3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学の建学の精神、「同朋和敬」の理念を具現化し続けるために、本学は以下のような、教育目的を明確化した全学共通のディプロマ・ポリシー（学位授与方針）を策定している。各学部、学科、研究科はこの形式と項目内容に基づいて、それぞれの専門性を盛り込んだ学科別ディプロマ・ポリシーを策定し、それを大学ホームページ等に掲示して広く内外に周知している。

＜同朋大学ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与に関する方針）＞

本学の教育方針に基づき、「人間とは何かを問い、そして自己と社会の関係を探求し、主体性・責任感をもって、現代社会・文化の諸課題と向き合い、心の豊かな人間社会の構築に向けて、生涯にわたり関わり続ける人になること」を最終教育目標としています。厳格な成績評価を行い、所定の単位を修得した学生に卒業を認定し、学位を授与します。卒業までに身に付けるべき資質を以下に示します。

1. 知識・理解

- ①教養的知識…人類の文化・社会・自然についての教養的知識を修得するとともに、多文化・異文化に関する知識を修得している。
- ②体系的な専門的知識…専門分野における基本的な知識を体系的に理解している。

2. 汎用的技能

- ③言語・数量的スキル…社会において活用できる技能（コミュニケーションスキル、数量的スキル、情報リテラシー等）を身に付け、活用することができる。
- ④問題解決力…さまざまな課題状況に適用できる論理的思考力・問題解決力を身につけ、活用することができる。

3. 態度・志向性

- ⑤自己管理とチームワーク…自ら律して行動し、他者と協働して行動できる。
- ⑥建学の精神を礎にした倫理観…「同朋和敬」の精神と、共に生きがいのある社会の実現のために積極的に行動できる。

4. 総合的な学修経験と創造的思考力

- ⑦総合力…獲得した知識・技能・態度等を総合的に活用し、自ら立てた課題に対して創造的な解決を図ることができる。

＜文学部仏教学科ディプロマ・ポリシー＞

仏教学科では、建学の理念である「同朋和敬」の精神に基づき、浄土真宗・仏教の思想・歴史・文化を学びます。そのなかで、一人ひとりが「共なるいのちを生きる」存在である確かな人間として自覚し、成長していける力を持つ人が育まれていきます。それらを可能にするカリキュラムを編成し、体系的、総合的に学ぶことができる教育を実践します。所定の単位を修得し、かつ以下の資質を備えた学生に対して卒業を認定し、学士（文学）の学位を授与します。

1. 知識・理解

- ①日本の歴史社会の特徴でありかつ普遍的にグローバルな性格を持つ「仏教」を通して、多文化共生世界を実現する力が身についている。
- ②浄土真宗・仏教に関する専門的知識を修得している。

2. 汎用的技能

- ③現代社会におけるさまざまな現場で、仏教精神に基づくコミュニケーションスキル（傾聴力・話力）を発揮することができる。
- ④僧侶もしくは仏教精神に基づく言動ができる者として、現代社会におけるさまざまな問題状況を把握し、適切な言動をすることができる。

3. 態度・志向性

⑤現代において浄土真宗・仏教の精神により「同朋社会」の実現に努めることができる。

⑥各自が身を置く共同体において「同朋和敬」の精神に基づく人間関係を形成し、協働して、さまざまな問題に向き合い続けていくことができる。

4. 総合的な学修経験と創造的思考力

⑦浄土真宗・仏教に関する教学的専門知識を根底に持ち、それを十分に活用して、現代社会における仏教の現場で起こるさまざまな問題に覚悟を持って取り組み続けることができる。

＜文学部人文学科ディプロマ・ポリシー＞

人文学科は、文学・歴史・思想・文化の各学問分野におけるアカデミックな教育を通じて人間そのもののあり方を考えるための普遍的な真理を探究し、「今」という時代に生きる自分を的確に見つめ、社会で活躍していくための力を育むことを目的としています。その目的を達成すべくカリキュラムを構成しているので、学生は、一つの専攻に所属しながらも、これらの分野を横断的に学ぶことが推奨されます。所定の単位を修得し、かつ以下のような資質を備えた学生に対して卒業を認定し、学士（文学）の学位を授与します。

1. 知識・理解

①多文化・異文化の共生する社会を理解し、人文学的教養として人類の営為に関する幅広い知識を身につけている。

②人文学の各専門分野における基本的な知識を体系的に理解している。

2. 汎用的技能

③文学・歴史・思想・文化等に関わる文献資料やデータを収集・読解・分析し、自分の知見を表現し、議論する能力を身につけている。

④取り組むべき課題を発見して考察する能力を身につけ、社会の諸問題についても対応することができる。

3. 態度・志向性

⑤文学・歴史・思想・文化に対する探究心を持って真摯に取り組み、立場の異なる相手とも意見交換のできる社会的対話力を身につけている。

⑥「同朋和敬」の精神にもとづき、さまざまな個を尊重した人間存在のあり方を考え、豊かな社会の実現のために積極的に行動できる。

4. 総合的な学修経験と創造的思考力

⑦人文学を通して獲得した知識・技能・態度等を総合的に活用し、自ら立てた課題に対して創造的な解決を図ることができる。

＜社会福祉学部社会福祉学科社会福祉専攻ディプロマ・ポリシー＞

社会福祉専攻では、建学の理念である「同朋和敬」の精神を理解し、社会貢献可能な人間を育てることを目指しています。それらを実現するためにカリキュラム編成がなされ、その中で体系的、総合的に学ぶことができるような教育を実践します。所定の単位を修得し、かつ以下のような資質を備えた学生に対して卒業を認定し、学士（社会福祉学）の学位を授与します。

1. 知識・理解

①社会福祉専門職に求められる教養が身についている。

②社会福祉専門職に必要な福祉実践基礎力を修得している。

2. 汎用的技能

③社会福祉専門職に必要なコミュニケーション能力を備えていて、クライアントやその家族のみならず、他職種や関係機関とも適切にかかわることができる。

④社会生活を送るうえで何らかの生活課題に直面しているクライアントやその家族と向き合い、様々な分野の人と協働・連携することによって課題解決を図ることのできる福祉実践力を修得している。

3. 態度・志向性

⑤社会福祉実践に対する責任感と情熱をもち、実践分野にかかわらず生涯学び続け、成長しようという意欲を持っている。

⑥「同朋和敬」の精神を理解し、他人の痛みがわかり、ともに生きがいのある社会を目指していける豊かな人間性を体得している。

4. 総合的な学修経験と創造的思考力

⑦社会福祉専門職としての教養と専門知識・技術を身につけていて、それらを生活上の課題を抱えているクライアントへの支援に総合的・創造的に活用できる。

＜社会福祉学部社会福学科心理学専攻ディプロマ・ポリシー＞

心理学専攻は令和 6（2024）年度から新設された専攻である（社会福祉専攻心理学コースからの改組独立）。

心理学専攻では、建学の理念である「同朋和敬」の精神を理解し、社会貢献可能な人間を育てることを目指しています。それらを実現するためにカリキュラム編成がなされ、その中で体系的・総合的に学ぶことができるような教育を実践します。所定の単位を修得し、かつ以下のような資質を備えた学生に対して卒業を認定し、学士（社会福祉学）の学位を授与します。卒業までに身に付けるべき資質を以下に示します。

1. 知識・理解

①教養的知識

人類の文化・社会・自然についての教養的知識を修得するとともに、多文化・異文化に関する知識を修得している。

②体系的な専門的知識

心理学の専門分野における基本的な知識を体系的に理解している。

2. 汎用的技能

③言語・数量的スキル

心理分野において活用できる技能（コミュニケーションスキル、数量的スキル、情報リテラシー等）を身に付け、活用することができる。

④問題解決力

さまざまな心理的課題状況に適用できる論理的思考力・問題解決力を身に付け、活用することができる。

3. 態度・志向性

⑤自己管理とチームワーク

自ら律して行動し、他職種と協働して行動できる。

⑥ 建学の精神を礎にした倫理観

「同朋和敬」の精神と、共に生きがいのある社会の実現のために積極的に行動できる。

4. 総合的な学修経験と創造的思考力

⑦総合力

獲得した心理学の知識・技能・態度等を総合的に活用し、自ら立てた課題に対して創造的な解決を図ることができる。

<社会福祉学部社会福祉学科子ども学専攻ディプロマ・ポリシー>

子ども学専攻では、仏教精神に基づく建学の理念である「同朋和敬」の精神のもと、特に乳児、幼児に関連する分野において社会貢献可能な人材の養成を目的としています。そのために、子どもの専門家としての知識、能力、基本的態度を身につけられるような教育を実践します。所定の単位を修得し、かつ以下のような資質を備えた学生に対して卒業を認定し、学士（社会福祉学）の学位を授与します。

1. 知識・理解

- ①子どもの専門家に求められる教養が身についている。人類の文化・社会・自然についての教養的知識や多文化に関する知識を理解している。
- ②子どもの専門家に必要な専門的知識や教育・保育技術が体系的に身について、今日的な課題にも対応可能である。

2. 汎用的技能

- ③子どもの専門家として必要なコミュニケーション能力を備えていて、子どもと子ども、子どもと保育者、子どもと地域、子どもと保護者、さらには保護者と保護者を結びつけることができる。
- ④育ちゆく幼いものへの共感と温かな目を持って子どもと向き合い、一人ひとりを大切にその育ちを支えることができるとともに、問題がある場合には素早く発見し、的確な解決を図ることができる。

3. 態度・志向性

- ⑤子どものための専門職であることに対する責任感と情熱、他者と協働して行動する意識をもち、自らも生涯学び続け、成長し続けようという意欲をもっている。
- ⑥「同朋和敬」の精神と、ともに生きがいのある社会の実現に貢献し続けようとする態度を身につけている。

4. 総合的な学修経験と創造的思考力

- ⑦子どもの専門家としての教養・専門知識・技術・態度等を身につけていて、これらを自ら立てた課題の解決、一人ひとりの子どもの育ちと学びの支援に統合的に活用することができる。

<大学院人間学研究科ディプロマ・ポリシー>

大学院研究科は、建学の理念である親鸞の同朋精神と聖徳太子の和敬の精神にのっとり、仏教文化、人間福祉、臨床心理を深く探究し、心の豊かな人間社会の構築に貢献する、深い学識を備えた研究者及び高度な技能を有する専門的職業人を養成することを目的とします。その達成のためにカリキュラムを編成しており、学生は修了までに所定の単位を取得し、論文を作成し、その審査に合格した者に修了が認められ、かつ以下のような資質を備えたものに修士（文学、人間福祉、心理学）及び博士（文学）の学位を授与します。

〔人間学研究科博士前期課程〕

1. 専門分野における高度な知識…文献・史料・実験・調査データ等を駆使して様々な考察を行う能力を身につけていること。
2. 専門的知識を実践的に展開する応用力…専門的知識を実践的に展開し、現代社会の様々な問題に対する解決策や提案を示す応用力、職業人としての技量を身につけていること。
3. 建学の精神を礎にした倫理観…「同朋和敬」の精神に基づき、他者を理解し、個を尊重した豊かな社会を実現するための価値観、倫理観を社会に訴える主体性をもっていること。

〔人間学研究科博士後期課程〕

1. 専門分野における高度な知識…学会発表や学術論文執筆を通して、高度な研究者としての能力・技能を身につけていること。
2. 建学の精神の体現とその学術的展開（仏教文化分野）…仏教文化分野において、建学の精神を体現する研究に励み、専門分野において自立した研究者として広く社会から認められるだけの研鑽を積んだと認められること。
3. 専門的知識に基づく実践的技量（臨床心理分野）…臨床心理分野において、心理の専門職・研究者として、また現代に生きる人々の心の相談者、次世代のカウンセラーを育てる研究者として自立していると認められること。

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

単位認定、進級及び卒業・修了要件については、学則、履修規程等の諸規程を策定し、周知している。単位認定について、「同朋大学履修規程」第4章「授業科目の履修成績及び評価」において、次のように定めている。

第11条 授業科目の成績は、定期試験等の成績結果、若しくはそれに平常成績を考慮して定める。

2 試験に関する事項は、別に定める「同朋大学試験規程」によるものとする。

さらに「同朋大学試験規程」においては、「同朋大学学則」第21条・第27条・第28条・第29条に用いられる「試験」について、学期末試験・追試験及び再試験の種別と筆記試験・口述試験・実技試験・レポート試験の方法を分ける。学期末試験は原則として前期・後期各講義終了時に行う試験のことであり、追試験は、疾病等やむを得ない事由によって学期末試験が受験できなかった場合に後日行われる試験である。再試験は、学期末試験又は追試験の成績結果、若しくはそれに平常の成績を加味した成績結果が不合格（失格科目を除く）となった授業科目について行われる試験であるが、再試験は、4年次生で、当該年度に履修した授業科目（実技・実習科目を除く）で、一定の基準を満たしている場合、さらに、2年次生で、当該年度に履修した卒業に係わる必修科目（資格科目の必修、資格専用科目、実技・実習科目を除く）で、一定の基準を満たしている場合にのみ実施される。

大学院の単位認定は、「同朋大学大学院履修規程」に基づき、研究科委員会の議を経て行っている。学位授与については「同朋大学大学院履修規程」及び「同朋大学大学院学位論

文審査並びに最終試験に関する規程」に基づき、研究科委員会の議を経て行っている。

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

成績評価は、図表 3-1-1 の基準によって表わし、60 点以上を合格とする。厳正な成績評価による学生の学修意欲の向上や適切な履修計画の策定、教員による履修指導、2 年次から 3 年次への進級判定、奨学金等対象者の選定に役立てることを目的とし、GPA 制度を導入している（平成 27（2015）年度～）。

○図表 3-1-1 本学における GP 基準

評語	評価（点）	GP	内容	判定
S（特優）	90～100	4	特に優秀な成績	合格
A（優）	80～89	3	優れた成績	
B（良）	70～79	2	良好な成績	
C（可）	60～69	1	合格と認められる成績	
D（不可）	0～59	0	合格に満たない成績	不合格
F（失格）	失格・欠席過多	0	欠席過多による失格・試験未受験	失格
N（認定）	認定科目	—	留学、編入等で他大学で修得した単位を認められた場合	認定

図表中、失格の F は、①欠席過多（授業実施回数の 3 分の 1 を超えて欠席した場合）②試験未受験③試験不正行為による失格の場合をいう。

認定科目とは、学生が、他の大学又は短期大学において履修した授業科目について、連合教授会が教育上有益と認める時に認定される授業科目であり、60 単位を上限とする。この認定科目は、学生が、外国の大学又は短期大学に留学した場合、又は外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修した場合を第一義として想定するが、学生が、本学以外の短期大学又は高等専門学校の特攻科において学修したもの、その他文部科学大臣が別に定める学修について、連合教授会が教育上有益と認めるもの、さらに学生が本学に入学する以前に、大学又は短期大学において履修した授業科目について、連合教授会が教育上有益と認めるものも、その範囲内に含めることができる（「学則」第 23 条）。

GPA とは、図表 3-1-1 に示ように、履修した各授業科目の成績も含めて 4～0 でポイント化し、平均値で表すことである。GPA 制度の導入により、厳正な成績評価による学生の学修意欲の向上や適切な履修計画の策定、教員の履修指導、2 年次から 3 年次への進級判定、奨学金等対象者の選定に役立てている。

また、履修規程においては、履修単位基準として履修登録できる単位数の上限を定めている。当該年度 1 年間に登録できる単位は、令和 4（2022）年度以前の入学生までは 50 単位以内とし、半期それぞれ 25 単位以内としていたが、近年の学修内容を鑑み、令和 5（2023）年度入学生からは 46 単位（半期 23 単位）以内とした。ただし、①履修規程第 2 条に定める卒業に必要な必修科目を再履修する場合、②教職課程・保育士課程・真宗大谷派教師課程・精神保健福祉士課程・学芸員課程・介護福祉士課程・公認心理師課程・社会教育主事の卒業単位と共用しない科目を履修する場合、③編入生で資格課程を履修する場合、④履修規程第 4 条第 2 項の資格課程併修に伴う科目を履修する場合、⑤実習指導・実習科目を履修する場合、⑥論文指導・卒業論文を履修する場合、⑦前年度の GPA が 3.0 以

上（1年次を除く）のいずれかに該当する場合には、年間 60 単位半期 30 単位まで履修することができることは変更していない。

また、シラバス（講義計画）の中に、準備学修・事後学修の内容という項目を設定し、学生が授業時間中だけでなく、授業時間外も学生が意識的に学習することを担当教員が指導している。

これらのことから、履修登録単位数の上限の適切な設定や準備学修・事後学修の指導など、単位制度の実質を保つための工夫をしている。

進級については、「学則」第 30 条に「各年次に進級の基準を設け、これに達しない者は、進級を認めない」とし、進級基準を「履修規程」第 18 条及び「進級判定に関する内規」に定めている。つまり、当該年度内の休学期間が 6 か月を超える場合は、上級年次への進級は認めないこととしている。さらに、2 年次において、30 単位以上の単位修得がない場合は、3 年次への進級を認めないこととし、連合教授会で進級判定を行っている。

卒業については、「同朋大学学則」に定める「文学部単位表」「社会福祉学部単位表」にもとづき、124 単位以上修得しなければならない（学則第 16 条）。4 年以上在学し、所定の単位を修得した者は、連合教授会における卒業判定を経て、学長が卒業を認定する。学長は、卒業を認定されたものに対して卒業証書・学位記を授与する（学則第 31 条）。卒業者の学位は、文学部においては、学士（文学）、社会福祉学部においては学士（社会福祉学）である（学則第 32 条）。

卒業認定の時期については、履修規程第 20 条に基づき、原則として学年末に行っているが、所定の在学年数以上在学し前期末までに卒業要件を満たす場合には、9 月中に行うことができる。さらに、卒業要件を満たすものの、各種課程の履修又は就職活動のため勉学の継続を希望する者に対して、「同朋大学卒業延期制度に関する規程」を定め、対応する仕組みを用意している。

大学院博士前期（修士）課程における修士論文の審査は、主査・副査の合計 3 名を原則とする教員による口頭試問で審査する。可否については審査結果を合議し研究科委員会に諮る。博士後期課程における博士論文の審査は、主査・副査の合計 4 名を原則とする教員による口頭試問を行い、可否については審査結果を合議し研究科委員会に諮る。副査のうち 1 名は学外者、他の 1 名は関連分野の教員とし、いずれも博士の学位保持者または、それに相当する者があたる。

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

単位認定、進級及び卒業認定等については基準を明確化し、適用する仕組みを構築している。ディプロマ・ポリシーについても、単位認定、進級、卒業判定基準との有機的な結びつきをより明確に示し、見直しを終えたので、次は新しいディプロマ・ポリシーに基づく目標を各学部・学科・専攻でいかに実現したかを示せる指標を定める。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学の建学の精神である「同朋和敬」の理念を具現化し続けるために、大学全体（学部共通）、文学部仏教学科、文学部人文学科、社会福祉学部社会福祉学科、大学院ではそれぞれ以下のようなカリキュラム・ポリシー（学位授与方針）を策定し、これを大学ホームページ等に掲示して広く内外に周知している。

<同朋大学カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成方針）>

建学の精神と教育目的を踏まえ、ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与に関する方針）を達成するために、どのように教育課程を編成し、どのような教育内容・方法を実施し、学修成果をどのように評価するかについて、本学としての基本的な方針を次のように定めます。

1. 徹底した少人数教育を教育・指導の根本にすえ、一人ひとりの学生にあったきめ細やかな指導をする。
2. 少人数教育の利点を活かして、1 年次よりゼミ形式の授業を行い、ノートの手取り方やレポートの書き方、図書館の利用法など学修面での基本的姿勢や主体的に学ぶ姿勢を身につける。
3. 学科・専攻にかかわらず建学の精神、豊かな教養的知識、学びのスキルを修得する「教養共通科目」と、各学科・専攻にかかる専門知識・技能を学び専門性を深める「学科専攻科目」から編成する。
4. 教養共通科目は、「宗教」「外国語」「キャリア教育」「教養」「総合」「スポーツ」「情報」「国際」「ボランティア」「インターンシップ」「傾聴」等の区分を設け、幅広い授業科目から編成する。
5. 自分の学びたい分野を1 年次から学べる教育課程を編成し、早くから専門分野の学びに触れる。学科専攻科目は、1 年次から4 年次まで導入的・原理的な科目から発展的・総括的なものまで、各学科・各専攻別に編成し、履修セメスターを指定して段階的に専門性を深めることができるように設定する。
6. 知識や理論を学ぶことに加えて、実習・演習・学外での研修を重視した教育課程で実践力を養う。経験と省察を重視したアクティブ・ラーニングの要素を多く取り入れるようにし、学びを深め、学びを豊かに展開できるようにする。
7. シラバスやナンバリング等により、授業の到達目標や成績評価基準、教育課程全体の中での位置・意義を理解しやすいようにし、学生自らが学びの内容を組み立てることを支援する。

<文学部仏教学科カリキュラム・ポリシー>

仏教学科では、建学の理念である「同朋和敬」の精神のもと、広い知識と専門の学術を

身につけ、浄土真宗・仏教の思想・歴史・文化を学び、それらを活用して現代社会に貢献可能な人間の養成を目的とするカリキュラムを編成しています。

1. 大学における専門的課題に取り組む力を身につけるため、まずは「基礎演習」や「教養共通科目」などの履修を通して、基礎力・教養力を養う。また、浄土真宗・仏教の精神を学修するため、「宗教と人間（親鸞と現代）」「宗教と人間（釈尊と現代）」を必修科目とする。
2. 「基礎演習」や「教養科目」を学修基盤として、真宗学・仏教学に関する概論・専門科目を学び、特に講義を通して専門的な知識を身につける。学びの道筋として真宗学分野・仏教史学分野を置き、自身の問題関心を明確にしていくための指導を行う。
3. 3年次・4年次には真宗学・仏教史学のゼミを開き、また専門的な文献をテーマとする「講読演習」、僧侶としての実践性を磨く「教化学実習」を開講し、さらに史跡踏査、各種の現場におけるアクティブ・ラーニングを通して、仏教に関するさまざまな実践的能力を身につける。
4. 浄土真宗・仏教に関する体系的な学修を経て、最後には各自でテーマを設定して卒業論文に取り組み、オリジナリティーを持った課題を提示し、その論理的展開を明らかにする。

＜文学部人文学科カリキュラム・ポリシー＞

「同朋和敬」の精神を教育の根幹として、文学・歴史・思想・文化の各分野におけるアカデミックな教育を通じて人間そのもののあり方を考えるための普遍的な真理を探究し、今という時代を生きる「教養力」「思考力」を育むことを教育目的とします。わたしたちの生きている社会は、時代的要求によって形成される表層的な現実と、その背景に普遍的に潜在している深層の真理とが関係性をもってできあがっています。同朋大学の人文学科では、表層に留まることを避けて真理の深みに踏み込み、現実と真理の接点に実在する自我の存在の価値を見いだして欲しいと願ってカリキュラムを組み立てています。

1. 基礎的な条件として、幅広い教養を修得するために、「教養共通科目」「外国語科目」を選択必修として設置している。また、仏教精神を基盤とする本学の願いを時代感覚に即して理解してもらうための科目として「宗教と現代（釈尊と現代）」「宗教と現代（親鸞と現代）」も必修としている。
2. 高校までの「学習」に対して、大学での「主体的探究」への研究方法の変化を理解してもらい、徐々に専門性に転じていけるよう、「基礎演習（Ⅰ～Ⅳ）」を必修として設置し、段階を追って主体的な学びができるように配慮している。
3. また大学での研究には、高校までのカリキュラム課程にはなかった新たな基礎的技術能力が必要になる。そのため「基礎学」を選択必修として設置し、学生の研究目的に必要な基礎技術が身につくよう配慮している。
4. 本学科のカリキュラム構成の上で意識されているのは真の「教養力」「思考力」である。「人が何を考え、どう行動してきたか」という問題の本質を追究することで、「今」という時代に生きる自分を的確に見つめ、社会で活躍していくための力を身につける。人文学の基盤となるそのような考え方を学ぶために、「現代教養概論（ⅠⅡ）」を全専攻の必修科目として1学年に設置している。
5. 3学年、4学年ではゼミナール形式の「人文学演習（Ⅰ～Ⅳ）」を必修としている。

学生は1学年、2学年での学修を経て、3年次からは興味ある課題を主体的に見だし、その指導を受けるに相応しい「人文学演習」を選んでアカデミックな研究段階に入る。

6. 4年間の研究の成果として、卒業論文（課題）を必修としている。その作成過程では、「人文学演習」担当の教員が、小人数クラスの特性を活かして、履修者の進度に適應したきめ細かく丁寧な指導をする。そのため4年次には「卒業論文指導」科目を用意している。

＜社会福祉学部社会福祉学科心理学専攻カリキュラム・ポリシー＞

心理学専攻は令和6（2024）年度から新設された専攻である（社会福祉専攻心理学コースからの改組独立）。

心理学専攻では、「同朋和敬」の精神のもと、広い知識と専門の学術を身につけ、保健医療分野・社会福祉分野・教育分野など、心理学の専門家として地域社会に貢献可能な人間を養成することを目的として、その実現のためのカリキュラムを編成しています。

自ら課題をみつけようとする姿勢や考え方、クライアントを理解しようとする姿勢、またそれら課題解決の方法や判断について体系的・総合的に学修が進められるようにカリキュラムを組み立てています。

心理学の学問的方法を学ぶために、専門教育科目・教養共通科目・自由科目を配置し、教養、自由の科目を履修することによって、専門性のみならず、応用力、洞察力等を身につけ、総合的な学びができるよう配慮しています。

【心理学専攻における4年間の学び】

教養共通科目では、人類の文化・社会・自然についての教養的知識を修得するとともに、多文化・異文化に関する知識を修得し、心理分野において活用できる技能（コミュニケーションスキル、数量的スキル、情報リテラシー等）を身に付け、それらを基に4年間の総合的な学びをします。

●1年次

「建学の精神」・「社会福祉」を礎とした「心理学」の専門基礎的な学びをします。

初年次教育の充実のため、1年次より通年のゼミ（心理学基礎演習）を実施するなど4年間を通じた少人数教育によって、学生のコミュニケーションのレベルアップ、主体性の確立等を図っています。

●2年次

心理学の方法論を学びます。また、「講義」「演習」によって心理職としての基礎力を高めます。

●3年次

心理学の専門性を高める学びをします。具体的は演習によって体験的な学びをし、4年次に保健医療・福祉・教育の各分野で実施される心理実習のための準備をしていきます。

●4年次

心理学の学びの集大成として現場実習、卒業研究に取り組みます。特に「心理実習」を重視し、クライアントの内面を理解し、様々な分野の人と協働・連携して実践的に取り組むことのできる力を高めることをめざしています。

＜社会福祉学部社会福祉学科社会福祉専攻カリキュラム・ポリシー＞

社会福祉専攻では、「同朋和敬」の精神のもと、広い知識と専門の学術を身につけ、社会福祉・教育・心理・経済行政など、地域社会に貢献可能な人間を養成することを目的として、その実現のためのカリキュラムを編成しています。

1. 自ら課題をみつけようとする姿勢や考え方、またそれら課題解決の方法や判断について体系的・総合的に学習が進められるようにカリキュラムを組み立てている。
2. 学生の所属コースの学問的方法を学ぶために、専門教育科目・教養共通科目・自由科目を配置し、教養、自由の科目を履修することによって、専門性のみならず、応用力、洞察力等を身につけ、総合的な学びができるよう配慮している。
3. 初年次教育の充実のため、1年次より通年のゼミ（社会福祉基礎演習）を実施するなど4年間を通じた少人数教育によって、学生のコミュニケーションのレベルアップ、主体性の確立等を図っている。
4. 2年次以降は「講義」「演習」によって福祉実践基礎力（ソーシャルワーカーとしての基礎力）を高め、3年次、4年次は「演習」「現場実習」を重視し、福祉実践力（課題を発見し様々な分野の人と協働・連携して実践的に取り組むことのできる力）を高めることをめざしている。

＜社会福祉学部社会福祉学科子ども学専攻カリキュラム・ポリシー＞

子ども学専攻では、仏教精神に基づく建学の理念である「同朋和敬」の精神のもと、広い知識と専門の学術を身につけ、乳児・幼児・児童等に関連する分野において社会貢献可能な人間を養成することを目的として、その実現のためのカリキュラムを編成しています。

1. 学生の自主性を最大限に尊重し体系的・総合的に学修を進められるようにカリキュラムを組み立てている。
2. 学生の所属コースの学問的方法を学ぶために、専門教育科目・教養共通科目・自由科目を配置し、教養、自由の科目を履修することによって、専門性のみならず、応用力、洞察力等を身につけ、総合的な学びができるよう配慮している。
3. 初年次教育の充実のため、1年次より通年のゼミ（子ども学総論、子ども学演習）を実施するなど4年間を通じた少人数教育によって、学生のコミュニケーションのレベルアップ、主体性の確立等を図っている。
4. 幼稚園教諭、保育士等の専門職養成のため、1年次から徹底した実習教育を行い、講義はもとより、現場実習を重視している。

＜大学院人間学研究科のカリキュラム・ポリシー＞

〔人間学研究科博士前期課程〕

博士前期課程のカリキュラム編成は、履修モデルとして仏教文化分野・人間福祉分野・臨床心理分野を設定し、各分野に応じた科目を履修できるように編成しています。いのちと向きあい、その意味を問い実践する「仏教文化」、人と環境の接点に介入し、暮らしを支える「人間福祉」、人の心や行動を科学的に理解する「臨床心理」の3分野が、それぞれの専門性を高めつつ、学際的協働・連携を深め、心豊かな「人間」性を持つ高度な専門職・研究者の養成に取り組めるようなカリキュラムを構成しています。

1. 「研究基盤科目」では、建学の理念である仏教精神に基づいて、個々の研究活動の根底に共通する人間学を教授する。

2. 「研究発展科目」では、仏教文化分野は文献研究を通してその意味を仏教の歴史・文化・思想にたずね、現代社会において「いのち」と向き合い実践する哲学を構築する。人間福祉分野は人と環境の接点に着目し、あらゆる場面で暮らしを支えることについて追及する。臨床心理分野は自殺、発達障害、児童虐待、ドメスティック・バイオレンス(DV)、社会的ひきこもりなど多岐にわたるこころの問題に対して、仏教文化分野、人間福祉分野と協働することによって解決の糸口を模索する。
3. 「隣接複合科目」では仏教文化分野、人間福祉分野、臨床心理分野の関連科目を多く開講し、研究領域の横断的な学習と幅広い応用発展を可能にしている。
4. 「研究専門科目」では、仏教文化分野は文献学的方法論に基づく高度な研究能力を習得する科目を開講し、人間福祉分野では地域を基盤とした福祉について考究するなかで、先進事例のみならず諸外国の状況について学ぶことを可能とし、また、昨今、福祉サービスを運営する事業所の質が問われることを鑑み、組織運営管理に関して学びを深めることができる。臨床心理分野では、保健医療、社会福祉、教育など社会の各分野の課題に応え、社会貢献できる高度な臨床心理専門職(公認心理師・臨床心理士)の養成の基礎となる科目を配置している。
5. 「研究指導科目」では、特殊演習で個々の研究分野について研究と論文作成の指導を在学期間継続して、原則として修了まで同一教員のもとで受けることとして、論文作成を重視している。
6. 学部の科目を自由に履修できるようにして、研究の基礎の再確認ができる。

〔人間学研究科博士後期課程〕

博士後期課程におけるカリキュラム編成は、前期課程において展開してきた仏教文化領域、臨床心理領域の研究をさらに高度化するため、前期課程との継続性と専門性を考慮しつつ、最近の当該専門分野における教育研究の動向や、社会的要請などを十分勘案して、絞り込んだ内容にしています。

具体的には、特殊演習において個々の研究を個別に指導します。また、学内外の学会等での研究発表を奨励し、全学生、全教員参加の論文発表のための指導の時間を設けています。

そのほか、課外で学生をTA・RA、仏教文化研究所の特別研究員に委嘱、また心理臨床センターの相談員に登録し、教育や研究リサーチの指導、実習を合わせて実施しています。

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

各科目のシラバスにおいて「ディプロマ・ポリシーと当該授業科目の関連性」を示し、ディプロマ・ポリシーと当該授業との関連について示した上で、「学修の目的」「学修の到達目標」を明示している。

さらに、これらを総合したカリキュラムリスト(学生に身につけさせる知識・能力と授業科目との間の対応関係を示し、体系的な履修を促すもの)を作成している。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

学士課程の教育課程は、学科・専攻にかかわらず建学の精神、学びのスキル、批判的思

考や社会人としての基礎を養う「教養共通科目」と、各学科・専攻にかかる専門知識・技能を学び専門性を深める「学科専攻科目」から編成している。

年度初めの履修ガイダンスにおいて、教養共通科目は1年次・2年次に重点的に履修するよう履修指導している。学科専攻科目は、1年次から4年次まで導入的・原理的な科目から発展的・総括的なものまで、各学科・各専攻別に編成し、履修セメスターを指定して段階的に専門性を深めることができるように設定している。

教養共通科目は、「宗教」「外国語」「キャリア教育」「教養」「総合」「名古屋・中村学」「スポーツ」「情報」「国際」「ボランティア」「インターンシップ」「傾聴」という区分を設け、幅広い授業科目から編成している。

同朋大学の授業は「講義」「講読演習」「演習」「実習」の四形態を、カリキュラム・ポリシーに即して段階的に学修するよう構成されている。

また、学生へのアカデミック・アドバイザー制度を活用し、オフィス・アワーを設けて、学生の学業・対人関係・進路・精神的な問題解決に向け、傾聴・受容を中心に行うことで安心感をもたらし、学生が学業に専念できるための支援を丁寧に行っている。各教員の資質向上に対しても、各学科・専攻会議を定期的に開催するなど、教員間での話し合いの時間を十分設け、教員の自己意識を高め、授業内容の充実に努めている。

次に、各学科・研究科が、それぞれのカリキュラム・ポリシー達成のため、教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発を行っているかを個別に述べる。

【文学部仏教学科】

仏教学科の具体的な授業実施形態についていえば、まず、講義科目は入学初年次に「仏教学概論」、そして翌年に「真宗学概論」「教化学概論」が必修科目となっている。これは真宗学、仏教史学いずれの分野を専攻するにしても必要な基礎知識と、本学仏教学科が特に重視する「教化学」を身につけるための必修化である。学生はこれらをいずれも履修することで各専門分野の特性を熟知し、ゼミ選択、卒業論文制作を念頭に、それぞれの興味に応じた、より高度な内容の講義に進むことになる。

講読演習は、経典や論・釈など、歴史と伝統をもつテキストの学習であり、仏教学科の学びの根底をなす重要な科目群であるが、テキスト読解のためには、まず基礎的な語学力が必要である。したがって入学初年次から直ちにはこれを履修させず、まず選択必修科目として、アジア諸地域の古典言語を学ぶ基礎学（「仏教漢文基礎学」「漢文基礎学」「古文書基礎学」「サンスクリット語基礎学」「パーリ語基礎学」）を設定している。ここから各自の学びたい分野（真宗学・日本仏教・中国仏教・インド仏教など）に応じて選択履修し、一定の語学力、資料の読解力を蓄えた上で、2年次以降に講読演習の授業を履修して、本格的なテキスト読解に取り組む、という体制がとられている。

演習科目も同様の段階的な履修プログラムとなっている。1・2年次の「基礎演習」は初期の学問的導入を目的としている。3・4年次に進むと、担当教員はより専門的な学習の責任者として、ゼミの指導に加えて、学生の卒業論文作成の指導も行う。卒業論文は仏教学科の必修科目であり、その作成と口頭試問を通して、情報の収集力、分析力、思考力、プレゼンテーション能力を養うことを目的としている。

さらに、本学仏教学科の特色として、3年次以降の専門科目として「教化学特講」を設置し、真宗僧侶の実践性や現代社会における仏教のありかたについて学ぶ機会を設けてい

る。また、実習の中に「教化学実習」という授業科目を設置している。これは、3年次と4年次の2回、真宗大谷派名古屋別院（東別院）を会場に一日研修、一泊研修という形でっており、本学の理念を体得しようとする目的に即したものである。さらに、学科が主となって史跡踏査を企画したり、ゼミ単位でのフィールドワークを設定したりして、学外で実際の歴史文化遺産などにふれる機会を積極的に設けている。

本学科の取得できる資格としては、真宗大谷派教師資格、中学校教諭1種免許状「宗教」、高等学校教諭1種免許状「宗教」、学芸員資格がある。また、傾聴士という本学の特徴を活かした独自の認定資格もあり、前出の資格と併せ持つことで、社会的実践力の高さを保証する資格取得体系となっている。

〔文学部人文学科〕

文学部人文学科は令和元年（2019）度入学生から日本文学、歴史文化、現代教養の3専攻に改組した。

各専攻に共通する必修の演習科目として、1・2年次には「基礎演習」があり、人文学の基礎的な方法や考え方を実践的に学び、3・4年次の「人文学演習」では専攻した分野に専門的に取り組み、「卒業論文」や「卒業課題」として大学教育の成果を提出する。文献を読む力を本格的に身につけていくために、「人文学講読演習」（2年次以上選択科目）を多分野にわたって開講している。

講義科目としては、「現代教養概論」（4単位）を1年次の必修科目としている。これは専攻にかかわらず「現代教養」として身につけるべき知識や「人文学」という学問の基礎的な考え方や方法を学ぶ科目で、複数教員がオムニバス形式で担当する。他に8単位分の「概論」（「日本文学概論」「欧州文学概論」「中国文学概論」「歴史文化概論」「国語学概論」「言語学概論」から2種類）を選択必修科目とし、1・2年のうちに各専攻の概要をつかむことができるようにしている。また、専攻指定以外の「概論」も学問の幅を広げるために履修を勧めている。そのほか、多分野にわたる講義科目を選択できるようにしている。

人文学の基礎技術を身につけるためには、「漢文基礎学」「古文書基礎学」「書誌学」「サンスクリット語基礎学」「人文情報学」など、「基礎学」と呼ぶ科目を設置している。また、「表現技法」と呼称している「文章表現」「書道」の科目があるが、「文章表現」には、「論述表現」「文芸表現」「シナリオ」の3種を開講し、論述に限らず多様な表現を学べるようにしている。

このように、初歩から専門へ段階的に進めるようにカリキュラムを組んでおり、いずれの専攻においても、中学校教諭「国語」「社会」や高等学校教諭「国語」「地理歴史」の教員免許状、学芸員（資格）などを取得することができる。

次に、各専攻の教育課程の特徴を述べる。

日本文学専攻では、古代から現代に及ぶ様々な文学作品を分析しながら、社会的・歴史的背景を考える。また、日本語の歴史も重視して、ことばと文学との関係を研究することを目的としている。そのような学力を養成するために、1・2年次には「基礎演習」「基礎学」「現代教養概論」「日本文学概論」「国語学概論」など、多角的な視点から日本文学や国語学を学び、3・4年次の「人文学演習」や2年次以上選択科目の「人文学講読演習」を通じて各自が選んだ専門領域を深く研究する。「日本文学」「日本文学史」「国語史」「音声学」などの専門分野のほか幅広い受講科目が用意されている。

歴史文化専攻では、日本、アジア、ヨーロッパなどの歴史的現象を政治、社会、文化などの多角的な視点から研究する。1・2年次には、「基礎演習」で、歴史や文化を考える力を養い、「歴史文化概論」や「基礎学」によって、歴史学の基礎知識や、史料を読み研究するための基礎的な技術を身につけ、「日本史概説」「外国史（西洋）」「外国史（東洋）」などにより知識や思考力を深めていく。また、「人文学講読演習」（2年次以上）によって、史料や文献を読む力を本格的に身につけていく。

現代教養専攻は、令和元年（2019）度開設の新しい専攻である。西洋文学や中国文学など東西に渡る諸外国の文学や、哲学・思想・文化を研究対象とする。具体的には、英米文学、西洋哲学、中国文学など、特定の地域や時代について深く探究するとともに、諸外国の歴史・思想・文化・美術・芸能・現代事情などを幅広く学ぶ。本専攻の履修においては、「概論」12単位のうち、「現代教養概論」のみを専攻指定として、残りは自由選択とし、履修生の興味や関心に応じて学ぶことができるように配慮している。また、本専攻では特に、自己の位置づけを確認していく力や、行動の基準とそれを支える価値観を構築するために、「欧州文化史」「中国現代事情」「地域文化論」「サブカルチャー論」「文化人類学」など、多彩な科目を受講することによって、各自のテーマを見つけていくように指導している。他専攻と同様に、「基礎演習」「人文学演習」「人文学講読演習」などによって実践的に思考・研究を深めていくことができる。

〔社会福祉学部社会福祉学科〕

（社会福祉専攻）

社会福祉専攻は、令和 5（2023）年度まで、目指す資格・免許に応じた「社会福祉コース」（社会福祉士）、「精神保健福祉コース」（精神保健福祉士）、「介護福祉コース」（介護福祉士）、「福祉教育コース」（中学校教諭一種免許「社会」、高等学校教諭一種免許「公民」または「福祉」、特別支援学校教諭一種免許）、「心理学コース」（認定心理士（令和 3（2021）年度で廃止）、公認心理師）、「経済行政コース」の六つを「主コース」とし、コースに「副コース」も設定し、主コース・副コースの組み合わせによる併修をできる限り認めることとしてきた。令和 6（2024）年度からは「心理学コース」が心理学専攻として独立し、また「経済行政コース」が「経済・情報・行政コース」に改変された（5コース制）。

各コースに共通する教育システムとして、1年次に本学の理念に沿った「生活と福祉」「人間の尊厳と自立」の必修専門基礎科目を設定し、人間理解や社会福祉を広く捉えることができるようにしている。さらに、少人数のゼミナール形式で「社会福祉基礎演習」を開講し、年に2回の学外研修を設けて社会福祉の現場を体験することと合わせて、一人ひとりの関心を育てながら基本的な知識と学習方法を理解できるようにしている。

ほとんどのコースは2年次以降、専門科目を配置し、1年次に基礎的な学習を積み重ねた学生がそれぞれの専門分野を目指すことができるようなカリキュラム構成としている。その一方で課程履修のための学内選考等を行い、演習科目を段階履修とするなど、学生が自分の将来を見つめながら真剣に学ぶことができるようにしている。

社会福祉の資格取得に欠かせない現場における実習は、各コースとも主に3年次、4年次に実施している。そのために2年次から実習指導等を開始し、少人数のクラスで担当教員が個々の学生に合った指導を行っている。新型コロナウイルス感染症感染拡大期には各種対策の観点から、高齢者施設、医療機関等から実習受け入れを断られたり、実習の途中

で中断することを余儀なくされたりしたケースがあったが、社会福祉専攻の基本姿勢は学生が「現場での実習」を体験することであるため、実習機関を変更するなどの対応を取った。その結果、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士の現場実習は代替となる学内実習を実施することなく終えることができた。コロナ後も注意深く丁寧な実習指導を行い、実習先に送り出し、充実した学びを提供している。

（子ども学専攻）

子ども学専攻は、目指す資格・免許に応じた「幼児教育コース」「子ども福祉コース」の二つのコースを設定しており、幼稚園教諭1種免許状と保育士資格もしくは、履修方法により社会福祉士国家試験受験資格取得の学びと保育士資格を目指すことができる。さらに、公益社団法人大谷保育協会が認定する保育心理士2種資格取得も可能である。学生自身が意欲的に学ぶことで、パラスポーツ指導者初級スポーツ指導員資格取得も可能である。保育者となるには、現場実践の単位修得も必要であり、実習事前事後の授業では、卒業後、保育現場で即戦力となる人材育成に対応している。

そのために、1年次より少人数のゼミナール形式で「子ども学総論・子ども学演習」を開講し、個別に丁寧にかかわり、各学生に適した対応を組織的に行っている。授業教科においても、専門知識の向上をめざし、保育内容領域の充実を図り、現場に役立つ内容をさまざまな角度から提供している。その一つに、子ども学演習科目内に位置づけられている学内型子育て支援事業「キッズ・カレッジ」がある。キッズ・カレッジは、学生が学内において、地域の子どもたちに直接触れ、乳児保育を学べる機会である。

（心理学専攻）

心理学専攻は令和6（2024）年度から新設された専攻である（社会福祉専攻心理学コースからの改組独立）。

心理学専攻では、主に公認心理師の資格課程を修め、資格を取得することで、医療・学校・福祉などの現場で心理的支援を行うことができる専門家の養成を目指しているほか、精神保健福祉士、教職課程の履修も可能である。専門職を目指さない学生についても、日々の業務や生活の中で、周囲の人たちの気持ちを汲み取り、寄り添うことができる社会人の育成を目指している。

そうした人材育成のための初年度教育として、本専攻では少人数の演習授業である「心理学基礎演習Ⅰ・Ⅱ」を開講している。この授業では、大学生の学びにおいて必須であるプレゼンテーションや討論の基礎を学ぶ、前期・後期1回ずつの学外研修で心理的支援の現場を体験し、2年次以降の学びや進路のイメージを形成する、学生同士が授業の中で適切な距離感を見出し、協力しあいながら学生生活全般を送っていけるような関係性を形成する、などのことを目的としている。担当教員は学生一人一人に丁寧にかかわることで理解を深め、各学生が有意義な学生生活を送れるような対応を組織的に行っている。

2年次からは、実験や演習など、1年次での学びを基盤にした、より専門的な科目が配置されており、学生が自身の関心や学びの方向性を模索しつつ学びを深められるようなカリキュラムを展開している。また資格課程については、1年次の後期の段階で課程履修のための学内選抜試験を行い、課程履修の学生が早い段階から資格課程の重要性について意識し、自らの将来を見据えながら学びを得られるようにしている。

公認心理師の資格取得のための「心理実習」は医療領域・学校領域・福祉領域への見学

実習であり、4年次に実施している。実習指導では、学生が自らの進むべき領域を見出せるように、複数の教員で、丁寧かつきめ細かな実習指導を行っている。

【大学院人間学研究科】

（博士前期課程）

大学院人間学研究科仏教人間学専攻博士前期課程では、「同朋和敬」（共なるいのちを生きる）の建学の精神を礎に、学部の実験研究成果を基盤としつつ、時代の要請に応えるための人材、また現代社会におけるウェルビーイングの向上を目指し、仏教文化、人間福祉並びに臨床心理への深い洞察力を備えた専門的実践を担いうる人間教育、さらに仏教文化、人間福祉並びに臨床心理など社会の各分野の課題に応え、社会貢献できる高度な専門職の養成にあるために「研究基盤科目」「研究発展科目」「隣接複合科目」「研究専門科目」「研究指導」の六つの科目分野からなる教育課程を編成する。

【1. 研究基盤科目】

専門的研究の土台となる豊かな視野を養い、建学の精神が現代社会に生かされることへの理解を深めるために、3分野ともに共通な学びをする「仏教人間学Ⅰ」を必修科目、「仏教人間学Ⅱ」を選択科目として配置している。

また、3分野のそれぞれの本格的な研究の基礎となる科目を設け、大学院生自らの研究テーマに関連する授業科目を選択して研究を深めていくための基礎的な力を養う。仏教文化分野では「真宗学研究」「仏教学研究」、人間福祉分野では「福祉研究法」「社会福祉政策論研究」「社会福祉方法論研究」、臨床心理分野では「心理学基礎研究」を必修・選択科目として配置している。

【2. 研究発展科目】

21世紀の現代社会は、IT化やAIなどの科学技術の進展が顕著で、物質的な豊かさの中にあるにもかかわらず、ともすると人間が人間として生きにくい社会状況にある。高齢化社会、生活格差や精神病理などをはじめとするさまざまな人間にかかわる問題に対し、「いのち」の尊厳を根本的な課題として、どのように向き合っていくかが切実に問われている。このような状況のなかで、仏教文化分野では、文献研究を通してその意味を仏教の歴史・文化・思想にたずね、現代社会において「いのち」と向き合い実践する哲学を構築する。人間福祉分野では人と環境の接点に着目し、あらゆる場面で暮らしを支えることについて迫る。臨床心理分野では自死、発達障害、児童虐待、ドメスティック・バイオレンス（DV）、社会的ひきこもりなど多岐にわたるこころの問題に対して、仏教文化分野、人間福祉分野と協働することによって解決の糸口を模索する。

以上のことから、仏教文化分野では「仏教史研究」「日本文化史研究」「仏教文学研究」など、人間福祉分野では「精神保健福祉研究」「児童福祉臨床研究」「障害者福祉研究」「ソーシャルケア研究」など、臨床心理分野では「産業・労働分野に関する理論と支援の展開」「心の健康教育に関する理論と実践」など選択科目として配置し、大学院生の研究や進路の傾向によって選択できるように編成されている。

【3. 隣接複合科目】

人間学を学ぶ上で、メゾ・マクロな視点で仏教文化、人間福祉、臨床心理の今日的課題を捉え探求する科目として設置している。また、3分野の大学院生との合同演習によりひ

とつの物事を多角的に見ることができるようになる。

【4. 研究専門科目】

仏教文化分野では、文献学的方法論に基づく高度な研究能力を習得する科目として、真宗学と仏教学、それぞれの専門領域に対して「真宗学特殊研究」「仏教学特殊研究」を設ける。また、現代社会の諸問題とのかかわりにおいて主体的に仏教に取り組む視座を養う目的で「実践仏教」「仏教フィールドワーク」を配置する。さらに、そのような仏教と社会・文化の関係について、広く歴史的な素養を身につける目的で「真宗文化特論」を併せて開設する。

人間福祉分野では、研究専門科目として、「地域福祉研究」「地域子育て支援研究」という地域を基盤とした福祉について考究するなかで、先進事例のみならず諸外国の状況について「比較福祉研究」を通して学ぶことを可能としている。また、昨今、福祉サービスを運営する事業所の質が問われることを鑑み、「クオリティマネジメント研究」「アドミニストレーション研究」「スーパービジョン研究」「ストレスマネジメント研究」を配置し、組織運営管理に関しての学びを深めることができる。

臨床心理分野では、保健医療、社会福祉、教育など社会の各分野の課題に応え、社会貢献できる高度な臨床心理専門職（公認心理師・臨床心理士）の養成の基礎となる必修科目として「臨床心理学特論Ⅰ・Ⅱ」「臨床心理面接特論Ⅰ・Ⅱ」「臨床心理査定演習Ⅰ・Ⅱ」「臨床心理基礎実習Ⅰ・Ⅱ」「臨床心理実習Ⅰ・Ⅱ」を配置している。また、保健医療、社会福祉及び教育など社会の各分野の課題に応え、社会貢献できる高度な臨床心理専門職の養成の専門的知識や技術を習得する選択科目として、次のような科目を配置している。

A 群（研究方法に関する科目）	「心理学研究法特論」「臨床心理学研究法特論」
B 群（教育領域に関する科目）	「人格心理学特論」「発達心理学特論」「教育心理学特論」
C 群（社会領域に関する科目）	「家族心理学特論」「臨床心理関連行政論」「犯罪心理学特論」
D 群（医療領域、老人・障害者に関する科目）	「精神医学特論」「神経生理学特論」「障害者（児）心理学特論」「老年心理学特論」
E 群（臨床心理に関する特別科目）	「投射法特論」「心理療法特論」「学校臨床心理学特論」「臨床心理地域援助特論」

【5. 研究指導】

博士前期課程では、2年間にわたり修士論文作成のための研究指導を実施する。

研究指導科目としては、仏教文化分野、人間福祉分野では「特殊演習Ⅰ」「特殊演習Ⅱ」「特殊演習Ⅲ」「特殊演習Ⅳ」を開講し各2単位、合計8単位設定している。臨床心理分野では「心理学特殊演習Ⅰ」「心理学特殊演習Ⅱ」を開講し同じく各2単位、合計単位数4単位を設定している。

【6. 修了要件】

博士前期課程の仏教文化、人間福祉、臨床心理の各分野の修了要件は次のとおりである。

仏教文化分野においては、「研究基盤科目」は8単位必修、「研究発展科目」「隣接複合科目」から10単位以上、「研究専門科目」6単位以上、「特殊演習Ⅰ～Ⅳ」8単位の合計32単位以上習得し、併せて修士論文を提出し審査に合格しなければならない。

人間福祉分野においては、「研究基盤科目」は6単位必修、「研究発展科目」「隣接複合科目」「研究専門科目」から16単位以上、「特殊演習Ⅰ～Ⅳ」8単位の合計30単位以上習得し、併せて修士論文を提出し審査に合格しなければならない。

臨床心理分野においては、「研究基盤科目」は4単位必修、「研究発展科目」「隣接複合科目」から2単位以上、「研究専門科目」から26単位以上（ただし、A群からE群の各群から1科目2単位以上を基に、計5科目10単位以上修得すること）、「心理学特殊演習Ⅰ～Ⅱ」4単位の合計36単位以上習得し、併せて修士論文を提出し、審査に合格しなければならない。

（博士後期課程）

大学院人間学研究科仏教人間学専攻博士後期課程では、建学の理念を礎に、博士前期課程における研究をより深め、さらに高度な学識を有する研究者の養成を行う。現代社会の人間を取り巻く諸問題に対して、仏教人間学、特に仏教文化、臨床心理両分野の立場からそれぞれの課題に応え、社会貢献できる高度な学識を有する研究者の養成にあたる。このような目的のもと、仏教文化分野では「仏教文化特殊演習Ⅰ～Ⅵ」、臨床心理分野では「臨床心理学特殊演習Ⅰ～Ⅵ」からなる教育課程を編成する。

【1. 研究指導】

人間学研究科仏教人間学専攻博士後期課程では、3年間にわたり博士論文作成のための研究指導を実施する。

研究指導科目としては、仏教文化分野では「仏教文化特殊演習Ⅰ～Ⅵ」各2単位合計12単位を設定し、臨床心理分野では「臨床心理学特殊演習Ⅰ～Ⅵ」を開講し各2単位を合計単位数12単位設定している。

【2. 修了要件】

大学院人間学研究科仏教人間学専攻博士後期課程における仏教文化、臨床心理の各分野の修了要件は、次のとおりである。

仏教文化分野においては、「仏教文化特殊演習Ⅰ～Ⅵ」各2単位の合計12単位習得し、併せて博士論文を提出し審査に合格しなければならない。

臨床心理分野においては、「臨床心理学特殊演習Ⅰ～Ⅵ」各2単位の合計12単位習得し、併せて博士論文を提出し審査に合格しなければならない。

＜シラバスの整備＞

シラバスについては全科目、作成し、大学ホームページならびに学生ポータルシステム上に掲載している。

＜履修登録単位数の上限設定＞

履修登録単位数の上限についても既述（3-1-③）のとおり、適切に設定している。また、シラバスの中に事前学修・事後学修の内容という項目を設定し、学生が授業時間中だけでなく、授業時間外も学生が意識的に学修に取り組むことを促している。

3-2-④ 教養教育の実施

「学校教育法」の第83条で「大学は、学術の中心として広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする」と述べられ、また「大学設置基準」の第19条第2項で、「専門の学芸を教授するとともに、

幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養する」と記されているように、大学教育において広く深い教養教育の必要性・重要性は言を俟たない。

本学においては、教養教育が十分かつ適切になされうるための組織として、教務委員会があり、その部会に宗教科目部会、外国語科目部会、教養共通科目部会、教職課程部会、学芸員課程部会を設け、情報科目部会を設け、随時会議を開いて審議検討を行っている。

特に教養教育の実施に関わる重要な組織は、教務委員会、宗教科目部会、外国語科目部会、教養共通科目部会、情報科目部会である。

教務委員会は、委員（教員・事務部課長）7人で構成されており、さらに事務部（教務担当）職員が出席することもある。学則のうち教務関係の規程、各種履修規程の見直し、科目担当教員一覧表の作成などについて審議事項としており、各年度 10 回程度開催している。各部会は、委員（教員）4 人程度で構成され、加えて事務部課長が出席し、あるいは事務部（教務担当）職員が出席することもある。年 1 回以上開催される。

宗教科目部会は、教養共通科目の区分である宗教科目（「宗教と人間（釈尊と現代）」「宗教と人間（親鸞と現代）」）について主として担当する部会であり、授業内容の検討、開講クラス数及び授業担当者の検討を行っている。

外国語科目部会は、教養共通科目の区分である外国語科目について主として担当する部会であり、語学教育の在り方、開講クラス数及び授業担当者の検討を行っている。

教養共通科目部会は、教養共通科目の区分である「教養」等について主として担当する部会であり、開設授業科目の検討及び授業担当者の検討を行っている。

本学では、以上のような教務委員会及び各部会の活動により、日常的な教養教育を適切に実施し、また適時に改善・見直しも図っている。

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

＜アクティブ・ラーニングの実践＞

本学においては全科目において可能な限りアクティブ・ラーニングの実践に取り組んでいる。もちろん講義系科目については教員の講義を基調とする内容であるべきと考えるが、それでも双方向のやりとりを心がけた組み立てを推奨している。また、講読・演習、実技・実習系の科目は、各種資格課程を有する本学においては当然、多数あり、そのいずれにおいても、教授方法はアクティブ・ラーニングが基調となる。そこでは学生が学修内容について主体的に取り組み、発言し、学修実感を得ていく実践を不断にしている。

なお、ハード面ではパソコン 48 台を配置した MM 教室の利用や事務部（教務担当）よりパソコンを貸し出して使用する授業展開も実施している。各教室には、DVD 再生装置、モニターテレビ、パソコンプロジェクター、書画カメラ、スクリーンなどの視聴覚機器を設置し、授業の理解を深めるサポート体制を構築・実施している。新型コロナウイルス感染症対策として実施した「遠隔授業」のために導入した Microsoft 365 の Teams をはじめとする ICT 技術等はコロナ対策終了後も運用を継続し、学びの充実を図っている。

＜授業方法の改善を進めるための組織体制の整備＞

教授方法の改善については、毎年、学生による「授業評価アンケート」を全学的に前期、後期にそれぞれ 1 回を実施して、教育目的の達成状況の把握、授業方法の改善に役立てている。

このアンケートは、ゼミ科目、実技・実習科目を除くすべての科目（ただし、履修者 10 人以下の授業は除く）を対象として、DOHO ポータルの授業評価アンケート機能を使用して実施される。

アンケートの内容は、授業の方法や授業の運営等について 5 段階に評価する項目を基本としつつ、単に選択式回答のみではなく学生が授業の感想や要望を自由記述できるようになっている。

1. 授業に関する評価

①講義計画・シラバス、②学習目標の明確化、③授業への興味、④コミュニケーション、⑤教員の熱意、⑥話し方、⑦教材、⑧情報の提示、⑨雰囲気、⑩授業時間、⑪活用度、⑫関心の広がり、⑬満足度、⑭クラスサイズ、⑮設備、⑯時間帯

2. 授業の感想やよりよい授業にするための提案（自由記述）

採集されたデータは、科目ごとの回答内容、アンケート対象科目全体の回答内容が DOHO ポータルの授業評価アンケート機能より確認することができる授業担当者は、集計結果に基づいて自己評価と授業改善に関する今後の計画を作成し提出する。毎回のアンケート結果の総括と概評、及び向後の課題については、学長がまとめ、教員・職員・学生に提示する。評価数値やコメント内容をふまえ、学長が必要と考えた場合は、担当教員と面談を行い、授業改善に関する話し合いを行う。

なお、令和 2（2020）年度からは、前年度の三者協議会における学生からの要望により、授業評価アンケートを開講期間の半ばに実施している。また、実施方法を紙媒体から Web へと変更し、アンケート結果を教員が即時確認できるようにすることで、授業改善が回答者である当該授業の受講生に還元できるようにしている。

さらに、令和 2（2020）年度の教学マネジメント委員会における授業改善策の検討に基づき、令和 3（2021）年度からは教員相互による授業公開・観覧を実施し、継続することで、各教員における授業改善につなげている。

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

現実の諸現象について、「なぜ」「どのように」と問いかけその本質を探究するための批判的思考力、また他者との関係を築くための関係形成力、課題への取り組みを実際に展開していくための実践力、自分と他者の生命を尊重する倫理的態度等の基盤的能力を学生が獲得することが本学の教育には求められている。

具体的には、教職員一人ひとりが自らの課題を見つけ、学生を支援するための計画を立て、それを実行・評価・共有し、見直すというサイクルを実行する必要がある。そのためには、教育目的と教育課程編成方針の関係について絶えず検討し、教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発をさらに推進する。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

<ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果の明示>

社会福祉学部において以下 2 点を実施している。

- ① 主専攻・副専攻履修証明書…令和元（2019）年度より、社会福祉学部において社会福祉コースと子ども福祉コースの2コースの学びを体系的に履修した学生に、卒業証書とともに履修証明書を発行している。
- ② 社会福祉実践基礎力診断票…社会福祉学部において独自に「福祉実践基礎力」という評価方法を毎年度末に実施している。同診断票を全学年（1～4年生）に記入してもらい、判定した結果を提示・共有してどれだけ身についたか考えられるようにしている。
…同学部では、豊かな教養を培って人間と社会に関する真理を探究し、社会福祉及び関連分野に関する専門知識と技能を習得して、共に生きがいのある社会の実現に寄与するための教育・研究を実践している。このような人間を育成するために、初期段階としての基礎学力や専門的知識などの「技術的能力」に加え、三つの力、すなわち「心が動く力」、「じっくり考える力」、「共に生きる力」が必要と考え、これを「福祉実践基礎力」とする。年間の講義、演習、実習等を通じて、福祉業界のニーズに対応できる「福祉実践基礎力」を身につけることができたか、評価している。

<学生の学修状況・資格取得状況・就職状況の調査、学生の意識調査、卒業時の満足度調査、就職先の企業アンケート調査などの実施に基づく学修成果の点検・評価>

本学においては、独自の「学生生活満足度調査アンケート」を平成 30（2018）年度より全学において実施し、学生の状況の把握に取り組んでいる。同アンケートは後期終了前に実施し、4 年生については卒業直前の満足度調査となり、学修到達点の実感や資格取得の見込み、就職の最終状況の確認ができています。1～3 年生についても学年末の各状況を把握することになり、また学生本人の自己点検の契機にもなっている。

また、令和元（2019）年度の文部科学省による 3 年生向けの「学修行動調査アンケート」を全学で行い、特に大学教育が自身の学びにどのように役に立っているか、1 日の生活時間の中でどのくらい学修時間をとっているか、という設問において、学生の学修状況の把握を継続的に進めている。

令和4（2022）年度からは「学生生活満足度調査アンケート」と「学修行動調査」を統合し、「学修行動・学生生活調査」を実施している。

なお、卒業後の就職先の企業アンケート調査についても、令和 2（2020）年度よりキャリア支援センターの尽力で実現し、卒業生の動向とそれに付随する学修成果の関係を確かめることができた。

また、既述のアカデミック・アドバイザー制度により教員と学生との面談、コミュニケーションが適時に行われており、関連情報は収集されている。これらを体系的に記録する学修ポートフォリオを令和 3（2021）年度より始めている。

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果の

フィードバック

「学生生活満足度調査アンケート」並びに「学修行動調査アンケート」の内容をまず教学マネジメント委員会において把握し、課題を抽出、共有する。その上で、運営会議において共有し、教授会で説明会を開催し、必要に応じて対策を進め、また事務部（教務担当）における授業運営に反映する。

また、令和4（2022）年度からは「学生生活満足度調査アンケート」と「学修行動調査」を統合し、「学修行動・学生生活調査」を実施している。

（3）3-3の改善・向上方策（将来計画）

学生自身がディプロマ・ポリシーに示された資質をどの程度身につけたかを視覚化して、学生に示すことができる文書として、たとえば「ディプロマ・サプリメント」がある。ディプロマ・サプリメントを導入するなどの向上方策については教学マネジメント委員会において検討中であったが、その点を含み、「学修ポートフォリオ」システムの構築に切り替えて進めていくことになった。学生による学修計画、到達点の設定等の考察、記入を指導し、漸次に教員による適切なコメント入力等の作業行程の組み立てについて検討し、実践していく形式を令和3（2021）年度より開始し、改善しつつ継続している。

また、「授業評価アンケート」の項目内容と実施方法が令和元（2019）年度の教学マネジメント委員会で課題となり、委員会下に学務部長と学科長及び事務部（教務担当）職員で構成されたワーキンググループ（WG）を置き、修正すべき詳細を検討し、まとめた。主な内容は、①項目内容について、科目担当教員の責任に帰さない教室環境に関する事項等の削除、②実施方法について、従来は実施時期を授業終盤にしていたが、それでは当該授業受講生にフィードバックできないという問題認識から、授業期間の中盤に行くことなどである。WGの検討結果をあらためて教学マネジメント委員会で協議し、令和2（2020）年度から実施している。しかし、全授業終了後にトータルで評価を受けることも教員の授業改善には必要であるという意見もあり、あらためて三者協議会等で検討予定である。

「学生生活満足度調査アンケート」並びに「学修行動調査アンケート」は有効であり、継続するが、現行の「学修行動調査アンケート」と「授業評価アンケート」の設問の重複があり、設問項目の見直し、学生の主体的な学びの実感を確認する設問項目がない点は検討して、令和4（2022）年度からは「学生生活満足度調査アンケート」と「学修行動調査」を統合し、「学修行動・学生生活調査」を実施している。類似するアンケートを何度も実施することによる学生への負担の軽減、実行力が薄まる危惧についても考慮しなくてはならない。学生の主体的な学びを確認するシステムは、「学修ポートフォリオ」に集約して進めていく構想がある。

【基準3の自己評価】

平成30（2018）年度に「同朋大学教育方針」をあらためて確認し、それに基づきディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを改訂した。各科目とディプロマ・ポリシーのつながりをシラバスに記載するなど、教学マネジメント委員会主導で、教育課程の改善が進んでおり、基準3について満たしている。

基準 4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

「学校法人同朋学園学長規程」により、常任理事会が学長候補者選考会議（以下「選考会議」）を設置し、学長の選任を行う。選考会議は、大学教授会の意見を聞いた上で選考基準を具体的に定め、応募要項を広く学内外に公表し公募する。選考会議は、選考した学長候補者の選考理由を付して理事会に答申する。理事会は選考会議より答申された学長候補者について審議し学長を選任し、理事長が任命する。

学部長・研究科長・学科長の選出は、「同朋大学役職に関する規程」第2条によって行われ、学長が任命する。副学長（現時点では置いていない）、入試・広報センター長（補佐）、事務部長は、学長の意見を聴取して理事長が任命する。その他、学務部長は、同規程第2条により、教員の中から学長が任命する。

学長は、「同朋大学役職に関する規程」第4条(1)により、「大学の校務をつかさどり所属の教職員その他を統理し大学を代表する」と、その権限を規定している。その他の役職者については、同規程第4条(2)～(8)によりそれぞれの部署の意見の取りまとめる役割の他、学長を補佐することを規定している。

役職者である学部長、研究科長、学科長、学務部長が学長をサポートする補佐機能を担っており、「同朋大学執行部会議規程」に基づき、執行部を構成し執行部会議で様々な問題を検討している。これを受けて、執行部会議の構成員のほか、学科長、入試・広報センター長（補佐）、事務部長を加えた運営会議を「同朋大学運営会議規程」に基づき開催し、学長の方針を学内に徹底することと併せ、連合教授会の議題の調整等について運営会議で審議している。

このように学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制を整備している。

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

「同朋大学学則」第1条に掲げられた大学の使命・目的の達成のために、学長のリーダーシップを支える役職者が、執行部会議、運営会議において教育・運営の方針を共有しそれを実現するための意見を述べることによって補佐している。

令和5(2023)年度においては、執行部会議は概ね週1回の頻度で、運営会議は18回開催され、頻度の上でも質的にも大学の意思決定及び教学マネジメントが適切に行われたと考える。

また、教学マネジメントを実質化するために、「同朋大学教学マネジメント委員会規程」により教学マネジメント委員会を設置し、令和 5（2023）年度においては、9 回開催している。この委員会には運営会議構成メンバー（学長、研究科長、学部長、学科長、入試・広報センター長（補佐）、学務部長及び事務部長）に加えて、教育学の専門家である教員 2 名と事務部職員 3 名が学長指名で参加している。

教学マネジメントは「大学がその教育目的を達成するために行う管理運営」であり、大学の内部質保証の確立にも密接に関わる重要事項であるとの認識のもとに、教学マネジメント委員会では、三つのポリシーやアセスメント・ポリシーの改正を始め、教育目標達成のための方針策定、内部組織の評価と改善を図り、教育の質の向上を図る。教学マネジメント委員会は教学に関する基本問題を決定し、教員全員での共有を図るため、教授会に諮るとともに、教育情報の公開にも尽力している。

三つのポリシーの策定などのこれまでの取り組みをベースに、さらに学生へのアンケート（授業評価アンケート、学修行動・学生生活調査ほか）の分析、ティーチングポートフォリオの実施、学修ポートフォリオの運用準備、相互参観授業の準備等を行い、令和 3（2021）年度には委員による相互参観授業を試験的に実施し、令和 4（2022）年度からは全学的に実施し続けている。教学マネジメント委員会の委員長は学長でそのリーダーシップの下で教育の改善を進めるための組織として機能し、教育改革を継続的に推進する組織体として機能している。

「同朋大学学則」第 6 条に基づき教授会（連合教授会）を設置し、同 9 条に基づき、連合教授会の審議事項を定めている。さらに、「同朋大学教授会規程」第 5 条により学長が意思決定を行うに当たり連合教授会に意見を聞くことを必要とする事項を定めている。それは、学生の退学等学籍に関する事項、学則変更に関する事項、教育研究に関する各種規程に関する事項、学科課程の編成及び履修に関する事項、教員の資格に関する事項その他であり、大学構成員に周知している。

なお、大学院については、「同朋大学大学院学則」により、研究科委員会を設け、学部課程と同様、学長が研究科委員会の構成メンバーに対して意見を聞く仕組みを設け、運用している。

上記以外に、学長が委員長を務める委員会としては FD 委員会、国際学術交流委員会、将来構想委員会などがあり、その目的は委員会規程で定められている。また、「同朋大学におけるハラスメント防止等に関する規程」に基づき、ハラスメントの防止及び排除のための措置や問題発生の場合の対処の方法などが定められており、ハラスメント委員会を立ち上げた際は、原則として学長が委員長となる（ただし、もし学長が対象になった場合はその限りではない）。

倫理綱領の「4. 研究者としての倫理」で「研究倫理を守り、研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を為さず、また加担しない。私的利益を目的として研究を行わない。報酬を伴う研究その他の活動は、大学の了解に基づいて行う。」と定め、「同朋大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」第 5 条で、学長の果たすべき役割を明確に定めている。

また、同朋大学仏教文化研究所長及び同朋大学「いのちの教育」センター長（令和 4（2022）年度までは「主幹」）は、それぞれの規程により、本学教授の中から学長が委嘱す

ることになっている。

このように、学長のリーダーシップの下、大学の意思決定及び教学マネジメントが大学の使命・目的に沿って適切に行われている。

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

職員の配置と役割については、教員と事務職員が教職協働を図り、効率的に大学を運営することが重要である。

教員配置については、令和 6（2024）年 5 月 1 日時点での収容定員と在籍者数で分析してみる。ST 比は、在籍学部生 1,084 人、専任教員総数 44 人から、ST 比は、24.6 となっている。学部収容定員は 1080 人に対しては 24.5 となる。

○図表 4-1-③-1 教員の学部・学科別・職階別構成 2024. 5. 1 現在

	教授	准教授	講師	計	特任教授	特任准教授	特任講師	計	総計
文学部	7	3	4	14	2	0	0	2	16
仏教学科	3※1	1	0	4	1	0	0	1	5
人文学科	4	2	4	10	1	0	0	1	11
社会福祉専攻	10	5	3	18	0	0	0	0	18
心理学専攻	2	1	1	4	1	0	0	1	5
子ども学専攻	1	2	2	5	0	0	0	0	5
社会福祉専攻	10	5	3	18	0	0	0	0	18
総計	20	11	10	41	3	0	0	3	44

※1：人文学科との兼務教員 1 名を含む

※2：学長 1（教授）は、文学部仏教学科教授に含む

大学設置基準上必要な専任教員数 41 人に対し令和 6（2024）年 5 月 1 日現在の専任教員数は 44 人であり、必要な専任教員数を確保している。また、職位別構成は、教授 23 人（特任を含む）、准教授 11 人、講師 10 人となっており、大学設置基準上必要な教授数を充足している。非常勤教員数は全体で 130 人である。大学院については、専攻の種類及び規模に応じて、学部の専任教員がこれを兼ねている。また、平成 25（2013）年 3 月 31 日より非常勤講師の 65 歳定年制度を実施している。

職員については、その配置や役割は、学校法人同朋学園組織規程」「学校法人同朋学園管理系統機構図「学校法人同朋学園事務分掌規程」に根拠を置いている。

○図表 4-1-③-2 職員数 2024. 5. 1 現在

	本務	教員兼務	嘱託	非常勤	計
同朋大学	10	2	8	30	49
同朋学園入試・広報センター※	3	1	0	1	5
同朋学園大学部附属図書・情報センター※	2	1	1	3	6
同朋学園キャリア支援センター※	1	1	0	0	2
本部事務局	2	0	0	0	2

※3 大学を所管する組織であるが、同朋大学分の職員数を計上。

執行部会議・運営会議には事務部長が、教学マネジメント委員会には事務部長・事務部課長・事務部課長補佐が、教務委員会・学生委員会には事務部課長が、入試委員会には入試・広報センター課長が委員として出席し、提案をはじめ審議に参画することとしており、教職協働を図っている。

(3) 4-1の改善・向上方策（将来計画）

教学マネジメントの今後の課題としては、各ポリシーに基づくカリキュラム改革が挙げられる。学生に教員の専門性に即して何を教えるかではなく、専門性を踏まえた上で学生の学びに必要な内容は何かという視点と課題に即したカリキュラムの見直しと学生が自発的に事前・事後学修に取り組むことが可能となる内容の見直しである。また、教員の過重負担を減らし、教育と研究がバランスよく展開されていくための方策の策定がある。教員配置を含めたより一層の改善を不断に行うための教学マネジメントが学長には求められる。

本学は、管理運営全般にわたって、意思決定から実行に至るまで、学部間、教員間において十分な意見調整を図っており、運営会議、教授会において深く議論がなされており、民主的な運営となっているが、今後はボトムアップと共にトップダウンとの調和ある運営をどのように実現するかが問われている。何かを変えようとするときには、下からの民主制度のみでは、それを妨げるバイアスとして機能するのが一般的であり、危機に気づいて変革しようとしたときにはすでに遅きに失したというのがよくみられるパターンである。そうはならないためには、強力なリーダーシップのもとでのトップダウンも必要であり、学長のリーダーシップが発揮できる方策も求められる。そのためには、学長に忌憚なく進言し、あるべき大学を求めて変革していく強靱な執行部をつくる。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

本学の教育目的は、親鸞の同朋精神と聖徳太子の和敬の精神を建学の理念として、広く知識を授け専門の学術を教授研究し、併せて人格を陶冶し、人類文化及び社会福祉に貢献する人間を養成することを目的とすることにある。

本学の教員組織は、大学設置基準の定めるところにより、また教育課程を適切に運営するため、各学部・学科に必要な教員を配置しているのは、4-1-③で概観した通りである。

大学全体としての専任教員の年齢構成は、図表 4-2-1 に示すとおりである。

○図表 4-2-1 専任教員の年齢構成（令和 6（2024）年 4 月 1 日） 単位：人

	教授	准教授	講師	合計
--	----	-----	----	----

66～70 歳	3	0	0	3
61～65 歳	6	0	1	7
56～60 歳	8	1	0	9
51～55 歳	2	2	2	6
46～50 歳	3	4	2	9
41～45 歳	1	4	1	6
36～40 歳	0	0	2	2
31～35 歳	0	0	2	2
計	23	11	10	44

30 代前半から 60 代後半まで分散して各世代まんべんなく配置できている。66 歳から 70 歳の教員は主として「同朋学園大学教育職員定年年齢引き下げに関する規程」及び「学校法人同朋学園特別任用教員内規」により、定年（65 歳）後も継続して雇用している教員等を示している。

学生の多様なニーズに応えた多彩な科目を用意し、幅広い教養を身につけることを可能にするため、また各種資格課程の科目を揃えるため、ある程度兼任の比率が高くなることはやむを得ないと考える。

教員の専門分野のバランスについては、教員の採用時に十分な配慮と検討が行い、教育が常に円滑に運営されるよう努力が払われている。

大学設置基準上の必要専任教員数は充足しており、教授数も設置基準を充たしている。

教員の採用については、本学建学の精神への深い理解と情熱、教育研究業績、実務経験、社会活動歴、人物識見等を総合的に審査し、決定している。募集に際しては、各学部・学科の意向を尊重すると同時に、大学全体の将来構想を踏まえて、専門分野や採用目的に応じて公募する形をとっている。

教員の採用・昇格については、研究上の業績、教育上の業績、職務上の実績、及び教育研究上の経歴・経験に関する基準（「同朋大学教員の採用・昇格に関する資格審査規程に基づく業績の認定にかかる係数換算ガイドライン(申し合わせ) —学長裁定—」）に基づき、厳正に審査が行われている。候補者は運営会議において学長から提議され、同朋大学教員選考委員会に資格の有無を諮問し、選考委員会は「同朋大学教員選考規程」により審査を行い、答申する。答申を受け、運営会議は予備審査を行い、その後、連合教授会全員の無記名投票を尊重し、学長が決定し、学長が本学園理事長に進達し、理事長がこれを行う仕組みとなっている。

採用・昇格の詳細な手順は「同朋大学教員選考規程」「同朋大学教員選考委員会規程」「同朋大学大学院人間学研究科教員選考規程」「同朋大学大学院人間学研究科教員選考委員会規程」に示すとおりである。候補者は運営会議において提議され、運営会議は同朋大学教員選考委員会に資格の有無を諮問する。選考委員会は「同朋大学教員の採用・昇格に関する資格審査規程」に基づき、候補者の教育歴、研究歴及び教育研究業績及び着任後の教育研究計画について厳正な審議を行い、結果を運営会議に答申する。答申を受け、運営会議は予備審査を行い、その後、連合教授会全員の無記名投票によって承認の可否の意見を表

する。その際、候補者の詳細な履歴・業績等は、関係者全員に提供され、これに基づいて審議がなされた後に投票が行われる。よって、教員の採用・昇格については、適切に運用されている。さらに、本学では在職の教員に博士号を取得させるためのスキルアップを推奨している。専任教員 44 名の学位の内訳は、博士号の学位を有する者 23 名、修士の学位を有する者 20 名、学士の学位を有する者 1 名の構成である。

本学では、「学校法人同朋学園大学教員評価制度規程」に基づき教員自己評価を実施している。学生の授業評価と併せて教員の資質・能力向上を目指している。教員自己評価については、年度末に教育活動、研究活動、学会活動、社会貢献活動、大学行政・運営活動等の各項目について、報告書を作成し、所見を記入し学園本部が管轄する大学教員評価制度実行委員会へ提出している。さらに学長が主に研究活動について評価し、総合的な評価を加えて各教員に開示されるようになっているのに加え、学長推薦に基づく各学部 2 人の褒章制度も運用している。

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

FD 委員会（委員長が学長）における現状分析に基づき、令和 5（2023）年度は、9 月 13 日（水）に全学 FD 研修会を実施した。テーマは「コロナの 3 年間を振り返ってこれからの教育を考える」で学長、社会福祉学部長、学務部長が基調講話を行い、意見交換会を開いた。また、それに先立ち、教職 FD 研修会を開催した。「教職課程における学校体験活動の現状と展望」というテーマで、静岡大学准教授の藤井基貴氏の講演を拝聴し、質疑応答。その後、各教職課程（中高、特支、幼児教育課程）における近年の動向と課題についての意見交換会を実施した。全学 FD 研修会は専任教員全員と学務関係事務職員とともに非常勤講師も参加した。教職 FD 研修会は教職科目に関わる教員が主に参加した。

名古屋音楽大学及び名古屋造形大学と共催の三大学 FD・SD 研修会も 8 月 21 日（月）に行い、全専任教員の出席を義務づけた（当日やむを得ず欠席した者は録画聴講を行い、レポートを提出した）。

本学独自の伝統的制度として、学生、職員、教員の代表が一堂に会し、大学の諸問題（学修面の課題や学内の環境設備、大学祭をはじめとする学生主体の行事など）に関し検討する「三者協議会」があり、令和 5（2023）年度も年 4 回開催された。1 回に 2 時間ほど意見交換が行われ、その議事録は教授会で報告される。

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

教員の補充等については、教育課程との整合性を鑑みた慎重な教員配置を行い、担当領域、年齢、大学院担当等、バランスのとれた教員組織とすることとしたい。また、退職や転職教員の専門分野をそのまま補充するのではなく、大学の将来像に照らして、どの分野の教員を補充すべきかなど、学生のニーズも考えた採用計画を常に意識している。

教員採用にあたっては、専門研究及び教育分野での実績のみならず、社会活動等の業績をも考慮し、様々な分野の人間を採用して、教育・指導面での充実を図っている。

今後もこの方向で進めていく方針であるが、社会活動等の実績のある人材を採用するに当たって、特に実務家教員採用の基準では経歴もしくは、業績等の資格審査の面で対応が

難しくなっており、審査基準の見直しも検討を要する課題である。

また、昇格の審査についても、現在は教育研究業績、研究歴及び教育歴を中心に審査が行われているが、特に社会福祉学部の教員は現場経験による社会貢献などの実績等の評価方法が適用されるようになってきている。そのため、令和 2（2020）年 7 月に教員審査基準を改正し、執筆活動に加えて、外部研究費・社会活動も含めた総合的な基準を設け、運用することとし、改善を図った。

「学校法人同朋学園大学教員評価制度規程」に基づき、学園三大学が同一の形式で行っている教員自己評価制度については、今後はそれぞれの大学の事情に合わせた評価を行うべきではないかとの意見があり検討中である。

その他さまざまな問題も含め、教学マネジメント委員会を中心に、大学教育における教養教育の必要性重要性及びそれが専門教育とどのように融合して一つの大学教育を樹立し展開していくかを不断に吟味検討し、カリキュラム改革を断行していく。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

令和 5（2023）年度は、同朋大学と名古屋音楽大学の事務室統合 6 年目となった。二大学それぞれに事務部長が置かれるが、常に協議・連動しながら、柔軟な事務運営を実現している。庶務担当、学生生活担当、教務担当の部署配置で、担当責任は明確にしつつも、全職員が協働で職務を行える体制が実現できている。

令和元（2019）年 10 月より人事評価制度「同朋学園スタッフポートフォリオ」を開始し、職員の目標管理を行うことで職員のスキルアップを図り、上司との面談を年間複数回開催することで、組織全体の力の底上げを行っている。また、外部関係団体の主催する各種研修会への参加に加えて、学園内における事務職員研修会や同朋学園初任者研修、同朋学園 FD・SD 研修会なども実施している。

令和 5（2023）年度については、事務職員研修会を 8 月 21 日（月）午前に行い同朋学園 FD・SD 研修会は前述のように 8 月 21 日（月）午後を実施した。

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

さらなる事務職員の能力、資質、スキルアップを図るため、管理職員、中間職員、初任者向けの階層別研修に取り組んだり、外部関係団体の主催する各種研修会へ積極的に職員を参加させたりするなど、継続して職員の能力開発に取り組む。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

基準項目 4-4 を満たしている。

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

研究環境については、年度当初、教員が学長に研究計画書を提出し。運営会議で確認している。それをもとに研究計画を審議の上、研究旅費（10 万円）を含む研究費を一人当たり 30 万円配分している（本学定年後の特任教授は 15 万円）。出版助成など特定研究費の配分も行っている。

加えて、令和元（2019）年度から科研費の間接経費を用いて、研究環境整備や研究奨励を勧めている。また、外部資金、特に科学研究費補助金の応募を奨励するために、平成 27（2015）年度から毎年 1～2 回科研費説明会を学園全体で開催し、応募数の目標値をもとに、教員に応募を奨励している。その結果を下記にまとめる。

○表4-4-1 科研費応募・採択状況

年度	教員数	申請数	新規採択数（率）	新規+継続数	採択額 （直接・間接経費）*1
2019	44	16	4（25%）	8+10	1,137
2020	47	11	2（18.2%）	9+10	1,054
2021	46	15	1（6.7%）	9+13	1,120
2022	45	16	2（18.8%）	5+12	824
2023	45	17	2（11.8%）	5+10	841

*1 単位は万円、千円以下は四捨五入

科研費説明会を毎年開催している成果も出てきており、少しずつではあるが、採択額・応募数も増え、採択数も増加しつつある。大学としての目標申請数は 20 件、採択額 1 千万円を目標に取り組んでいる。教員には、自らの研究計画を定める点からも、科研費申請書類を作成することは、たとえ不採択になったとしても、意義があるということで申請をお願いしている。

令和 4（2022）年度には、社会技術研究開発センター（RISTEX）が推進する社会技術研究開発事業において、本学の専任教員が中心となった研究プロジェクト「社会的養護経験者（ケアリーバー）の社会的孤立を防ぎ、支援と繋がりながら自立と支える仕組みを創る（研究開発期間：令和 4（2022）年 10 月～令和 9（2027）年 3 月）」が採択されるなど、財団等への外部資金獲得応募も増えている。

また研究環境整備の一環として、教員の基準コマ数は半期 7 コマであるが、研究時間の確保のためには、少しでも基準コマ数を減らす必要がある。そのためのカリキュラム改革

の検討が必要である。教員には所属する学会誌や学内誌への投稿による研究の公表を強く薦めており、今後の取り組みが期待される。

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

研究活動上の不正行為の防止、公的研究補助金の取り扱いについては、「同朋大学研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」「同朋大学における公的研究費補助金の取り扱いに関する規程」に基づき対応している。研究倫理に抵触する事象は本学では生じていない。

令和2（2020）年5月に定めた「同朋大学倫理綱領」に基づき、研究倫理に対する理解を深めることで、教員の認識も徐々に深まっていると言える。

また、研究等における研究の妥当性を審査するために制定した「同朋大学倫理委員会規程」に基づき、同朋大学倫理委員会を設け、研究計画等についての審査を実施している。学内専任教員9名（大学院研究科長、学部長、学科長、学務部長）のほか、外部委員3人（弁護士1人を含む）を加えた委員構成としている。令和5（2023）年度は、倫理委員会を3回開催し、教員、大学院生の研究計画等の審査を実施した。

4-4-③ 研究活動への資源の配分

研究活動への資源の配分は4-4-①で述べたように、適切に配分されている。外部資金、特に科学研究費の確保は、本学にとっては喫緊の課題であり、できるだけ速やかに応募率が50%になるべく努力することが必要である。

（3）4-4の改善・向上方策（将来計画）

研究資源の適正な配分は、すべての教員に平等に配分することではなく、基準的配分額を確保した上で、これを実情に応じた比率で配分することにある。活発に研究を続ける教員、基準額では賄えない研究に対する配分増の制度、研究計画を実践するための傾斜配分の導入も検討する。また実務家教員にあっては、学生の教育実践と関連する研究など、教育設備の充実と一体として考えなければならない点もあり、こうした点も総合的に判断し、研究環境が向上していく術を具体化する。

〔基準4の自己評価〕

「教員・職員」に関する自己評価を「教学マネジメントの機能性」「教員の配置・職能開発等」「職員の研修」「研究支援」の観点から自己評価を行った。各項目で詳述したように、様々な課題を抱えながら、教員集団としては、各学部・学科・専攻にあって、その力を発揮しているといえる。ただし、本学の退学率は1年間で4%前後であり、これは令和5（2023）年度の文部科学省調査の大学・短期大学中退率2.1%を上回っており、その克服が経営上も大きな課題である。除籍者を含む中退者の低減は今後の大きな課題と認識している。そのためにも、大学教育の質的転換が焦眉の課題である。現在もFDやSDを通じた意識改革や具体的取り組みにより教育改革を進めているところであり、総じて基準4の基準は満たしているといえる。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

3 大学 1 高校 1 幼稚園を抱える本学園の経営は、いずれの機関も建学の精神「同朋和敬」に基づき、「学校法人同朋学園寄附行為」（以下、「寄附行為」）第 3 条に掲げる「教育基本法及び学校教育法に従い、親鸞聖人の御言葉による同朋和敬の精神に則り学校教育を行い、いのちを尊ぶ人間性豊かな人材を育成すること」を目的として、適正に運営されている。私立学校法に従い、自主性を重んじ、公共性を高めることによって、学園の健全な発達を図り、将来にわたって建学の精神を継承していくという使命を達成するために、規律ある安定した経営の維持に努めており、予算においては毎年収入の安定性と支出超過を厳しくチェックしている。

本学園は「寄附行為」第 16 条に定める理事会を最高意思決定機関として置き、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。また、監事 2 人を置き、理事会、評議員会、常任理事会に陪席して適宜意見を述べるほか、学校法人の会計監査を実施する監査法人や内部監査室とも連携し、「学校法人同朋学園監事監査規程」（以下、「監事監査規程」）に従って、定期監査や三様監査など監査業務を果たしている。学校法人と理事の間の利益相反については、「寄附行為」第 16 条第 13 項に「理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない」と規定しており、年度初めには常任理事会において理事の兼業のチェックを行い、年度末には関連当事者調べを行っている。

また、本学は主体性を重んじ公共性を高める自律的なガバナンスを確保し、併せて経営を強化し、より強固な経営基盤に支えられた、時代の変化に対応した大学づくりを進めるとともに社会的責任を果たすため、日本私立大学協会が策定した「私立大学版ガバナンス・コード（第一版）」を指針として、「名古屋音楽大学ガバナンス・コード」を制定した。ガバナンス・コードは、「名古屋音楽大学ガバナンス・コードに係る適合状況及び点検結果」と合わせてホームページで公表しており、点検を行い、改善に努めている。

なお、私立学校法第 47 条に基づき、財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を含む決算資料を「財務情報」として、また年度ごとの役員等名簿を「役員一覧」として学園のホームページで公開している。また、私立学校法第 63 条に基づき監査報告書も「財務情報」に含めている。学校教育法施行規則第 172 条の 2 で指定されている「教育情報の 9 項目」、及び教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 で指定されている「教員の養成の状況に関する情報の 6 項目」については、大学ホームページで公表している。

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

使命・目的の実現のため、本学園に理事会及びその諮問機関として評議員会を設け、さらに理事長及び常任理事をもって組織する常任理事会を設置している。常任理事会は、「学校法人同朋学園寄附行為細則」第8条に定める事項について審議決定する。これらの会議で協議策定された「中期計画」に基づき毎年度の「事業計画及び予算」を決定し、これにより目的の実現に向けた業務執行が行われている。この「事業計画及び予算」は、決算時に「事業の実績及び決算書」として常任理事会及び理事会、評議員会にて審議報告され、当該年度の実績についてチェックを受けている。なお、常任理事には真宗大谷派の役職者が加わっており、学園運営や大学の使命・目的の実現においても常々建学の精神が反映されるようになっている。

また、三大学長と高校長、事務局長及び本部事務局管理職による「所属長会」を2週に1度の頻度で行い、常任理事会議案について事前に協議するとともに、教育・研究上の課題、経営・管理上の課題について議論し、対応している。

◎所属長会開催日 令和5(2023)年度 全21回

2023年4月13日、4月27日、5月11日、5月25日、6月8日、6月22日、7月4日、7月27日、8月3日、8月24日、9月7日、9月19日、10月10日、10月31日、11月14日、12月4日、12月19日、2024年1月23日、2月2日、2月29日、3月12日

なお、「財務情報」ならびに学校教育法施行規則第172条の2で指定されている「教育情報の9項目」、及び教育職員免許法施行規則第22条の6で指定されている「教員の養成の状況に関する情報の6項目」については、大学のホームページで公表している。

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

環境に配慮した取組として、名古屋市の「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例」に基づき、「地球温暖化対策計画書」を策定し届け出をしている。これに従って、節電対策、クールビズなどを実施し、電力会社との契約を見直すなどして、エネルギー使用量の抑制に努めている。令和4(2022)年度以降、名古屋キャンパス内施設の照明を順次LED化してきており、令和3(2021)年度比で令和5(2023)年度実績で温室効果ガス総排出量を25.4%削減(1,627t-CO₂から1,215t-CO₂へ削減)できている。大規模災害に対する危機管理体制としては、「学校法人同朋学園消防計画(大規模災害対応型)」、「学校法人同朋学園名古屋造形大学消防計画(大規模災害対応型)」を策定し、名古屋市に届け出をしている。これに基づき、自衛消防組織を編成している。また、学園や同朋大学では防災備蓄物資を備えており、学生はもとより地域住民の安全にも配慮している。

教育研究活動及び大学運営の公正の確保並びに学生・教員・職員など本学で学び働くすべての者の人権の保護を目的として、「同朋大学におけるハラスメントの防止などに関する規程」を設けており、ハラスメントの防止及び排除のための措置、並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置を講じている。また、「学校法人同朋学園個人情報保護に関する規程」に従い、個人の権利や安全に配慮した組織運営に努めている。内部通報及び通報者保護に関しては、「学校法人同朋学園内部通報並びに通報者保護に関する規程」に基づき、適正に運用している。

教職員の安全衛生については、「同朋大学教職員安全衛生管理委員会内規」に基づき調査検討を行っており、定期的に話し合い改善に向けて取り組んでいる。

令和 5（2023）年 4 月 1 日以降のマスク着用の考え方の見直しと授業実施について文部科学省から通達があり、本学の対応は大勢集まる入学式やガイダンスなどはマスク着用の協力をお願いし、授業においては 個人の判断に委ね、三密を避けられない状況においてはマスク着用を推奨とした。

（3）5-1 の改善・向上方策（将来計画）

引き続き経営の規律と誠実性を維持していくため、運営に関連する法令に従って諸規程の整備を進めるだけでなく、ガイドラインなどの改定にも対応して見直しを進めるとともに、学園運営の中でより実効性のあるものとするために、必要な改正を行っていく。学園の危機管理については、大規模災害に備えたキャンパスづくりを目指して、防災対策を引き続き検討していくとともに、万全な危機管理体制の構築に向けて取り組んでいきたい。情報公開は、よりわかりやすい情報提供を心がけ、引き続き推進する。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

（1）5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

（2）5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

理事会は、「寄附行為」により学園の最高意思決定機関として位置付けている。理事会は、「寄附行為」第 5 条及び第 6 条に規定する理事 18 名をもって組織される。また、「寄附行為」第 15 条第 7 項により、理事会には監事 2 名が陪席し、法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行状況について意見を述べることであり、適切に機能している。

理事の構成及び選考については、「寄附行為」第 6 条において第 1 号理事（真宗大谷派の役職者のうちから理事会において選任した者）5 人、第 2 号理事（所属長及び学園事務局長）6 人、第 3 号理事（評議員のうちから評議員会において選出し、理事会において選任した者）3 人、第 4 号理事（学識経験者又は功労者のうちから理事会において選任した者）4 人、合計 18 人と規定されており、選任にあたっては規程通り運用されている。

理事会は、1) 予算・決算、2) 長期の借入金、3) 基本財産の取得・処分、4) 予算外の新たな義務の負担または権利の放棄、5) 合併及び解散、6) 寄附金募集、7) 寄附行為の変更、8) 学部・学科の設置または廃止、9) 授業料の改定、10) 学則変更（定員の増減を含む）等、学園運営に関する重要事項について審議決定する。開催にあたっては、「寄附行為」第 16 条第 10 項において、理事総数の過半数の出席が無ければ開催及び決議することができないとしているが、同条第 11 項により、「理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす」と規定している。また、同条第 12 項により「理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる」としており、

学園の意思決定については、私立学校法に基づいて適切に規定し、運営している。

理事会の開催日は、毎年3月、5月、12月を定例としている。なお、必要がある場合は、その都度理事長が召集し臨時に開催するため、意思決定の適時性についても問題がない。また、学園には常任理事により構成される常任理事会を置いており、概ね月1回開催している。「寄附行為」第19条において、「常任理事会は、法人の業務に関する重要事項以外のもので、あらかじめ理事会において定めた事項について審議決定する」とし、別途「学校法人同朋学園寄附行為細則」第8条において規定している。具体的には理事会が委任した事項、理事会に提案する事項、日常の業務執行に必要な事項等を審議決定することとしており、理事会機能の円滑化、合理化、迅速化を図っている。

令和5(2023)年度における理事会開催日程及び出席状況は図表5-2-1のとおりである。出席状況は良好で、適切な意思決定が行われている。

○図表5-2-1 令和5(2023)年度理事会の開催

理事会開催日	理事			出席率	監事出席
	現員	出席	欠席		
2023年4月1日(土)	18人	18人	0人	100.0%	2人
2023年5月23日(火)	18人	17人	1人	94.4%	2人
2023年7月28日(金)臨時	18人	18人	0人	100.0%	2人
2023年11月17日(金)臨時	18人	18人	0人	100%	2人
2023年12月22日(金)	18人	18人	0人	100%	2人
2024年3月19日(火)	18人	18人	0人	100.0%	2人

(3) 5-2の改善・向上方策(将来計画)

理事会・常任理事会の戦略的意志決定機関としての機能性を高めるために、中長期計画や経営戦略についての効果的なマネジメントを行うように、理事会・常任理事会の運営方策を引き続き改善していく。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3の自己判定

基準項目5-3を満たしている。

(2) 5-3の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

学長は、教学部門の最高責任者であると同時に、大学を代表し「寄附行為」第6条2号により理事として、同第16条により理事会構成員として規定されている。また、同第19条により、常任理事及び常任理事会構成員として規定している。

5-2で述べたとおり、理事会は、毎年3月、5月、12月を定例として開催し学園運営に関する重要事項について審議決定する。常任理事会は概ね月1回開催され、理事会が委任

した事項、理事会に提案する事項、日常の業務執行に必要な事項等を審議決定することとしており、理事会機能の円滑化、合理化、迅速化を図っている。一方、教学部門の意思決定は学部においては教授会、大学院においては研究科委員会でそれぞれ学長が意見を聞き決定する。また、必要に応じて常任理事会、理事会へと提案され、審議決定される。

学長は、法人及び教学部門のそれぞれの意思決定に携わり、常任理事会や理事会においては大学における決定事項等について提案、説明、報告し、また、理事会、常任理事会において審議決定された事項について教授会及び研究科委員会で説明、報告する。一方、事務職員については、事務部長が主宰する事務ミーティング等で教授会及び研究科委員会における審議及び報告事項の共有が図られている。また学園事務局長、大学事務部長、各センターの管理職で構成する「事務協議会」を通して、理事会及び常任理事会の内容、喫緊の課題等について共有が図られ、情報が伝達されるようになっている。これにより、法人と教学部門及び各部門間の情報共有と円滑な連携、運営が図られている。

教職員の提案等をくみ上げる仕組みについては、年に1回の理事長・所属長面接をはじめ、随時所属長が理事長に面談を申し込む事前相談等が用意されている。

◎事務協議会 全13回

2023年4月28日、5月16日、7月4日、8月1日、8月29日、10月3日、
10月27日、11月21日、12月19日、2024年1月30日、2月20日、3月12日、
3月29日

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

本学園ガバナンスとしては、「寄附行為」第5条に基づき2人の監事を置き、同第15条及び「監事監査規程」に基づき、法人の業務監査及び会計監査等を実施し、必要に応じて助言、勧告を行っている。選任については同第7条により、「この法人の理事、職員（学長、校長、園長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。」と規定しており、規程通り適切に選任されている。

監事は、「寄附行為」第15条第7号により「この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること」としており、学園の最高議決機関である理事会はもちろんのこと、常任理事会及び評議員会においても陪席することとしている。このことから理事会に対するチェック機能は適切である。

また、「寄附行為」第20条により本学園に評議員会を置いている。構成員となる評議員37人の選任については同第24条により規定されている。評議員は同条第1号から第6号に定め、第6号に定める評議員を除いて全て理事会の選任又は互選としており、規程通り適切に選任されている。

評議員会は、毎年3月、5月、12月を定例として開催し、必要がある場合はその都度理事長が召集し臨時に開催している。評議員会は、「寄附行為」第22条により（1）予算及び事業計画、（2）事業に関する中期的な計画、（3）借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）、及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分、（4）役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）、（5）予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄、（6）寄附行為の変更、（7）合併、（8）目的たる事業の成功の不能による解散、（9）

寄附金品の募集に関する事項、(10) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるものについて、理事長はあらかじめ評議員会の意見を聴かなければならないと規定しており、規程通り理事会と連動して開催している。また、「寄附行為」第 23 条においては、「評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。」としている。評議員の構成員には教学部門の教職員も含まれており、「寄附行為」に基づき適切に開催され、チェック機能を果たしている。令和 5（2023）年度における評議員の評議員会出席状況は図表 5-3-2 のとおりで、出席状況は適切に機能している。

○図表 5-3-2 令和 5（2023）年度評議員会の開催

評議員会開催日	現員	出席	欠席
2023 年 5 月 23 日（金）	36 人	31 人（7 人）	5 人
2023 年 12 月 22 日（金）	36 人	36 人（6 人）	0 人
2024 年 3 月 19 日（金）	37 人	36 人（5 人）	1 人

*出席の項における（ ）は意見書による出席で内数。

また、理事長の命を受けて学園の業務と会計の適法性と合理性の観点から点検を行うことを目的に、業務監査及び会計監査を行う内部監査室を設置し、原則毎事業年度 1 回の定期監査と理事長が必要と認めた時に行う臨時監査を実施している。監査後は、監査報告書を作成し理事長に報告し、必要に応じて常任理事会へ報告することとしている。法人と教学部門との相互チェック機能が働いている。

(3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学園は、理事長のリーダーシップのもとで、教学の責任者である学長と連携協働して経営課題に取り組んでいく体制を構築している。「学校法人同朋学園学長規程」第 9 条では常任理事会による学長の業務執行状況の確認と理事会への報告を定めており、経営計画の実行結果を検証し、新たな経営改善に反映できるように努めていく。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

基準項目 5-4 を満たしている。

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

「学校法人同朋学園中期計画-2020 年度～2024 年度」を作成し、これを元に毎年度の事業計画の作成と予算編成を行っている。

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

本学園は、安定した財務基盤の確立のため、収入超過の予算決算を行い、内部留保を厚くして積立不足の解消を図るため、平成 25（2013）年度に「施設設備引当特定資産の基本方針と運用要項」を定めて、毎会計年度に減価償却相当額を他の支出に優先して積み立てることとした。学園の財務状況は学生生徒等納付金と補助金によりおおむね良好な状況であるが、毎年人件費・経費等の見直しを行っており、2023 年度の学園全体の経常収支差額は 7 億 184 万円の収入超過となった。同朋大学の経常収支差額も収入超過となっており、減価償却相当額の特定資産への積立を毎年実施し、積立不足の解消を図っている。同朋大学においても収支バランスは確保されて改善されている。

また、教育改革を進めた結果、令和 4（2022）年度の私立大学等改革総合支援事業のタイプ 1「特色ある教育の展開」に選定されるなど、外部資金の確保にも尽力した。

（3）5-4 の改善・向上方策（将来計画）

日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分 平成 27 年度版」によれば、経常収支差額比率 10%以上、積立率 100%以上が優良な経営状態 A 1 と区分されている。安定した財務基盤を確立のため、引き続き定員充足率 100%以上を目標とした学生数の確保や積極的な補助金・助成金の獲得に努める。人件費の抑制、経費の見直しに継続して取り組むとともに、効率の良い経営に取り組んでいく。そのためには、計画的・効率的な予算の立案と予算管理が重要である。中長期的なキャンパス施設計画の検討にあわせ、減価償却相当額の積立と第 2 号基本金の積立を計画的に実行していくことが課題である。また、私立大学等経常費補助金の増額にも積極的に取り組み、成果を出していきたい（令和 5（2023）年度は、585 大学中 367 位で、総額約 1.40 億円であった）。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

（1）5-5 の自己判定

基準項目 5-5 を満たしている。

5-5-① 会計処理の適正な実施

会計処理については、学校法人会計基準、「寄附行為」第 5 章第 27 条から第 40 条、「学校法人同朋学園経理規程」「学校法人同朋学園経理規程施行細則」に従って、適正に実施している。会計処理の正確性を保障するため、会計管理システムを導入している。会計処理をより適正に実施するために、現在各機関での会計伝票チェックに加えて、本部担当者、本部責任者によるチェックを行っている。会計管理システム上、全ての会計伝票について本部責任者の承認がないと、出納データや帳簿データへ会計伝票が取り込まれないシステムとなっている。

予算については、毎会計年度に「事業計画及び当初予算編成に伴う基本方針」を定め、「事業計画及び当初予算編成に伴う留意事項」によって具体的な予算編成指示を行ってい

る。予算は寄附行為に従い3月の評議員会で意見を聴き、理事会で決定されるが、その後4月の入学生確定と人事異動による人件費の確定を受けて、直ちに見直しを行うようにしている。事業計画の変更等とあわせて、見直しの結果と10月の人事異動による人件費の確定を受けて、補正予算編成の指示を行い、12月の評議員会で意見を聴き、理事会で補正予算が決定される。また、決算時には、科目間流用や予備費の支出を行っている。決算については、監事及び監査法人による監査を受けた後、監事の意見を付して5月の理事会・評議員会に報告される。事業報告書及び監査法人の意見書を付した決算書は、6月に学園のホームページに情報公開される。

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5の自己判定

基準項目5-5を満たしている。

5-5-① 会計処理の適正な実施

会計処理については、学校法人会計基準、「寄附行為」第5章第27条から第40条、「学校法人同朋学園経理規程」「学校法人同朋学園経理規程施行細則」に従って、適正に実施している。会計処理の正確性を保障するため、会計管理システムを導入している。会計処理をより適正に実施するために、現在各機関での会計伝票チェックに加えて、本部担当者、本部責任者によるチェックを行っている。会計管理システム上、全ての会計伝票について本部責任者の承認がないと、出納データや帳簿データへ会計伝票が取り込まれないシステムとなっている。

予算については、毎会計年度に「事業計画及び当初予算編成に伴う基本方針」を定め、「事業計画及び当初予算編成に伴う留意事項」によって具体的な予算編成指示を行っている。予算は寄附行為に従い3月の評議員会で意見を聴き、理事会で決定されるが、その後4月の入学生確定と人事異動による人件費の確定を受けて、直ちに見直しを行うようにしている。事業計画の変更等とあわせて、見直しの結果と10月の人事異動による人件費の確定を受けて、補正予算編成の指示を行い、12月の評議員会で意見を聴き、理事会で補正予算が決定される。また、決算時には、科目間流用や予備費の支出を行っている。決算については、監事及び監査法人による監査を受けた後、監事の意見を付して5月の理事会・評議員会に報告される。事業報告書及び監査法人の意見書を付した決算書は、6月に学園のホームページに情報公開される。

5-5-① 会計監査の体制整備と厳正な実施

会計監査については、「私立学校振興助成法」第14条に従い、「学校法人同朋学園経理規程」第9章の定めに従って、適法にかつ厳正に実施されている。監査法人については5年ごとに見直しを行っている。令和5（2023）年度会計は、以下の日程で監査法人による監査が実施された。

2024年2月15日、16日 期中監査

4月1日 現金預金等確認実査

4月23日、30日 期末監査

5月2日、8日、10日、13日 期末監査

7月30日 監査講評

10月3日、4日、7日、8日 期中監査

また、監事による監査は「寄附行為」第14条及び「同朋学園監事監査規程」に基づき、業務活動が法令並びに学園の建学の精神及び諸規程に基づいて正しく行われているか、会計処理の適否、会計記録の正否及び財産保全状況の適否等について、監査を実施している。令和5（2023）年度決算監査については、以下の日程で実施された。

2024年5月10日 常任理事会監事監査、常任理事会監事監査報告書提出

5月28、29日 理事会及び評議員会監事監査結果報告

7月30日 監査講評

内部監査室監査については、「学校法人同朋学園内部監査規程」に基づき、学園の業務監査と会計監査を適正に実施している。内部監査室による令和5（2023）年度の定期監査については、以下の日程で実施された。

同朋大学 2023年10月～11月書面監査（科研費）、2023年10月27日実査

名古屋音楽大学 2023年10月～11月書面監査（科研費）、2023年10月27日実査

監査法人と監事と内部監査室とは、厳正な監査を実施するために、「監査連絡会内規」に従って相互に情報交換を行っている。監査体制として十分な整備がされている。

2023年12月1日 第1回監査連絡会

（3）5-5の改善・向上方策（将来計画）

会計処理については、財務会計システムを活用し会計処理の電子化を推進する。また、監査を通じて指摘されている事項について改善を進め、より適正な会計処理ができるよう見直しを行うとともに、誤謬や不正行為の防止に向けて引き続きチェック体制を強化していく。

〔基準5の自己評価〕

本法人の経営・管理においては、学校教育法等の関連法令をはじめ「寄附行為」及び諸規程に基づき、最高意思決定機関である理事会の下に評議員会や常任理事会を置き、理事長、学長のリーダーシップの下、機能的、効率的に運営されている。

会計については、「学校法人会計基準」及び本法人が定める「学校法人同朋学園経理規程」「学校法人同朋学園経理規程施行細則」に則り、会計処理は適正になされている。さらに監事監査、監査法人による会計監査、内部監査室による定期監査を通じてチェックは厳正に行われている。

また、透明性を図るべく、必要な情報公開はホームページで実施している。

これらのことから基準5は満たしている。

基準6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

（1）6-1の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

「同朋大学学則」第 2 条においては、本学の「目的及び社会的使命を達成するために、本学における教育研究活動等の状況について、包括的で客観的な自己点検・評価を定期的に行い、その教育研究活動の向上を図る」ことが規定されている。この方針に基づき、平成 3（1991）年度以降、自己点検・自己評価にあたってきた。

平成 17（2005）年 4 月に「同朋大学評価委員会規程」を制定・施行して以降は、より客観的な評価の指標として、日本高等教育評価機構の定める大学評価基準を基準とし、外部からの視点を念頭に置いた自己点検・評価を目指して、運営会議メンバー及び、学園本部事務局大学評価担当者に加えて、委員会が必要と認めたもの（若干名）で大学評価委員会（学長が委員長）を構成し、基準ごとに責任者を定め、自己点検評価書を作成する体制をとり、平成 26（2014）年度に高等教育評価機構による認証評価（第三者評価）を受け、「同朋大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合している」と認定され、現在に至っている。

なお、「教学マネジメントは『大学がその教育目的を達成するために行う管理運営』と定義」されることから、内部質保証が教学マネジメントと密接に関連していることは、令和 2（2020）年 1 月に示された「教学マネジメント指針」で明確に述べられている通りである。本学では、「大学評価委員会」と同様に、運営会議のメンバーから成る「教学マネジメント委員会」（学長が委員長）において、教育の質保証を図るべく検討を重ね、その実施を図り、内部質保証の確保に努めている。

令和 2（2020）年 6 月には「同朋大学執行部会議規程」が施行された。これは学長のガバナンス及びリーダーシップを果たすための補佐機関として副学長（現在は置いていない）・学部長・研究科長・学務部長を構成委員とし、より以上に責任体制が明確化された。また、これにより、「同朋大学運営会議規程」も見直しを行った。

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

平成 26（2014）年度の認証評価において「文学部仏教学科の定員充足率が低いため、改善が必要」と指摘を受け、その年も定員の 6 割を切る学生しか確保できなかった。そのため議論の結果、平成 30（2018）年度に定員を 10 名に減員し、募集活動を行ってきた。

ところが、それ以降は、令和元（2019）年度に 16 名入学、令和 2（2020）年度に 13 名、令和 3（2021）年度には再び 16 名入学と、逆に定員充足数を大きく超過する年が続き、同年度の認証評価においては「文学部仏教学科の収容定員充足率が大幅に超過しており、かつ、具体的な改善計画が策定されていないため、改善が必要」との指摘を受けた。そこでさらなる定員の適正化をはたすべく、令和 4（2022）年 9 月 14 日開催の教授会において、仏教学科の定員を 15 名にすることを決定した。しかし、令和 5（2023）年度の入学者募集状況が芳しくなかったため、2022 年 11 月 16 日開催の教授会において変更を見送り、仏教学科の定員は当面 10 名のまま据え置くことを決定した。この 10 年間（2014 年度～2023 年）の仏教学科の平均入学者は 12 名であり、定員 10 名は正しい判断であったといえる。

今後は 18 歳人口のさらなる減少に鑑みて、入学者の安定的な確保に努めたいと考えている。

令和元年度（2019）年度以降令和 4 年度（2022）まで毎年自己評価書の作成を行ってきたところである。今後も毎年度作成し、自己点検評価に関する改善を図っている。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学の社会的使命ならびに目的は、「学則」に明記された通り「教育基本法及び学校教育法に基づき、仏教精神、ことに親鸞の「同朋」精神と聖徳太子の「和敬」の精神を建学の理念として、広く知識を授け専門の学術を教授研究し、併せて人格を陶冶し、人類文化及び社会福祉に貢献する人間を養成すること」にある。その実現のため、学内の教育研究活動等の状況について、包括的で客観的な自己点検・評価を定期的に行うための体制については、前項に述べた通りである。加えて、本学固有の状況を踏まえた、大学独自の基準に基づく自己点検・評価活動の一環として、教学マネジメント委員会、FD 委員会をはじめとする教学関連の委員会・部会を中心に、学生による授業評価アンケート、学生満足度調査、学修行動調査など、教育・研究活動の現状把握に努めている。これらの調査は、学内 FD 研修会のテーマにその調査結果を反映させるなどのかたちで、本学の自主的な教育研究の質保証とその向上を図る活動としても位置づけられている。これらの調査については、教学マネジメント委員会での十分な議論を経た上で、学務部長、学科長以下学務及び関連部署・教員間の協力体制のもとに行われている。

本学の自己点検評価書は、本編・データ編ともに日本高等教育評価機構の評価基準に準拠して作成されており、評価書の記述も各種データ及び根拠資料に基づいてなされている。

また、毎年半期毎に「共育後援会」（学生の保護者会）を開催し、保護者に対して大学の現況を逐一報告している。その他、同窓会誌『朋流』、学園広報誌『CAMPUS REPORT』、同朋大学ホームページでもデータを公表し、毎年更新している。自己点検・評価の結果は、これらの組織及び印刷物、大学ホームページ等の手段を通してステークホルダーに共有され、社会に公表されている。

第三者評価導入後の自己点検評価書については、日本高等教育評価機構によって示された認証評価と共に、ウェブ上の同朋大学サイト内に「認証評価結果について」

(<http://www.doho.ac.jp/introduction/evaluation>) と題するページを設け、全文 PDF ファイルで公開しているため、誰でも常時、閲覧・ダウンロード可能である。

以上の点から、本学の自己点検・評価の結果は学内外のステークホルダーに周知・共有され、また広く社会に公表されているものと認識している。

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

同朋大学の現状把握のために必要な調査とデータ収集及びその分析は、学内の各事務部署及びキャリア支援センターなどの関連部署が、それぞれの必要に応じて行っている。オープンキャンパスにおける参加者（入学希望者及び保護者）へのアンケート調査、新入生に対するキャリアデザインのための適性調査、在学生への満足度調査などの意識調査、学生の授業への出席状況の把握など、各種の調査・アンケートは随時実施されている。

これらの結果は各担当部署において集計・分析され、教学マネジメント委員会、入試委員会、学生委員会、教務委員会をはじめとする各種委員会、部会における検証を経て、教授会やFD研修会の場でさらに討議される。本学のアドミッション・ポリシーにふさわしい入学生をより多く安定的に獲得する戦略や、在学生にとってより満足度の高い大学づくりを構想するうえでも、現状を十分に調査し分析することは必須と認識している。

学園全体では、「学校法人同朋学園 IR 室規程」を平成 30（2018）年度に制定し、実施している。さらに、令和元（2019）年度当初に、学園事務局の組織改革に伴い、企画調整室を設置し、学園全体では同部署が中心となって、IR に関する方策を策定・実施していくこととなった。また本学には、学長の指示のもとに事務部で IR 担当を兼務する職員を配置し、調査を行っている。

（3）6-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学の定員は、平成 29（2017）年度以来、令和 3（2021）年度を除き充足しており、今後も定員充足を継続していくための改革が急務である。そのためには、真に学びがいのある大学への転換が必要である。学生が本学で学んで良かったと思って卒業する大学、自学自修に相当の時間をかける「学び」の体制の確立、少人数教育を学生も教員も職員も共に実感できる大学への転換などなど、これらを実現していくために、情報を分析し、必要な事柄を明らかにし、教学マネジメント委員会で必要な対策を立案するとともに、IR の実質化を図っていく。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

（1）6-3 の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

（2）6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

「高等評価機構が定める基準に基づく自己評価」及び「大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価」の両者に基づく自己点検・評価に基づき、執行部会議や運営会議、教授会での検討を経て実施してきた。令和 5（2023）年度から社会福祉学部社会福祉学科に心理学専攻を新設し、機敏に、社会的需要や受験動向を把握し、社会の期待に応じて、対応している。

学生による授業評価アンケート、教員自己評価など、大学あるいは学園独自の基準に基

づく自己点検・評価活動は、もとより本学の自主的な教育研究の質の保証と向上を企図して行われていたものでもあり、その結果は、学内FD委員会で討議され、研修会のテーマや内容に反映されている。授業評価アンケートは全体の総評とは別に、全教員に、個別の担当科目に対する個々の結果を知らせ、それに対するコメント及び改善策を事務局へ提出することとしている。

オープンキャンパスで行われる参加者（入学希望者及び保護者）へのアンケート調査、あるいは学生の満足度調査などの意識調査は、今後本学がアドミッション・ポリシーに則した学生をより安定的に確保するための情報収集の一環をなすものであり、教授会メンバーを対象に、学修行動・学生生活調査、中退除籍休学者の状況などを報告し、これらの情報に基づく今後の入試・広報戦略についてのプレゼンテーションが教員・職員によって定期的に実施され、教員たちの将来の取り組みへの自覚を促している。

令和2（2020）年度からの大学院の改組における文部科学省への届出設置に係る設置履行状況調査（令和2年）の結果は、指摘事項（改善）として、「○ 定年規程の定める退職年齢を超える専任教員数が高いことから、定年規程の趣旨を踏まえた適切な運用に努めるとともに、教員組織編制の将来構想を策定し、着実に実行すること。（人間学研究科仏教人間学専攻（D）」であった。**完成年度前に定年規程に定める退職年齢を超える専任教員は3人であったが、うち1人は令和3（2021）年度、もう1人は令和4（2022）年度で退職した。**

これらの諸課題は、各学部会議や学科会議、研究科委員会でも問題提起され、学科独自の対応を含め、恒常的にPDCAサイクルが確立されていると言える。以上のように、自己点検・評価の結果を、大学の今後の充実と発展のために活用する仕組みは、本学において円滑に機能していると理解している。

（3）6-3の改善・向上方策（将来計画）

自己点検・評価の結果と問題点の指摘は、理想的には本学を構成する全教員・職員によって等しく共有されるべきであり、またその克服と改善に向けての努力も、全学一致の態勢で行われるべきであることはいうまでもない。しかし現実的には、その受け止め方には個人差があり、必ずしもすべての教職員が大学の現状を十分に理解し、一致団結して問題意識を克服すべく努力しているとは、断言しきれない側面もある。このような個人による取り組み意識の濃淡を払拭するためには、課題に即した、より適切なエビデンスに基づいて問題の所在を指摘し、IRを積極的に推進することによって、個々の教職員のスキルアップや意識改革を図っていく。そのため、「教員マニュアル」の改訂版の作成や、「同朋大学教員倫理綱領」を定め、教員の行動規範としていくこととした。

また、研究科の「設置履行状況調査（令和2年）の指摘事項（改善）」に係る今後の対応として、博士後期課程の研究指導が可能な教員の採用を予定している。

【基準6の自己評価】

大学の運営を迅速機敏に、学長のリーダーシップのもとに、遅滞なく進めていくためには、一定の機動性と決断力、そして組織を支える教職員との親和性が必要であることは言うまでもない。本学は、教育の質を保証し発展させるために、教学マネジメント委員会が

その中核的役割を果たし、その具現化に当たっては執行部会議で常時問題を把握し速やかに方針を決めていくとともに、運営会議、教授会と進む組織を機能させている。また日常的に生じる課題については、学長を始め執行部会議で機敏に対応し、決定している。ただし、人事や高額の予算に関する決定については、学園全体の常任理事会や理事会決定事項であるため、理事長との普段のコミュニケーションが欠かせない。総じて、このように基準6のすべての項目の基準を満たしているといえる。

Ⅳ. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 建学の理念への取り組み

A-1. 本学の建学の理念を体現する基幹学科

A-1-① 大谷派教師課程を通して宗門有用の人間を育成

A-1-② 建学の理念を主体とした取り組み

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 大谷派教師課程を通して宗門有用の人間を育成

本学は親鸞と聖徳太子の精神に基づく「同朋和敬」、すなわち「共なるいのちを生きる」ことを建学の理念として掲げ、教育・研究の基底に据えてきた。開設以来さまざまな変遷を経たが、この基本方針は一貫しており、そのことを象徴するのが建学の理念を具現化した仏教学科である。学年定員 10 人と極めて小規模でありながら本学が仏教学科を存続させる理由はこの点にある。その内実について以下述べておきたい。

すでに基準 1 はじめ本報告の随所で述べたように、本学の歴史は大正 10（1921）年、学祖住田智見らによって「真宗専門学校」として開学したことに始まる。仏教学科はその精神を受け継ぎ、大谷派教師課程を通して、宗門有用の人間を育成するという創立以来の使命を果たしている。また独自の奨学金を用意し、毎年シニア入学生・シニア編入学生を受け入れ、リカレント教育、生涯学習の場を積極的に提供している。

現在、仏教学科の教員は 5 名であるが、この人員は学科科目、学科行事、及び全学部学科共通の必修科目「宗教と人間」のみを担当するにとどまらず、成徳忌・謝徳会、大学報恩講、修正会といった大学全体で行う宗教行事に至るまで、その中心的役割をはたしている。

大学院には仏教文化分野が設置され、所属学生は多く真宗学及び仏教文化を専攻しており、その指導を担当する教員もほとんど文学部仏教学科と兼任である。

また本学には 1 年間の通学で大谷派教師課程諸科目の履修が可能な別科（仏教専修）が設置されており、宗門内でもユニークな存在として評価されているが、その運営も仏教学科の教員があたっている。

名古屋駅西にある同朋大学知文会館は、真宗・仏教の聞法場として永く活用されることを願った篤信の真宗門徒から本学に寄贈された土地に昭和 57（1982）年に建てた施設である。その期待に応えるべく、仏教学科の教員が中心となって、月に一度の「真宗講座」をはじめ「人生を考える講座」及び知文会館報恩講を継続的に開催している。このように仏教学科は、建学の精神を学内外に実践的に展開し、また地域社会へ還元していく活動の中核としても機能している。

なお、本学は名古屋東御坊（現真宗大谷派名古屋別院 通称「東別院」）内に設けられた「閼蔵長屋」を嚆矢としており、今日でも地元の宗門関連諸機関・組織との関係は密接である。それは仏教学科が大谷派教師養成機関として、また東海地区における真宗学、仏教史、仏教文化研究の学術的水準の担い手として一定の評価と信頼を得ていることの証左で

ある。周知のように東海地区において仏教とりわけ浄土真宗は地域住民との親和力が非常に高い。本学は、宗門の取り結ぶそのような地元ネットワークと連携し、地元密着型の大学として広く地域貢献を果たしており、今後もその方向を拡大していきたいと考えている。その意味でも仏教学科には一定の働きが期待される。

A-1-② 建学の理念を主体とした取り組み

1. 仏教学科主催連続講座「親鸞と現代」

平成 23（2011）年の東日本大震災を契機として始められたチャリティー講座である。

仏教学科教員が、現代という困難な時代をいかに生きるか、という共通テーマのもと、親鸞・仏教思想・宗教学といったそれぞれの研究課題に即して、考察を重ねていく。この講座は、参加費を徴収するが、すべて東日本大震災支援金として寄付している。令和 2（2020）年度以来、新型コロナウイルス感染症対応のため中断していたが、令和 6（2024）年度より再開した。

2. 知文会館「人生を考える講座」「真宗講座」

大学の研修施設である「知文会館（中村区則武）」で、「人生を考える講座」は本学の専任教員と外部に講師を依頼し、それぞれの学問分野、立場から「人生を考える」テーマで講座を開催、「真宗講座」は本学仏教学科の教員を中心に『歎異抄』をテキストに講座を開催している。毎年「人生を考える講座」は 6 回、「真宗講座」は 11 回開催される。

令和 5（2023）年度までは新型コロナウイルス感染症対応のため「真宗講座」午後の実施を見送り、午前のみとしていたが、令和 6（2024）年度からは午前・午後の開催に復している。

○「人生を考える講座」

- ・日時：隔月 1 日（7 月・1 月は 11 日開催）10：00～11：30
- ・会費：有料

○「真宗講座」《歎異抄》

- ・日時：毎月 29 日 10：00～12：00／13：00～15：00
- ・会費：無料

3. “いのちの教育” センター連続公開講座

浄土真宗・仏教の精神に基づき「いのち」に関するテーマを考えていくため、“いのちの教育” センターが主催する講座で、近年は年 5 回の公開講座を実施している。

令和 5（2023）年度は、火曜 5 限の時間に Do プラザ蔵蔵を会場に、以下のとおり全 5 回実施した。

開催日	講題	講師名
① 9 月 26 日	天皇の遺族と平安貴族 —花山天皇の皇子たちと藤原実資—	手嶋 大侑（本学文学部専任講師）
② 10 月 24 日	仏教とグリーンケア	吉田 暁正（真宗大谷派清勝寺住職・ 本学佛教文化研究所客員所員）

③ 11月21日	愛されて育つ	神谷 良恵（本学社会福祉学部専任講師）
④ 12月19日	健康に生きていくための ICT	石川 洋（本学社会福祉学部教授）
⑤ 2024 年 1 月 16 日	いち仏教徒として『未来社会を哲学する』	川口 淳（本学佛教文化研究所所員）

4. 佛教文化研究所主催講座

本学の「仏教文化研究所」は、令和 6（2024）年度には開設 47 年を迎える研究機関で「広く仏教文化の研究と興隆に寄与し、もって地域社会に貢献する」を趣旨としてこれまでさまざまな学術的活動に取り組んできている。その中で、公開講座事業としては（1）「ギャラリー史料展示」、（2）教行信証学習会、（3）「現地で学ぶセミナー」（踏査型体験講座）がある。

（1）は学内 Do プラザ蔵 1F ギャラリーにおいて年 2 回、実施している。令和 4（2022）年度は前期に「すり出されたカミ・ホトケー出版からみた仏教文化―」展（会期：7 月 9 日～7 月 22 日）、後期に「戦時下の中国仏教研究Ⅲ南京仏学院と「亀谷法城資料」」展（会期：12 月 5 日～12 月 14 日）を実施した。令和 5（2023）年度は前期に「書画にやどる近代日本人の信仰―真宗と思想界の交流―」展（会期：7 月 7 日～7 月 18 日 *「徳川創業史料の世界」展・大河ドラマ「どうする家康」パネル展〈NHK 名古屋放送局〉と同時開催）、後期に「親鸞・初期真宗門流の世界―真宗大谷派宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讃法要記念―」展（会期：11 月 21 日～11 月 30 日）を実施した。

（2）は年 7～10 回程度、木曜 4 限の時間に Do プラザ蔵 2F 多目的会議室で開催しており、令和 4（2022）年度は 7 回、令和 5（2023）年度も 7 回実施した。

（3）は年 1～2 回、研究所の所員・客員所員が講師として引率し、現地踏査を実施してきた。令和 2（2020）年度から新型コロナウイルス感染症対応のため中止していたが、令和 5（2023）年度は再開・実施した。テーマは「伊勢国の佛教文化と街道文化―三重の街道をゆく―」で開催日は 11 月 26 日（土）、担当は千枝大志・佛教文化研究所所員。

（3）A-1 の改善・向上方策（将来計画）

経営的観点から学年定員 10 人の学科が非効率であることは事実であるが、少人数教育を掲げる本学にあって、基幹学科としての役割は大きい。今後も定員を確保しつつ、上記の活動をさらに盛んに展開し、佛教文化研究所、“いのちの教育” センターを含め、学内外にその存在意義を広く承認されるよう、可能な努力を重ねたい。

〔基準 A の自己評価〕

本学開設以来、建学の理念を具現化した存在としての仏教学科が、大谷派教師課程を通して宗門有用の人間を育成するということから、仏教学科が、本学の建学の理念を体現する基幹学科であるとの認識により必要な学科であると判断する。

また、仏教文化研究所、“いのちの教育” センターなど、大学附属の各機関が対外的活動を含め、広く社会に対して建学の理念を広めている。

よって、基準 A を満たしている。

基準 B. 地域社会との連携の推進

B-1. 地域社会との連携と個性ある取り組み

B-1-① 地域連携事業

(1) B-1 の自己判定

基準項目 B-1 を満たしている。

(2) B-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

B-1-① 地域連携事業

本学は、仏教学部を文学部に改組した昭和 36（1961）年に県内 2 番目となる速さで社会福祉学科を新設しており、それ以来、仏教、文学という基礎学と社会福祉という実践学とを 2 本の柱として常に地域に向けたさまざまな取組みを実現してきた。

平成 28（2016）年度には「同朋大学地域連携センター」を設置した。本学の建学の精神とその使命に基づき、地域住民、NPO、行政、産業界等との連携及び地域研究、生涯学習等本学の地域貢献活動を組織的に遂行し、地域における学生のインターンシップ、歴史文化の研究・記録・調査、ボランティア活動への参画等を支援して学生の学外学習の機会を拡充し、本学における教育研究の活性化に寄与することを目的としている。

取り組みの成果として、私立大学等改革総合支援事業のタイプ 2（地域発展）に平成 26（2014）年度から平成 29（2017）年度の 4 年間連続して選定された。

令和 2（2020）年度には、地元産業界との連携協定を促進し、新型コロナウイルス感染症の影響もあったが、15 か所と連携協定を結んだ。その後、令和 3（2021）年度に 2 件、令和 4（2022）年度に 3 件、令和 5（2023）年度に 1 件と協定先を増やしている。

地域連携事業として具体的に実施しているのは以下のとおりである。「Ⅰ-1～3」は、助成金・研究委託費交付事業、「Ⅱ-1～2」は地域に向けて実施している講座で、大学単独主催のものと、地域との共催のものがある。

Ⅰ-1【「文部科学省 産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業」終了後の大学自己資金による「同朋大学社会福祉学部大学教育改革推進事業」】

1. 「実践力を高めるキッズ・カレッジ」

社会福祉学科子ども学専攻では、演習科目に位置付けられている子育て支援事業「キッズ・カレッジ」を実施しており、豊かな感性やコミュニケーション能力、プレゼンテーション能力、学び続ける意欲など精神面の強い学生を育てることを目的としている。

令和 5（2023）年度は、手作りおもちゃを郵送して感想を返信してもらう郵送型と、大学で実際にやり取りする対面型を組み合わせ実施した。これからの新しいキッズ・カレッジの形を学生とともに模索していく第一歩となった。

2. 「精神障害者サポートプロジェクト」

精神障害当事者やその家族、支援に携わる専門職員等、精神障害や精神保健福祉の分野に関わる方々からお話を伺い、学生たちができるサポートを考えることがこのプロジェク

トの目的である。

令和5（2023）年度は、学生が「精神障害者ピアサポーターの話からピアサポートに関する理解を深めたうえで、社会で生きる全ての人にできるサポートを考える」ことを目的に学内において開催した。開催に向けて企画・ピアサポーターとの調整・運営等は学生が担当した。当日は2名のピアサポーターのリカバリーストーリーを聞き、質疑応答をすることで交流を深めた。終了後、学生たちはこのプロジェクトを準備段階から振り返り、学んだこと、課題等を報告書にまとめた。

3.「気軽に立ち寄れるボランティアサロン」

ボランティア活動を通して、利用者とのかかわり方を学び、また、地域の連携機関との協働のあり方を学ぶことを目的とする。

ただし、令和5（2023）年度は、新型コロナウイルス感染症の影響が残り、実施しなかった。

I-2【中村区助成金対象講座】中村区人権尊重のまちづくり事業

平成26（2014）年度、人権について啓発する中村区との連携講座「ちがうっていいね in 同朋大学」を行って以降、毎年12月に中村区から委託を受けて学生ボランティアサークルが企画運営を行っている。令和元（2019）年度は、「みんな友だち輪になろう」をテーマに、年齢や国籍を超えてお互いの違いや価値観を認め合い、理解や交流を深め人権尊重の意識を高めることを目的としたイベントを実施、中村区在住の子どもから高齢の方まで、一般参加者36名が参加した。

しかし、令和2（2020）年度は、新型コロナウイルス感染症流行拡大防止のため、中止となった。その後、当事業は終了した。

II-1【近隣の市区町村との協定】

名古屋市中村区との連携協定に加えて、平成27（2015）年は、あま市、津島市の2市と、3大学で連携協定を結んだ。この協定において両市と3大学は、①まちづくりの地域の活性化に関すること、②教育、文化、福祉、スポーツ、健康づくりの振興、③学生ボランティア、地域コミュニティの活動、④持続可能な社会、多文化共生社会の構築、⑤地域防災の強化に関すること、⑥人材育成・インターンシップ・就職紹介に関することについて協力して活動し、魅力的なまちづくりを行うことを目標としている。

さらに、地元産業界との連携協定を進め、令和3（2021）年度は㈱バモスクルーと社会福祉法人親愛の里2件、令和4（2022）年度は社会福祉法人AJU自立の家など3件、令和5（2023）年度は㈱名鉄インプレス1件、とこれまでで累計27件の連携協定を締結した。

令和5（2023）年度の連携事業は以下のとおりである。

開催日	事業名	概要
6/24	なごやか地域福祉・大学ラウンドテーブル「ボッチャ交流会」	市内の大学生、障害当事者、一般参加者とのボッチャを通じた交流会への学生参加（愛知東邦大学）

6/5、9/4 12/4、3/4	SST講義「家族の集い」	教員の講師派遣「SSTに関する知識を深め家族と精神障害者とのコミュニケーションスキル向上を図る」
11/17	福祉施設リーダー的職員研修	教員の講師派遣「ケアプラン立案の基礎」「困難事例におけるケアプラン立案」
11/18、11/19	漫才D-1グランプリ	万場荘住人と学生による漫才を通じた地域活性事業
10/21、10/22	大門フェス	学生による出店サポート、警備ボランティア
12/17	中村区民会議	学生によるワークショップ参加
10/28	中村区民まつり	学生による出店
6/25、7/30 9/3、9/9	区民の防災・減災意識の醸成事業	学生と市民によるフィールドワーク参加
2/2、9、16 3/1	なごや・なかむら学講座	教員の講師派遣「ヤマトタケルを考える」
9/20	認知症講演会	教員の講師派遣「地域で見守る認知症」
8/25	あま市療育等連絡会議	教員の講師派遣「地域療育システムにおける重層的な連携」
12/3	愛知県障害者福祉大会	学生による会場案内等ボランティア
12/16	フードドライブ・フードパントリー	学生による食品ロス軽減ボランティア
3/2	子ども食堂「おなかま」	学生による子ども食堂ボランティア（社協）
8/16、17、 23、24、25、 29	夏休み子どもの居場所づくり ボランティア	学生による学習ボランティア

また、令和4（2022）年3月17日に「同朋大学在学生の名古屋市営住宅への入居に関する協定」を締結し、令和4（2022）年度1名、令和5（2023）年度5名が居住し、自治会活動など地域活動を通じて、団地コミュニティの活性化に取り組んでいる。

Ⅱ-2【地域に向けて実施している講座】

本学では大学主催の以下の講座を開催し、好評を博している。

1. 同朋フォーラム

同朋フォーラムは、学生・教職員・一般向けに年1回、文学部、社会福祉学部で交互に講演会を開催することを原則としている。

令和4（2022）年度は今後の見通しを検討するため、開催しなかった。令和5（2023）年度は、文学部の安藤弥教授がNHK大河ドラマ「どうする家康」に関与したことから、文学部主催で特別開催した。同ドラマの時代考証の柴裕之氏による講演「徳川家康一天下人への道程」を10/2（月）16：20～17：50、成徳館12Fホールで行い（人文学科特別講義と

併催)、一般約 100 人の参加者を得た。

2. いのちの村出張講義

「いのちの村出張講義」は、創立 80 周年、新制大学昇格 50 周年を記念し、本学の理念を表現する場として、平成 13 (2001) 年に発足した。この出張講義は、本学の教員の専門分野を中心に講義テーマが設定されており、一般募集を行って出張講義を行うものである。出張講義の案内は、東海 3 県の自治体へのパンフレットの送付、HP により募集を行っている。この講義は、地域交流と地域貢献を目的とするという理念のもとに発足され、講義依頼の目的が「いのちの村の理念」にあてはまるもの、非営利目的なイベント等には講師を派遣している。

令和 4 (2022) 年度・令和 5 (2023) 年度はいずれも実施件数は 1 回であった。

3. エッソウ映画館

地域に向けたコミュニティシネマ活動であり、令和 4 (2022) 年度は 2 回、令和 5 (2023) 年度は 3 回開催した。上映の運営には、映像文化専攻の学生がボランティアで参加し、実技習得と地域住民との交流を図っている。

令和 4 (2022) 年度		
通算回	映画タイトル	講師
57 回	『盆唄』	中江裕司 (映画監督)
58 回	『大地を受け継ぐ』	井上淳一、中江裕司 (映画監督)
令和 5 (2023) 年度		
59 回	『丹下左膳余話』	中江裕司 (映画監督)
60 回	『鴛鴦歌合戦』	中江裕司 (映画監督)
61 回	『洲崎パラダイス赤信号』	中江裕司 (映画監督)

4. 中村区生涯学習センター共催講座

名古屋市中村区との共催で、地域に向けて「なごや・なかむら学」と名づけた講義シリーズを開催している。

令和 4 (2022) 年度は「なごや・なかむら学 ～尾張地域の歴史と文化～」と題する全 4 回 (1/22、1/29、2/5、2/12) の講座を実施した。

令和 5 (2023) 年度は「なごや・なかむら学 ～ヤマトタケルを考える～」と題する全 4 回の講座 (2/2、2/9、2/16、3/1) を実施した。

5. 地域防災プログラム

近年の天災の甚大さを鑑み、本年度は、福祉の専門職の方を対象に、地域防災の教育プログラムを企画した。本プログラムは、地域災害の知識を備えて減災の準備や、被災時・被災後の利用者の生活を乗り切るための支援、さらには進んで他の人々や地域の安全を支

える能力などを学ぶことを目的としている。令和 3（2021）年度に下記の内容を実施した後、当事業は終了した。

令和 3（2021）年度 「第 2 回 福祉専門職のための地域防災プログラム」		
開催日	テーマ	講師
2022 年 1 月 19 日	「現代の震災・災害史と誰もが安心できるくらしの支援」	牧村 順一（本学教授）
1 月 26 日	「あなたの事業所の防災をみてみよう」	服部 暁彦 氏、 近藤 勝次 氏、 丹下 靖 氏
2 月 2 日	「もし、災害が来たらどうしますか？」	同上

（3）B-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、地域連携の様々な取り組みを通じて地域貢献を行ってきた。主のものは、連携協定に基づく自治体との共同した取り組みであった。また、令和 6（2024）年度に至るまでに、多くの社会福祉法人や NPO 法人との連携協定を結ぶことができた。なお、同朋大学と社会福祉法人貴和会とは、実習や法人運営を通じた共同の取り組みが求められている。今後は新たな連携協定先との間で具体的な事業計画、たとえば寄附講座を作り、学生や地域関係者に関する学びを深める取り組みを行いたい。

【基準 B の自己評価】

地域連携センターを発足させ学内組織体制を整備していること、いままで大学キャンパスの所在地である中村区、近隣市町村であるあま市、津島市と連携協定を結んでいたが、令和元（2019）年度から地元産業界との連携協定をはじめ、令和 5（2023）年度終了時点で連携協定先は 27 件になった。また、令和 2 年度から「地域防災プログラム」の開催をはじめた。このように、地域連携先をはじめ、さらに各学科の強みを生かした多様な講演等の連携活動の実績を出しているところから、地域社会との連携推進についての基準 B を満たしている。

基準 C. 障害学生の支援

C-1. 教職員と学生による障害学生への協働授業支援等の充実

C-1-① 教職員と学生による障害学生への協働授業支援等の充実

（1）C-1 の自己判定

基準項目 C-1 を満たしている。

（2）C-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

C-1-① 教職員と学生による障害学生への協働授業支援等の充実

本学の建学の理念「同朋和敬」の英語訳は「Living Together in Diversity」といい、多様性に富む学生の受け入れに大学を挙げて取り組む仕組みを構築してきた。それを歴史

的に振り返ると、本学では、昭和 61（1986）年に「共育後援会特別奨学生規程」（身体障害者手帳所持学生に対する奨学金給付制度）を設け、平成元（1989）年に障害学生受け入れ宣言をして、今日まで障害学生の受け入れと支援に努めてきた。

平成 14（2002）年 4 月には「同朋大学障害学生支援に関する規程」を制定した。そこでは、①四肢に障害のある学生に対してのスポーツ実技への支援 ②視覚障害学生に対して、スポーツ実技への支援・対面朗読・点訳打刻及び読み取り ③その他必要な支援に分類し、それぞれの支援に協力できる支援学生を募集し、養成講座を受けた後、授業支援に派遣した。

そして平成 18（2006）年には学務課（現事務部）の下に「障害学生支援室」を設けた。現在は「同朋大学障害学生支援室規程」に基づき、支援室に室長を置いている。その下に他部署との連携をはかり支援室を統括する職員を配置して、支援学生・利用学生のそれぞれに対する相談業務や、日々の活動を記録し発展させていく企画業務など、障害学生を根本から支えていく基本体制が構築されている。

さらに、令和 2（2020）年度入試から総合型選抜に「障がい等特別な支援を必要とする者」枠を設け、また、大学独自で「同朋大学障害学生奨学金」も令和 2（2020）年度より運用を開始した。

同時に令和 2（2020）年度入試から、さまざまな障害を有する学生を自己申請制により把握し対応していく体制を強化している。障害別の過去 5 年間の登録数を図表 C-1-1 に示す。

○図表 C-1-1 障害学生登録数【障害学生支援室】

年 度	2019	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年
視覚障害	2	2	2	2	4
聴覚障害	8	2	2	4	5
肢体不自由	6	2	3	2	3
内部障害/慢性疾患	27	1	1	2	5
発達障害	5	2	2	7	13
精神障害	0	2	5	12	28
その他	0	1	2	1	1
重複数	0	0	0	0	-10
合計人数	46	10	15	28	49

なお、令和元（2019）年度には、筑波技術大学が幹事校である第 10 回障害学生支援大学長連絡会議に本学としては初めて出席し（学長と障害支援室担当職員が参加）、同会議の正会員として認められた。令和 5（2023）年度には新型コロナウイルス感染症の関係からオンラインで開催され、学長、障害学生支援事務室長、障害学生支援室担当職員が参加した。

障害学生支援に関する具体的な取り組みは、以下のとおりである。

【視覚・聴覚障害学生への支援】

平成元（1989）年当初は視覚に障害のある学生に対して環境整備を行い、支援体制を充

実させてきた。視覚障害の学生に対しては「アイカー」という学内での呼称で講義内の状況や板書された文字を言葉にするリーディングサポートを行った。現在は、それに加え、学生の要望により資料拡大のサービスという形でも支援を行っている。

また平成 7（1995）年には、聴覚に障害のある友人の支援をしようと学生有志がノートテイク（要約筆記）サークルを設立した。これを機に大学としてこのサークルのメンバーに対して外部講師を招き、ノートテイク講習会を開催するなどして、積極的なサポートを行っていった。

学生による障害学生支援が始まると障害学生たちの間からも、徐々に支援を受けたいという希望が増加した。そこで大学は、外部ボランティアへの依頼によって不足を補う一方、学生の力を十分活用しつつ、聴覚障害学生の学習を保障するための新たな仕組みづくりを行った。具体的には学内でノートテイク養成講座（講義 5 時間・実習 5 コマ・研修 5 コマ）を実施し、これを受講して終了した学生には正式に「同朋大学ノートテイク」（以下、テイクカーとする）の資格を与え、2 人ペアで 1 講義の支援を行った。また、テイクカーの配置やスケジュール作成等の事務は学生課（現事務部）が扱った。スケジュール作成には単に時間の空いている学生を機械的に依頼のあった講義に配置するのではなく、障害学生とテイクカーとの意思の疎通や、支援学生の専攻分野に相応した講義への割り当て（2 年次の社会福祉専攻の利用学生から依頼のあった場合は、同専攻の 3 年次がテイクカーとして派遣）といった面を配慮して、「共に学び合う」という本学の建学の精神に相応しい、支援する者と支援される者とが共に成長する、より高度な体制を心掛けた。また教員にもノートテイクの実態を知らせるとともに、板書の仕方や講義の進め方、あるいは配布資料や教材の事前提出など、ノートテイクがしやすい授業配慮の方法を依頼した。

平成 27（2015）年度からは視覚障害学生（全盲）の入学に伴い、リーディングサービスの内容を強化し、さらに対面朗読室で使用する点字プリンターの設置や点字ブロック、講義室のドアノブへの点字付け等の設備の整備を行なった。

直近 2 年の利用・支援状況については、令和 4（2022）年度は利用学生 6 人（視覚：2 人、聴覚：4 人）に対し 27 人の支援学生で前期 49 講義、後期 48 講義の支援を行なった。令和 5（2023）年度は利用学生 9 人（視覚：4 人、聴覚：5 人）に対し 29 人の支援学生で前期 39 講義、後期 41 講義の支援を行なった。

現状では、外部ボランティアをお願いすることなく、本学の学生ボランティアが一定の期間の養成講座を受けた後、「テイクカー」となって支援している（図表 C-1-2、図表 C-1-3 に示す）。その場合は、1 時間 1 時間 1,027 円の謝礼を支払って対応している。このような管理体制は、障害支援室の室長の下で、支援室を統括する職員が学生ボランティアを指導しており、教職員と学生による障害学生への協働授業支援等は確立されているといえる。

○図表 C-1-2 視覚・聴覚障害者でノートテイクやリーディングの支援を行った障害学生数

年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
視覚障害者数	1	3	3	2	4
聴覚障害者数	2	2	2	4	5
合計	3	5	5	6	9

○図表 C-1-3 ノートテイクやリーディング支援者登録数

年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
支援者数	16	18	17	27	29

令和元（2019）年度に、日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク（PEPNet-Japan）に加入し、全国的な取り組みに参加することにした。

令和 3（2021）年度には、日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク（PEPNet-Japan）に依頼し、オンラインでパソコンノートテイク養成講座を開催していただいた。令和 5（2023）年度には、持ち運びができる拡大読書器を導入した。

【発達障害学生への支援】

本学の活動の大きな特徴は、月 1 回、40 分から 50 分程度、当事者学生とボランティア学生が一緒になって、「より良い支援をしていくにはどうしたらよいか」等を話し合ってきたことである。この活動を担当している教員と学生相談室相談員もアドバイザーとして、サポートをし、支援する側とされる側の双方の負担の緩和に努めた。この取組により、授業などにおいて発達障害のある学生に対する周囲の学生によるナチュラルサポートが進んだ。

現在では、相当数存在すると考えられる発達障害を周囲に知られたくない学生については、この点に配慮した支援を行っている。現状を踏まえて、初年次などにおいて授業以外の対人関係に不安な様子や困難な様子が見られる学生に、支援室からの日常的な声かけや相談を実施しているところである。

下記に、発達障害学生の支援利用に関する参考資料として図表 C-1-4 を示す。

○図表 C-1-4 障害学生の支援利用状況（2023 年度）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	合計(平均)	SD
聴覚障害	11件 (5名)	1件 (1名)	1件 (1名)	1件 (1名)	1件 (1名)	5件 (4名)	2件 (1名)			1件 (1名)	2 3.4	4.5
視覚障害	15件 (3名)	9件 (2名)	3件 (1名)	6件 (1名)	3件 (2名)	2件 (2名)	7件 (2名)	6件 (1名)	5件 (3名)	16件 (3名)	7 4.8	3.9
身体障害	6件 (3名)				1件 (1名)			1件 (1名)			1 1.9	1.7
知的障害	4件 (1名)	2件 (1名)	1件 (1名)	1件 (1名)		1件 (1名)	2件 (1名)	4件 (1名)	2件 (1名)	2件 (1名)	2 1.3	1.0
精神障害	19件 (11名)	8件 (8名)	5件 (4名)	10件 (6名)	1件 (1名)	10件 (9名)	13件 (10名)	6件 (4名)	2件 (2名)	1件 (1名)	8 5.8	1.0
内部障害	3件 (2名)	3件 (1名)	1件 (1名)	3件 (2名)		1件 (1名)			1件 (1名)		1 1.3	2.0
発達障害	8件 (7名)	3件 (2名)		4件 (1名)	2件 (1名)	10件 (5名)	3件 (3名)	7件 (6名)	1件 (1名)	9件 (2名)	5 3.5	2.8
その他	12件 (12名)	6件 (6名)	4件 (4名)	13件 (11名)	5件 (4名)		1件 (1名)	10件 (9名)	6件 (5名)	7件 (7名)	6 4.3	2.9
合計(月)	78	32	15	38	13	29	28	34	17	36	## 4.0	12.5
平均(月)	9.8	4.0	1.9	4.8	1.6	3.6	3.5	4.3	2.1	4.5	##	12.5

注)学務や学生相談室への相談件数は除外したもの(障害学生支援室資料を基に作成)

【四肢障害のある学生への支援】

四肢障害のある学生に対して、施設面では、図書館や成徳館 1 階などスロープの設置やトイレの改修工事を行い、車椅子の方がより利用しやすいように整備した。

(3) C-1 の改善・向上方策（将来計画）

発達障害学生に対しては、必要に応じて、障害特性に応じたノートテイクなど活用する対応を準備しているところである。現在最も高いと考えられるニーズは、対人関係における他者と自己の関係についての援助である。本人と環境についての自己理解と具体的な対応方法を話し合っ

の相談場面を活用した支援については、今後も十分機会を設ける。引き続き、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」における合理的配慮規程等に則することを目的に、独立行政法人日本学生支援機構の「合理的配慮ハンドブック」を参考にした発達障害のある学生を含めた体制の整備に取り組む。

今後の課題はバリアフリー環境をより整備すること、障害学生に関する相談や障害学生の資格にかかわる実習の方法、技術支援に関する講座の設置等、障害学生支援に関する多様な取り組みも視野に入れた新しい組織作りである。同時に学生支援者を安定的に育成していくことが必要であるが、利用学生のニーズや状況により、外部団体との連携を図り、要約筆記だけでなく手話通訳も支援手段の1つとなるようにしていく。入学後からではなく、オープンキャンパスでのノートテイク体験や入学ガイダンス時のアナウンス、各ゼミに対しての働きかけを行う。

【基準Cの自己評価】

キャンパス内のバリアフリー化、障害学生支援室による組織的取り組み、障害学生支援のための各種規程の整備が行われている。さらに、視覚障害、聴覚障害学生を積極的に受け入れ、支援学生の養成及び派遣を通じてきめ細かな支援を実施している。この点は、高校や社会からも評価されており、有意義な取り組みである。したがって基準Cは満たされている。

基準D 他の教育関係機関との連携（高大・幼大連携事業）

D-1. 高校・幼稚園（保育園）との連携と個性ある取り組み

D-1-① 高校・幼稚園（保育園）との連携

(1) D-1の自己判定

基準項目D-1を満たしている。

(2) D-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

D-1-① 高校・幼稚園（保育園）との連携

本学では、(1)高大連携事業、及び(2)社会福祉学部社会福祉学科子ども学専攻が幼稚園・保育園においてその専門的内容を発揮する取り組みを積極的に行っている。

【同朋高校との高大連携事業】

高大連携事業については、本学への入学実績の多い高校と協議を重ねてきたが、近年とりわけ同学園内の同朋高等学校（以下「同朋高」）と密接な連携事業を行っている。

平成26(2014)年度に社会福祉学部の教員が同朋高に出張して講義する「福祉入門講座」、平成27(2015)年度には「福祉・保育入門講座」を実施し、同年度に「高大連携事業に関する規程」（包括的内容）を制定した。同朋高にカリキュラム改編に伴い、中断期間が出るも、平成30(2018)年度に本学の学長・執行部と同朋高の校長・教頭・進路指導室教員による「高大連携会議」を開始した。学園内進学に関する協議を行うとともに、(a)同朋高の生徒が本学の科目を単位履修できる制度、及び(b)本学の教員による同朋高での出張講義の実現を検討してきた。

(a)については平成 30（2018）年度に「同朋大学科目等履修生規程」を改訂し、第 5 条（出願資格）に「同朋高等学校及び高大連携提携を結んだ高等学校、並びに本学が認めた高等学校に在学する高校生」を追加し、令和元（2019）年度から「同朋高校生徒による同朋大学講義への聴講」を実施している。これは、高校の授業後の時間帯に生徒が参加可能な大学の 5 限（16：20～15：50）に開講されている科目からいくつかを生徒向けにも開放し、聴講参加して大学の学びを実感してもらうという取り組みで、令和 2（2020）年度は新型コロナウイルス感染症対応のため、実施を見送ったが、令和 3（2021）年度には再開した。ただし、令和 5（2023）年度は申し込みがなかった。

(b)については令和 2（2020）年度に詳細を協議して制度を組み立て、令和 3（2021）年度から同朋高 3 年次文系生徒に対する「高大連携授業（アカデミック・クラス）」を実施し始めている。具体的には、5 分野（社会福祉・心理・子ども・人文Ⅰ〈文学・歴史〉・人文Ⅱ〈仏教・思想〉）を各 50 分 1 コマ×4～5 回の授業で構成し、同朋高の月曜 1 限（8：55～9：45）の A・B（各 70 人規模）クラス、木曜 1 限（8：55～9：45）の C・D（各 70 人規模）クラスに対して本学の教員（令和 5〈2023〉年度は 13 名）が出張講義をするものである。アクティブ・ラーニングを基調として各分野の学問的なおもしろさを生徒にわかりやすく伝えることを意図し、大学での学びに触れ、進路を考える手がかりにしてもらうとともに、学園内進学を促進させる狙いも併せ持っている。

【子ども学専攻による同朋幼稚園における取り組み】

子ども学専攻による幼稚園・保育園における専門的内容の発揮については、特に同学園内の同朋幼稚園における取り組みを挙げることができる。

具体的には、同朋幼稚園における子どもたちの 1 日を通して、様々な場面で学生たちが関わり具体的な幼稚園児との学び合いが行われてきた。4 月当初においては、朝の登園時に保護者と別れることに不安を感じる園児たちをクラスの部屋に受け入れるボランティアを学生が行い、一人ひとりの子どもたちと丁寧に関わる時間を確保することに貢献した。この時間帯は学生たちにとって、子どもたちの一番不安な時間を一緒に過ごすこととなるため、どのように子どもの気持ちに寄り添いながら幼稚園の活動へつなげていくのかを学ぶ機会となっている。

他に、幼稚園における活動に対して、学生が企画したものを取り入れてもらい、進行を含めて学生が体験する機会も作ってもらっている。演習と実習の間に位置するものとして、計画したことを実際の子どもたちに実践して、その反省をし、考察してより良いものをさらに実践することができる。

以上のような実習の関わりだけでなく、子どもの生活と関わりながら共に学ぶ取り組みを行っている。

(3) D-1 の改善・向上方策（将来計画）

(a)は新型コロナウイルス感染症対応を終えて再開し、(b)は継続しつつ、大学教員と高校教員の協議で効果と課題を検討する。

社会福祉学科子ども学専攻の幼稚園免許課程においては、学生の幼稚園における保育補助を授業科目（「保育体験活動（学校インターンシップ）」）として用意している。今後は、同朋幼稚園における保育体験活動を行い、学生の現場での学びの機会を充実させる。

【基準Dの自己評価】

学園内に大学その他、高校・幼稚園を持つ強みを活かし、本学の教員がそれぞれに有する専門的内容を高校・幼稚園において発揮する取り組みを実現させている。

高大連携授業の試みは教員が高校生徒に向き合うものであるが、入門的内容を教授する取り組みは、かえって本学の学生への教授・指導にも有意義に還元されうるものである。

また、子ども学専攻の取り組みは、実際に本学の学生の確かな実践学習の場にもなっている。いずれも、大学の教員による一方的なアプローチではなく、高校教員、幼稚園教諭との協働による取り組みは教育機関としてすぐれて意義あるものと言える。

したがって基準Dは満たされている。

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	○	「同朋大学学則（以下、「大学学則」という）」第 1 条に定め、遵守している。	1-1
第 85 条	○	「大学学則」第 3 条に定め、遵守している。	1-2
第 87 条	○	「大学学則」第 13 条に定め、遵守している。	3-1
第 88 条	○	「同朋大学編入学・転入学に関する規程」第 2 条及び第 3 条に定め、遵守している。	3-1
第 89 条	—	該当しない。	3-1
第 90 条	○	「大学学則」第 34 条に定め、遵守している。	2-1
第 92 条	○	「学校法人同朋学園組織規程」第 8 条、「大学学則」第 5 条に定め、遵守している。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	「大学学則」第 6～9 条に定め、遵守している。	4-1
第 104 条	○	「大学学則」第 32 条及び「同朋大学学位規程」に定め、遵守している。	3-1
第 105 条	—	該当しない。	3-1
第 108 条	—	該当しない。	2-1
第 109 条	○	大学においては「大学学則」第 2 条及び「同朋大学大学評価委員会規程」、大学院においては「大学院学則」第 2 条及び「同朋大学大学院自己点検・評価に関する規程」に定め遵守している。	6-2
第 113 条	○	大学ホームページにより公表している。	3-2
第 114 条	○	「学校法人同朋学園組織規程」第 8 条、「大学学則」第 5 条に定め、遵守している。	4-1 4-3
第 122 条	○	「大学学則」第 38 条の 2 に定め、遵守している。	2-1
第 132 条	○	「大学学則」第 38 条の 2 に定め、遵守している。	2-1

学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 4 条	○	「大学学則」及び「大学院学則」で明確に規定している。	3-1 3-2
第 24 条	○	学務システムにより学籍、成績等を管理し、必要な証明書等を作成している。	3-2
第 26 条 第 5 項	○	「大学学則」第 47 条、大学院学則第 27 条及び「同朋大学賞罰に関する内規」第 2 章に定め、遵守している。	4-1
第 28 条	○	「学校法人同朋学園文書取扱規程」及び「学校法人同朋学園文書取扱細則」に定め、遵守している。	3-2

同朋大学

第 143 条	—	該当しない。	4-1
第 146 条	—	該当しない。	3-1
第 147 条	—	該当しない。	3-1
第 148 条	—	該当しない。	3-1
第 149 条	—	該当しない。	3-1
第 150 条	○	「大学学則」第 34 条に定め、遵守している。	2-1
第 151 条	—	該当しない。	2-1
第 152 条	—	該当しない。	2-1
第 153 条	—	該当しない。	2-1
第 154 条	—	該当しない。	2-1
第 161 条	○	「大学学則」第 38 条の 2 及び「同朋大学編入学・転入学に関する規程」第 3 条に定め、遵守している。	2-1
第 162 条	○	「大学学則」第 38 条の 2 及び「同朋大学編入学・転入学に関する規程」第 3 条に定め、遵守している。	2-1
第 163 条	○	「大学学則」第 10 条に定め、遵守している。	3-2
第 163 条の 2	—	該当しない。	3-1
第 164 条	—	該当しない。	3-1
第 165 条の 2	○	大学全体、学科、大学院の課程毎にアドミSSION・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを定め、遵守している。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第 166 条	○	「大学学則」第 2 条、「大学院学則」第 2 条、「同朋大学大学評価委員会規程」、「同朋大学大学院自己点検・評価に関する規程」に定め、遵守している。	6-2
第 172 条の 2	○	大学ホームページに教育研究活動等の状況を公表している。	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第 173 条	○	「大学学則」第 31 条、第 32 条及び「大学院学則」第 18 条、並びに「同朋大学学位規程」第 18 条に定め、遵守している。	3-1
第 178 条	○	「大学学則」第 38 条第 2 項及び「同朋大学編入学・転入学に関する規程」第 2 条、第 3 条に定め、遵守している。	2-1
第 186 条	○	「大学学則」第 38 条第 2 項及び「同朋大学編入学・転入学に関する規程」第 3 条に定め、遵守している。	2-1

大学設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	大学設置基準の趣旨に基づき、適正に運用している。	6-2

同朋大学

			6-3
第2条	○	「大学学則」第1条に定め、遵守している。	1-1 1-2
第2条の2	○	「大学学則」第34条、36条に定め、募集要項等で明記し、遵守している。	2-1
第2条の3	○	学園の組織については「学校法人同朋学園組織規程」に組その役割分担を定め、教員と事務職員等の連携及び協働については、諸会議の構成員として双方が参加し、教職協働で適切に実行している。	2-2
第3条	○	大学設置基準に従って適切に配置している。	1-2
第4条	○	大学設置基準に従って適切に配置している。	1-2
第5条	—	該当しない。	1-2
第6条	—	該当しない。	1-2 3-2 4-2
第7条	○	教員組織については、適切に配置している。なお、本学は二以上の校地において教育は行っていない。	3-2 4-2
第10条	○	授業科目の担当については、担当者を適切に配置している。	3-2 4-2
第10条の2	○	大学設置基準に従って適切に配置している。	3-2
第11条	○	専任教員はすべて授業を担当している。	3-2 4-2
第12条	○	他大学の専任教員を本学専任教員として雇用はしておらず、学外で業務を行う場合は事前に届出を行うことにより、本学の業務に支障のない範囲で学外業務を認めている。	3-2 4-2
第13条	○	設置基準を満たし、遵守している。	3-2 4-2
第13条の2	○	「学校法人同朋学園学長規程」第4条第2項により定め、遵守している。	4-1
第14条	○	「大学学則」第5条第3項第1号及び「同朋大学教員の採用・昇格に関する資格審査規程」第3条により定め、遵守している。	3-2 4-2
第15条	○	「大学学則」第5条第3項第2号及び「同朋大学教員の採用・昇格に関する資格審査規程」第4条により定め、遵守している。	3-2 4-2
第16条	○	「大学学則」第5条第3項第3号及び「同朋大学教員の採用・昇格に関する資格審査規程」第5条により定め、遵守している。	3-2 4-2
第16条の2	○	「大学学則」第5条第3項第4号及び「同朋大学教員の採用・昇格に関する資格審査規程」第6条により定め、遵守している。	3-2 4-2
第17条	○	「大学学則」第5条第3項第5号及び「同朋大学教員の採用・昇格に関する資格審査規程」第7条により定め、遵守している。	3-2 4-2
第18条	○	「大学学則」第3条に定め、適切に管理している。	2-1
第19条	○	教育課程の編成方針については、カリキュラム・ポリシーを定め、教育課程については、「大学学則」第15条第1項、別表Ⅰに定め、遵守している。	3-2

同朋大学

第 19 条の 2	—	該当しない。	3-2
第 20 条	○	「大学学則」第 15 条第 2 項に定め、遵守している。	3-2
第 21 条	○	「大学学則」第 15 条第 3 項、別表 I 及び第 17 条に定め、遵守している。	3-1
第 22 条	○	「大学学則」第 10 条及び第 12 条に定め、「学年暦・行事日程表」を作成し、適切に実施している。	3-2
第 23 条	○	「大学学則」第 10 条に定め、学年暦を作成し、適切に実施している。	3-2
第 24 条	○	教育効果を考慮して適正な学生数で対応している。	2-5
第 25 条	○	「大学学則」第 15 条～第 17 条及び「同朋大学履修規程」第 2 章に定め、適切に実施している。	2-2 3-2
第 25 条の 2	○	「大学学則」第 16 条、17 条及び 27 条、並びに「同朋大学履修規程」第 2 章に基づき、「学生生活」及び各科目のシラバスにおいて明示している。	3-1
第 25 条の 3	○	「同朋大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程」、「同朋大学教学マネジメント委員会規程」を定め、遵守している。	3-2 3-3 4-2
第 26 条	—	該当しない。	3-2
第 27 条	○	「大学学則」第 21 条及び「同朋大学履修規程」第 10 条に定め、遵守している。	3-1
第 27 条の 2	○	「同朋大学履修規程」第 7 条に定め、遵守している。	3-2
第 27 条の 3	—	該当しない。	3-2
第 28 条	○	「大学学則」第 22 条及び「同朋大学履修規程」第 12 条に定め、遵守している。	3-1
第 29 条	○	「大学学則」第 23 条及び「同朋大学履修規程」第 13 条に定め、遵守している。	3-1
第 30 条	○	「大学学則」第 24 条及び「同朋大学履修規程」第 14 条に定め、遵守している。	3-1
第 30 条の 2	—	該当しない。	3-2
第 31 条	○	「大学学則」第 52 条及び「同朋大学科目等履修生規程」に定め、遵守している。	3-1 3-2
第 32 条	○	「大学学則」第 16 条、第 31 条及び「同朋大学履修規程」第 2 条に定め、遵守している。	3-1
第 33 条	—	該当しない。	3-1
第 34 条	○	校地については、教育にふさわしい環境を整えている。	2-5
第 35 条	○	運動場については、同一敷地内またはその隣接地に設けている。	2-5
第 36 条	○	校舎等施設については、設置基準に準じ設置している。	2-5
第 37 条	○	校地の面積については、設置基準を満たしている。	2-5
第 37 条の 2	○	校舎面積は、設置基準を満たしている。	2-5
第 38 条	○	図書等の資料及び図書館については、設置基準を満たしている。	2-5
第 39 条	—	該当しない。	2-5
第 39 条の 2	—	該当しない。	2-5
第 40 条	○	設置基準に基づき備えている。	2-5

同朋大学

第 40 条の 2	○	名古屋キャンパス（名古屋市中村区）と小牧キャンパス（愛知県小牧市）に校地を有しており、それぞれに備えている。	2-5
第 40 条の 3	○	教育研究上の目的を達成するため、整備に努めている。	2-5 4-4
第 40 条の 4	○	建学の精神に沿った適切な名称である。	1-1
第 41 条	○	「学校法人同朋学園組織規程」に定め、遵守している。	4-1 4-3
第 42 条	○	学務部長、学生相談室・健康管理室運営委員会、学生相談室、事務部職員等を適切に配置し、対応している。	2-4 4-1
第 42 条の 2	○	「学校法人同朋学園キャリア支援センター規程」に基づきキャリアセンターを設置し、専任教員、事務職員と連携を取りながら適切に対応している。	2-3
第 42 条の 3	○	「学校法人同朋学園事務職員研修規程」、「同朋大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程」を定め、組織的な FD・SD 研修会を行っている。	4-3
第 42 条の 3 の 2	—	該当しない。	3-2
第 43 条	—	該当しない。	3-2
第 44 条	—	該当しない。	3-1
第 45 条	—	該当しない。	3-1
第 46 条	—	該当しない。	3-2 4-2
第 47 条	—	該当しない。	2-5
第 48 条	—	該当しない。	2-5
第 49 条	—	該当しない。	2-5
第 49 条の 2	—	該当しない。	3-2
第 49 条の 3	—	該当しない。	4-2
第 49 条の 4	—	該当しない。	4-2
第 57 条	—	該当しない。	1-2
第 58 条	—	該当しない。	2-5
第 60 条	—	該当しない。	2-5 3-2 4-2

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 2 条	○	「大学学則」第 31 条、第 32 条及び「同朋大学学位規程」第 5 条に定め、遵守している。	3-1
第 10 条	○	専攻分野の名称については、適切である	3-1
第 10 条の 2	—	該当しない。	3-1

同朋大学

第 13 条	○	「同朋大学履修規程」、「同朋大学卒業論文規程」、及び「同朋大学学位規程」に定め、遵守している。	3-1
--------	---	---	-----

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 24 条	○	「学校法人同朋学園寄附行為（以下、「寄付行為」）」第 3 条の目的に定めるとともに、学校教育法施行規則第 172 条の 2 に基づき、各種情報をホームページで公表し、透明性の確保を図っている。	5-1
第 26 条の 2	○	「寄附行為」第 7 条第 2 項にあるように利益相反を適切に防止することができるように監事を選任し、遵守している。	5-1
第 33 条の 2	○	法人各機関の事務所に「規程集」を備えおき、また、寄附行為は法人ホームページにも公開している。	5-1
第 35 条	○	寄附行為」第 5 条に定め、遵守している。	5-2 5-3
第 35 条の 2	○	法律に従い、適切に運用している。	5-2 5-3
第 36 条	○	「寄附行為」第 16 条を定め、遵守している。	5-2
第 37 条	○	「寄附行為」第 11、12、15 条に定め、遵守している。ただし、第 13 条に規定の通り、理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。	5-2 5-3
第 38 条	○	「寄附行為」第 6 条、7 条に定め、遵守している	5-2
第 39 条	○	「寄附行為」第 7 条（監事の独立性を確保）に定め、遵守している	5-2
第 40 条	○	「寄附行為」第 9 条に定め、遵守している	5-2
第 41 条	○	「寄附行為」第 20 条に定め、遵守している	5-3
第 42 条	○	「寄附行為」第 22 条に定め、遵守している	5-3
第 43 条	○	「寄附行為」第 23 条に定め、遵守している。	5-3
第 44 条	○	「寄附行為」第 24 条に定め、遵守している	5-3
第 44 条の 2	○	「寄附行為」第 48 条に定め、遵守している。	5-2 5-3
第 44 条の 3	○	法律（私立学校法）に従い、適正に運用している。	5-2 5-3
第 44 条の 4	○	法律（私立学校法）に従い、適正に運用している。	5-2 5-3
第 44 条の 5	○	法律（私立学校法）に従い、適正に運用している。	5-2 5-3
第 45 条	○	「寄付行為」第 44 条に定め、遵守している。	5-1
第 45 条の 2	○	「寄附行為」第 33 条に定め、遵守している。	1-2 5-4 6-3
第 46 条	○	「寄附行為」第 35 条第 2 項に定め、遵守している。	5-3
第 47 条	○	「寄附行為」第 36 条第 2 項に定め、遵守している。	5-1
第 48 条	○	「寄附行為」第 38 条及び「役員・評議員の報酬及び手当等に関する規程」に定め、遵守している。	5-2 5-3

同朋大学

第 49 条	○	「寄附行為」第 40 条及び「学校法人同朋学園経理規程」第 4 条に定め、遵守している。	5-1
第 63 条の 2	○	「寄附行為」第 37 条に定め、遵守している。	5-1

学校教育法（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 99 条	○	「大学院学則」第 1 条に定め、遵守している。	1-1
第 100 条	○	「大学院学則」第 3 条に定め、遵守している。	1-2
第 102 条	○	「大学院学則」第 20 条に定め、遵守している。	2-1

学校教育法施行規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 155 条	○	「大学院学則」第 20 条に定め、遵守している。	2-1
第 156 条	○	「大学院学則」第 20 条第 2 項に定め、遵守している。	2-1
第 157 条	—	該当しない。	2-1
第 158 条	—	該当しない。	2-1
第 159 条	—	該当しない。	2-1
第 160 条	—	該当しない。	2-1

大学院設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	大学院設置基準に基づき、適正に運用している。	6-2 6-3
第 1 条の 2	○	「大学院学則」第 1 条に定め、遵守している。	1-1 1-2
第 1 条の 3	○	「大学院学則」第 21 条、募集要項により明記し、遵守している。	2-1
第 1 条の 4	○	学園の組織については「学校法人同朋学園組織規程」にその役割分担を定め、教員と事務職員等の連携及び協働については、大学院担当教員と事務部（教務）職員が連携及び協働し、職務を遂行している。	2-2
第 2 条	○	「大学院学則」第 3 条に定め、遵守している。	1-2
第 2 条の 2	○	「大学院学則」第 3 条に定め、遵守している。	1-2
第 3 条	○	「大学院学則」第 3 条及び第 6 条に定め、遵守している。	1-2
第 4 条	○	「大学院学則」第 3 条及び第 6 条に定め、遵守している。	1-2
第 5 条	○	「大学院学則」第 3 条に定め、教員数は大学院設置基準を遵守している。	1-2
第 6 条	○	「大学院学則」第 4 条に定め、遵守している。	1-2
第 7 条	○	学部教員が大学院教員を兼任する等、適切に連携している。	1-2
第 7 条の 2	—	該当しない。	1-2

同朋大学

			3-2 4-2
第7条の3	—	該当しない。	1-2 3-2 4-2
第8条	○	エビデンス集（データ編）認証評価共通基礎データの教員組織に記載の通り、適切に配置している。	3-2 4-2
第9条	○	「同朋大学教員の採用・昇格に関する資格審査規程」第10条及び第11条に規定し、教員の配置については、基準教員数を満たし適切に配置している。	3-2 4-2
第10条	○	「大学院学則」第5条に定め、遵守している。	2-1
第11条	○	「大学院学則」第11条及びカリキュラム・ポリシーに定め、遵守している。	3-2
第12条	○	「大学院学則」第11条に定め、遵守している。	2-2 3-2
第13条	○	「大学院学則」第11条に定め、大学院設置基準第9条に規定される教員が担当することとしている。	2-2 3-2
第14条	○	必要に応じて平日夜間及び休業日に授業を実施している。	3-2
第14条の2	○	「同朋大学大学院履修規程」第2章及び「同朋大学学位論文審査並びに最終試験に関する規定」並びに「学生生活」及び各科目のシラバスにおいて明示している。	3-1
第14条の3	○	「同朋大学大学院ファカルティ・ディベロップメント委員会規程」に定め、定期的な研修等を行っている。	3-3 4-2
第15条	○	「大学院学則」、各種規程に定め、遵守している。	2-2 2-5 3-1 3-2
第16条	○	「大学院学則」第17条に定め、遵守している。	3-1
第17条	○	「大学院学則」第17条第2項に定め、遵守している。	3-1
第19条	○	大学院設置基準に基づき、適切に備えている。	2-5
第20条	○	大学院設置基準に基づき、適切に備えている。	2-5
第21条	○	大学院設置基準に基づき、適切に備えている。	2-5
第22条	○	学部に教育研究に支障がない範囲で大学と大学院で共用している。	2-5
第22条の2	—	該当しない。	2-5
第22条の3	○	大学院設置基準に基づき、適切に備えている。	2-5 4-4
第22条の4	○	本学の建学の精神に基づき適切な名称である。	1-1
第23条	—	該当しない。	1-1 1-2
第24条	—	該当しない。	2-5
第25条	—	該当しない。	3-2
第26条	—	該当しない。	3-2
第27条	—	該当しない。	3-2 4-2

同朋大学

第 28 条	—	該当しない。	2-2 3-1 3-2
第 29 条	—	該当しない。	2-5
第 30 条	—	該当しない。	2-2 3-2
第 30 条の 2	—	該当しない。	3-2
第 31 条	—	該当しない。	3-2
第 32 条	—	該当しない。	3-1
第 33 条	—	該当しない。	3-1
第 34 条	—	該当しない。	2-5
第 34 条の 2	—	該当しない。	3-2
第 34 条の 3	—	該当しない。	4-2
第 42 条	○	学校法人同朋学園事務分掌規程を定め、遂行している。	4-1 4-3
第 42 条の 2	○	「同朋学会会則」第 4 条に定める賛助会員になることにより、大学院博士課程修了後も学術の研究と発表を行う機会を得ることができる。	2-3
第 42 条の 3	○	大学院生対象の各種奨学金について、「学生募集要項」、「学生生活」を通じ、学生及び入学を志望する者に明示している。	2-4
第 43 条	○	「学校法人同朋学園事務職員研修規程」、「同朋大学大学院ファカルティ・ディベロップメント委員会規程」を定め、組織的な FD・SD 研修会を行っている。	4-3
第 45 条	—	該当しない。	1-2
第 46 条	—	該当しない。	2-5 4-2

専門職大学院設置基準 「該当なし」

学位規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 3 条	○	「大学院学則」第 18 条及び「同朋大学学位規程」第 4 条に定め、遵守している。	3-1
第 4 条	○	「大学院学則」第 18 条及び「同朋大学学位規程」第 3 条に定め、遵守している。	3-1
第 5 条	○	「同朋大学学位規程」第 12 条第 2 項に定め、遵守している。	3-1
第 12 条	○	「同朋大学学位規程」第 21 条に定め、に定め、遵守している。	3-1

大学通信教育設置基準 「該当なし」